

函館市地域防災計画

令和6年2月

函館市防災会議

第1章 総 則	1
第1節 計画の方針	1
第1項 計画の目的.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	1
第3項 計画の構成.....	2
第4項 計画の修正.....	3
第2節 函館市の防災ビジョン	4
第3節 函館市防災会議	5
第1項 防災会議の所掌事務.....	5
第2項 防災会議の構成.....	6
第4節 市および防災関係機関が行う業務の大綱と市民等の責務	7
第1項 市および防災関係機関が行う業務の大綱.....	8
第2項 市民、自主防災組織および事業所の責務.....	13
第3項 災害に対する意識の高揚.....	13
第5節 市域の災害環境	14
第1項 自然条件.....	14
第2項 社会条件.....	17
第3項 災害履歴.....	21
第6節 被害想定	23
第1項 目的.....	23
第2項 本市における地震想定.....	23
第3項 北海道による地震津波想定.....	24

第2章	災害予防計画	25
第1節	災害に強い組織・ひとづくり	25
第1項	自主防災組織の育成・支援	25
第2項	防災知識の普及・啓発	27
第3項	消防団の強化	28
第4項	防災訓練の実施	29
第5項	ボランティアの活動環境の整備	30
第2節	災害に強いまちづくり	32
第1項	地域特性を考慮した都市防災化の推進	32
第2項	災害に強い都市施設整備	32
第3節	消防・救急体制の強化	34
第1項	消防・救急体制の整備	34
第2項	消防水利・資機材の確保	34
第3項	消防職員および消防団員の教育訓練	35
第4節	土木および公共施設の予防対策	36
第1項	道路・橋梁の予防対策	36
第2項	港湾・空港施設の予防対策	36
第3項	河川・海岸施設の予防対策	37
第4項	がけ地・急傾斜地等の予防対策	37
第5項	公共施設の予防対策	38
第6項	文化財等の予防対策	38
第5節	ライフライン施設の予防対策	40
第1項	上・下水道施設の予防対策	40
第2項	電力施設の予防対策	40
第3項	ガス施設の予防対策	40
第4項	通信施設の予防対策	40
第5項	鉄道施設の予防対策	41
第6項	都市交通施設の予防対策	41
第6節	業務継続計画の策定	42
第1項	業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の概要	42
第2項	函館市業務継続計画の位置づけおよび計画の見直し	42
第7節	避難体制の整備	43
第1項	避難誘導體制の整備	43
第2項	避難計画、ハザードマップの作成等	43
第3項	指定緊急避難場所の指定	44
第4項	指定避難所の指定	45
第5項	指定緊急避難場所および指定避難所の指定の取消し等	45

第6項	指定緊急避難場所および指定避難所の調査	46
第7項	指定緊急避難場所および指定避難所の市民等への周知	46
第8節	円滑な応急対策への備え	47
第1項	医療救護活動の環境整備	47
第2項	緊急輸送道路、緊急交通路等の整備	47
第3項	給水活動体制の整備	48
第4項	食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備	49
第5項	住宅対策の整備	50
第6項	防疫・衛生活動体制の整備	50
第7項	ごみ・し尿処理体制の整備	51
第8項	風水害予防体制の強化	51
第9節	要配慮者対策	52
第1項	避難行動要支援者対策	52
第2項	情報伝達や避難支援体制の整備	53
第3項	社会福祉施設等の対策	54
第4項	外国人への対策	54
第5項	観光客等に対する対策	55

第3章	災害応急対策計画	57
第1節	災害応急体制	57
第1項	災害対策本部の設置・廃止	57
第2項	地区災害対策本部の設置・廃止	58
第3項	現地災害対策本部の設置・廃止	58
第4項	代替本部の設置	59
第5項	職員の動員・配備	59
第2節	災害情報等の収集・伝達	66
第1項	情報伝達系統	66
第2項	災害情報通信手段	68
第3項	災害時の広報	70
第4項	本部情報連絡員の派遣	70
第5項	災害情報の記録	70
第6項	異常現象を発見した者の措置等	71
第7項	災害情報の収集・統括および報告	71
第3節	応援要請	72
第1項	応援要請の基準	72
第2項	法令に基づく応援	72
第3項	協定に基づく応援	73
第4項	その他の応援	73
第4節	消防活動	74
第1項	応急活動体制の確立	74
第2項	応援要請	75
第3項	被害情報の収集・伝達	75
第4項	消火活動の優先	75
第5項	救助・救急活動の優先	76
第5節	応急医療・救護	77
第1項	応急医療体制の確立	77
第2項	医療救護所の設置	77
第3項	医療班の派遣	79
第4項	医薬品・医療資機材の確保	79
第5項	メンタルヘルス対策（心のケア）	79

第6節	避難と受入れ、警戒区域の設定	80
第1項	避難指示等の実施責任者と措置内容	80
第2項	避難指示等の発令	82
第3項	避難誘導の実施	88
第4項	避難所の開設・運営	88
第5項	避難所の統合および廃止	89
第6項	警戒区域の設定	89
第7節	生活救援対策	91
第1項	応急給水	91
第2項	食料の供給	92
第3項	生活必需品の供給	93
第4項	災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分	94
第5項	防疫・環境対策の実施	94
第8節	要配慮者対策	96
第1項	避難行動要支援者への避難支援	96
第2項	避難支援等関係者による避難支援	96
第3項	要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告	96
第4項	避難生活における要配慮者への配慮	96
第5項	社会福祉施設等における対策	97
第9節	家庭動物等の救護対策	98
第10節	ボランティアの受入れ・派遣	99
第1項	災害ボランティアセンターの設置・運営	99
第2項	ボランティア活動拠点	100
第3項	ボランティア活動の内容	100
第11節	安否の確認、遺体の安置・措置	101
第1項	安否の確認	101
第2項	安否情報の提供	101
第3項	行方不明者の捜索	102
第4項	災害時の氏名等の公表	103
第5項	遺体の安置・措置	103
第12節	文教対策	104
第1項	園児・児童・生徒の安否確認と被害状況の報告	104
第2項	応急教育の実施	104
第3項	教科書・学用品の調達および支給	105
第4項	学校給食の実施	105
第13節	緊急輸送	106

第1項	緊急輸送の範囲	106
第2項	緊急輸送道路、緊急交通路等の確保	106
第3項	船舶による海上輸送の確保	107
第4項	ヘリコプターによる航空輸送の確保	107
第5項	緊急輸送のための交通規制	107
第14節	建物対策	109
第1項	災害時の住宅の供給	109
第2項	被災宅地安全対策	111
第3項	建物の応急危険度判定	112
第4項	建物の解体・撤去	113
第5項	市営住宅等への一時入居	113
第15節	ライフライン施設の応急対策	114
第1項	上・下水道施設の応急対策	114
第2項	電力施設の応急対策	114
第3項	ガス施設の応急対策	115
第4項	通信施設の応急対策	115
第5項	鉄道施設の応急対策	117
第6項	都市交通施設の応急対策	117
第16節	土木および公共施設の警戒および応急対策	118
第1項	警戒体制	118
第2項	道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の応急対策	119
第3項	がけ地・急傾斜地等の応急対策	119
第4項	公共施設の応急対策	120
第5項	文化財等の応急対策	120
第17節	災害警備対策	121
第1項	北海道警察	121
第2項	函館海上保安部	121
第18節	災害救助法の適用	122
第1項	災害救助法の適用基準	122
第2項	災害救助法による救助内容	123

第4章	災害復旧計画	125
第1節	市民生活安定のための支援	125
第1項	被災者生活再建支援制度	125
第2項	罹災証明書および罹災届出証明書の交付	125
第3項	その他各種支援窓口の整備	126
第4項	経済の復旧支援	126
第5項	地震保険の活用	127
第2節	災害復旧事業の推進	128
第1項	激甚法による災害復旧事業	128
第2項	その他の法令による災害復旧事業	129
第3節	災害復興事業	132
第1項	復興計画の策定	132
第2項	復興計画の推進	132

第5章 個別災害対策計画	133
第1節 火山災害対策計画	133
第1項 恵山の概況	133
1 現状	133
2 過去の火山活動	133
第2項 予防対策	133
1 火山災害に対する防災力の向上	133
2 観測監視体制の強化および情報の共有	134
3 防災組織	134
4 避難促進施設の指定等	136
第3項 応急対策	136
1 防災体制の確立	136
2 火山情報の連絡、収集および伝達	136
3 避難計画	142
4 道路交通規制等	144
5 自衛隊等派遣要請	144
6 北海道駒ヶ岳の応急対策	144
第2節 雪害対策計画	145
第1項 積雪災害対策	145
1 除雪実施責任者	145
2 気象状況の把握	146
3 除排雪体制	146
第2項 融雪災害対策	146
1 気象情報等の把握	146
2 河川および下水道施設等の警戒および応急対策	146
第3節 海上災害対策計画	147
第1項 予防対策	147
1 海難事故に対する予防対策	147
2 船舶火災に対する予防対策	147
3 排出油等に対する予防対策	148
4 臨港地区等における危険物等災害に対する予防対策	148
第2項 応急対策	148
1 海難事故に対する応急対策	148
2 船舶火災に対する応急対策	148
3 油流出等に対する応急対策	149
4 臨港地区等における危険物等災害に対する応急対策	149
5 相互応援	149

第4節	林野火災対策計画	150
第1項	予防対策	150
1	気象情報の把握	150
2	入林者別対策と火入れ時期等の対策	150
第2項	消防対策	151
1	消火体制の確立	151
2	連絡体制の整備	151
第5節	航空災害対策計画	152
第1項	予防対策	152
1	航空輸送事業者に対する指導	152
2	連携体制の強化	152
3	防災訓練の実施	152
第2項	応急対策	152
1	情報通信連絡系統	152
2	災害対策本部の設置	153
3	現地災害対策本部の設置	153
4	消火および救助活動	153
5	救急医療活動	153
6	自衛隊派遣要請	153
7	避難誘導	153
8	遺体の安置・措置	153
第6節	大規模停電災害対策計画	154
第1項	予防対策	154
1	電力施設および設備等に対する予防対策	154
2	その他予防対策	154
第2項	応急対策	155
1	大規模停電による災害発生時の情報の連絡、収集および伝達	155
2	災害対策本部の設置	156
3	現地災害対策本部の設置	156
4	応急活動体制	156
5	消火および救助活動	156
6	救急医療活動	156
7	交通対策	157
8	避難誘導	157
9	応急電力対策	157
10	給水対策	157
11	防犯対策	157

12	応援要請	157
第7節	その他の災害対策計画	158
第1項	鉄道災害対策	158
第2項	道路災害対策	158
第3項	石油コンビナート等の防災対策	159
第4項	危険物等の災害対策	159

第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総則	161
第1項	推進計画の目的	161
第2項	地震関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 または業務の大綱	161
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	161
1	建築物、建造物の耐震化	161
2	避難場所の整備	161
3	避難経路の整備および消防用資機材の整備	161
4	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾または漁港の整備	161
5	通信施設の整備	161
第3節	災害対策本部の設置等	162
第1項	災害対策本部の設置	162
第2項	災害対策本部の組織および運営	163
第3項	災害応急対策要員の参集	163
第4節	地震発生時の応急対策等	162
第1項	地震発生時の応急対策	162
1	情報の収集・伝達	162
2	施設の緊急点検・巡視	162
3	二次被害の防止	162
4	救助・救急・消火・医療活動	163
5	物資調達	163
6	輸送活動	163
7	保健衛生・防疫活動	163
第2項	資機材、人員等の配備手配	163
1	物資等の調達手配	163
2	人員配置	163
3	災害応急対策等に必要な資機材および人員配置	163
第3項	他機関に対する応援要請	163
第5節	津波からの防護、円滑な避難および迅速な救助の確保に関する事項	163
第1項	津波からの防護のための施設の整備等	164
第2項	津波に関する情報の伝達等	164
第3項	地域住民等の避難行動等	164
第4項	意識の普及・啓発	165
第5項	消防機関等の活動	165
第6項	水道、電気、ガス、通信、放送関係	165

第7項	交通対策	166
第8項	市が自ら管理または運営する施設に関する対策	167
第9項	迅速な救助	168
第6節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき	
	防災対応に関する事項	168
第1項	後発地震への注意を促す情報等の伝達	168
1	後発地震への注意を促す情報等の伝達	168
第2項	災害応急対策をとるべき期間等	168
第3項	市のとるべき措置	169
第7節	防災訓練に関する事項	169
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	170

第 1 章 総 則

第1節 計画の方針

第1項 計画の目的

函館市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条および函館市防災会議条例第3条の規定に基づき、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的として、函館市防災会議が作成するものである。

市、防災関係機関、事業所、市民および自主防災組織は、地震などによる災害が発生し、または発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）は、本防災計画に基づき、それぞれの役割を十分に果たし、一致団結して予防・応急・復旧等の防災対策を実施するものとする。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。

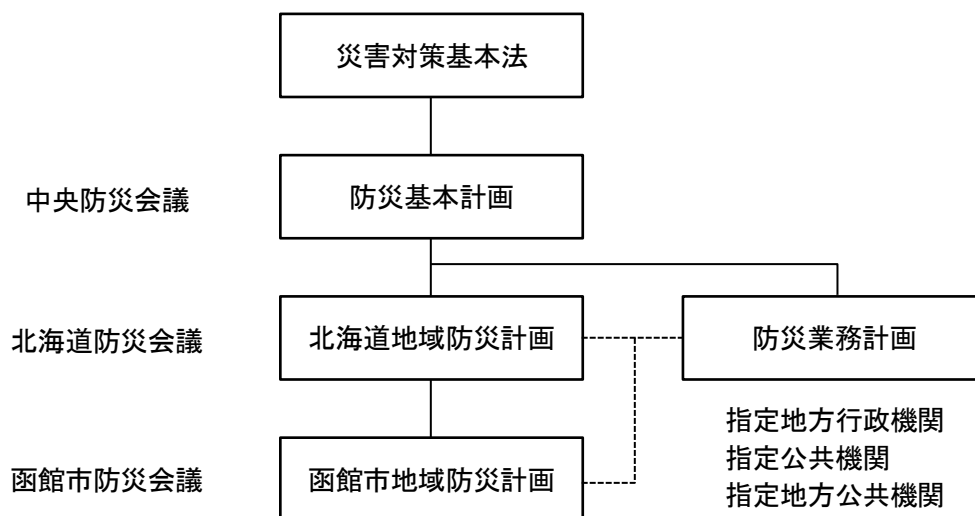


※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2項 計画の位置づけ

函館市地域防災計画は、「災害対策基本法」のほか、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）および「防災業務計画」（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）と関連性・整合性を有する。



函館市防災会議
総-3 (P5)

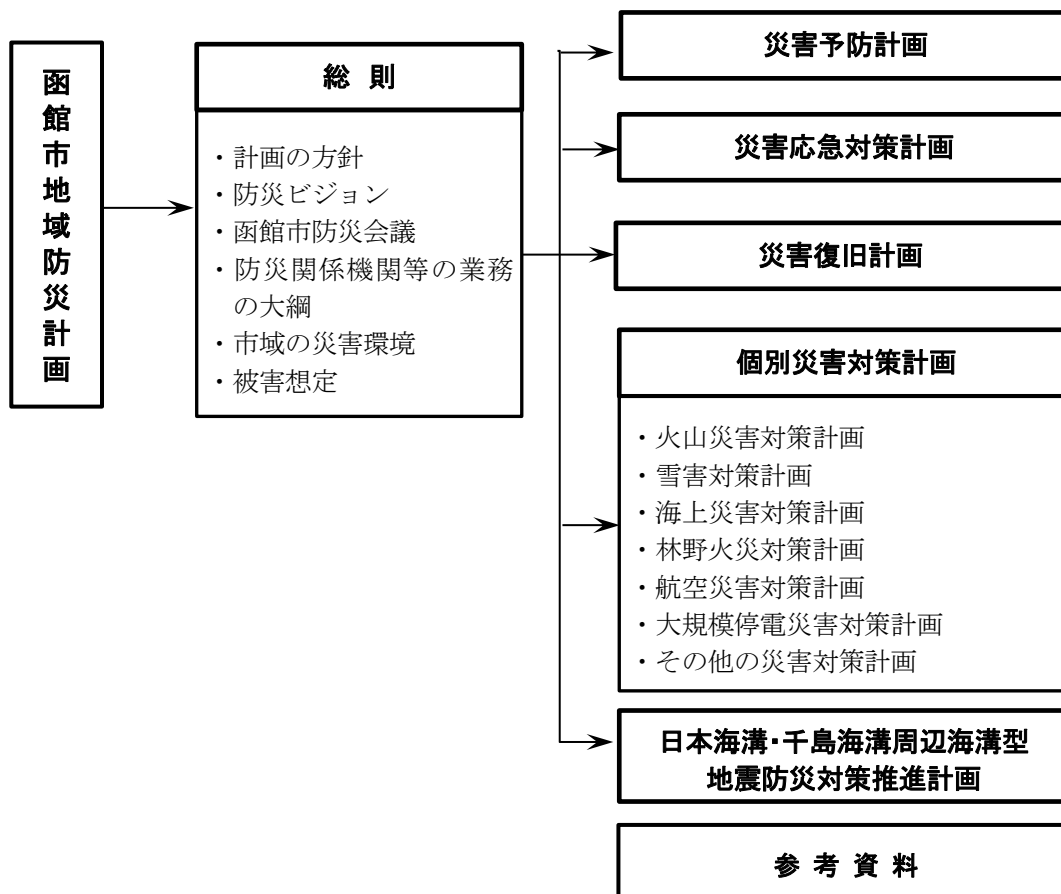
市および防災関係機関
が行う業務の大綱と市民
等の責務
総-4 (P7)

資料1 防災組織関係

第3項 計画の構成

函館市地域防災計画は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」、「個別災害対策計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の6章で構成される。各章の記載内容・範囲については、次のとおりである。

計画の構成	記載内容・範囲
総 則	市、防災関係機関および市民等の災害に対する取組みについて、その基本方針を定める。
災害予防計画	市が実施した地震被害想定結果や、北海道が実施した地震津波被害想定結果、過去の大規模地震災害のほか、近年、激甚化している大雨災害等の教訓をもとに、予防・応急・復旧計画を定める。 また、災害状況に応じて、市、防災関係機関および市民等が、いつ、何を、どのように行動すべきかを明らかにする。
災害応急対策計画	
災害復旧計画	
個別災害対策計画	火山災害対策、雪害対策、海上災害対策、林野火災対策、航空災害対策、大規模停電災害対策、その他の災害対策の合計7節から構成される。 各災害対策は、基本的には「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」を準用するが、それぞれの災害の特殊要素に応じた必要事項について本計画で定める。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項等を定める。



第4項 計画の修正

函館市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

「函館市地域防災計画の沿革」

年 月	事 項
昭和38年12月	函館市地域防災計画作成
昭和42年6月	第1回修正
昭和54年1月	第2回修正
平成6年7月	第3回修正
平成8年2月	第4回修正
平成12年4月	第5回修正
平成19年4月	第6回修正
平成24年5月	第7回修正
平成26年6月	第8回修正
平成28年3月	第9回修正
平成30年3月	第10回修正
平成31年3月	第11回修正
令和元年12月	第12回修正
令和6年2月	第13回修正

第2節 函館市の防災ビジョン

函館市は、これまでの大火をはじめ、地震や洪水等により、度重なる災害に見まわられてきたが、先人達の英知により防火帯の整備や河川の改修、下水道の整備、消防力の強化等に取り組み、“災害に強いまちづくり”に努めてきたところである。

ここに、今後とも“より災害に強いまちづくり”を推進するため、対策の基本方針となる「防災ビジョン」を定め、市、防災関係機関および市民等が、ソフト・ハードの両面から種々の防災対策に取り組んでいくこととする。

防災ビジョン
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」 2. 「都市防災化事業の推進」 3. 「広域応援体制の確立」

1. 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」

地震などの異常な自然現象は発生そのものを防ぐことはできないが、その被害の大きさは、防災対応のあり方によって大きく異なる。

このことから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、自助（市民自らの安全を自らで守ることをいう）・共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう）・公助（市および防災関係機関が実施する対策をいう）が効果的に推進され、市民、自主防災組織、事業所、市および防災関係機関の協働による、市民と行政等が一体となった防災体制の確立を目指す。

また、災害発生時には、市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図るとともに、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立による地域の防災力向上を図る。

2. 「都市防災化事業の推進」

地震や洪水等による被害を未然に防ぎ、または最小限とするためには、施設整備の推進が重要である。

このことから、市および防災関係機関等は、恒久的に災害に強いまちづくりを目指し、河川整備や海岸保全などの国土保全事業を計画的に推進するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業、広幅員道路の整備、建物の不燃化等の防災化事業を推進していく。

市および防災関係機関
が行う業務の大綱と市民
等の責務
総-4 (P7)

災害に強い組織・ひと
づくり
予防-1 (P25)

災害に強いまちづくり
予防-2 (P32)

3. 「広域応援体制の確立」

地震などによる大規模な災害が発生したときは、消火活動、救助・救出活動等において、一市町村レベルでは対応しきれない事態が考えられる。

このことから、行政相互はもちろん、民間等との協定締結等により、災害時の広域的な応援体制を確立し、防災力の向上を目指す。

また、市は、南北海道の中核都市として、防災に対するリーダーシップを発揮していく。

第3節 函館市防災会議

市および防災関係機関等は、函館市の地域に係る災害の予防、応急および復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、函館市防災会議を組織する。

第1項 防災会議の所掌事務

1. 函館市地域防災計画の作成およびその実施の推進
2. 市長から諮問された市の地域に係る防災に関する重要事項の審議
3. 市の地域に係る防災に関する重要事項についての市長に対する意見の具申
4. 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議
5. 上記のほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

資料1 防災組織関係

第2項 防災会議の構成

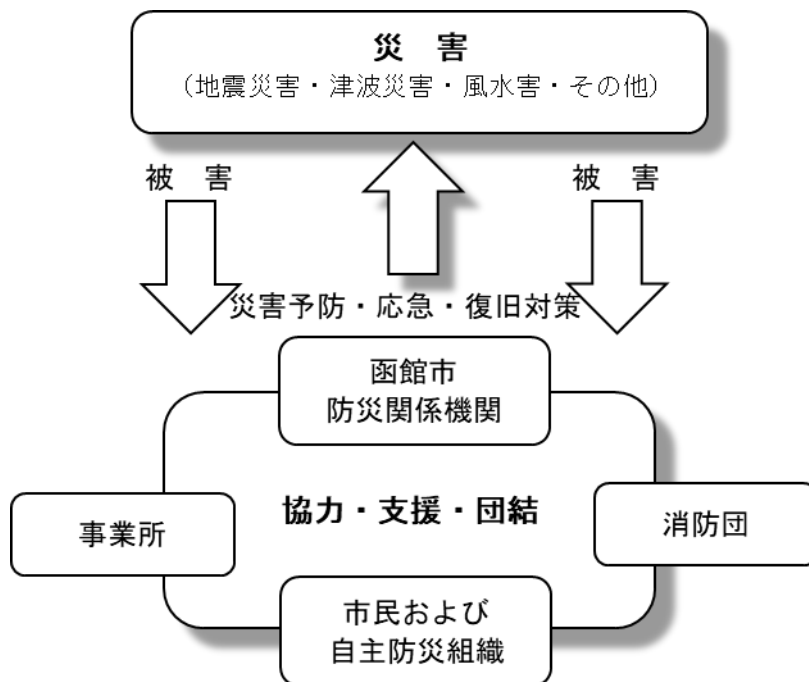
函館市防災会議は、市長を会長とし、函館市防災会議条例第2条第5項に定める次の防災関係機関および団体をもって構成する。



第4節 市および防災関係機関が行う業務の大綱と市民等の責務

市、防災関係機関、市民および自主防災組織等は、地震などによる災害から市民の生命、身体および財産を守るため、災害対策基本法に基づき、協力・支援体制を確立し一致団結して、災害予防・応急・復旧対策にあたらなければならない。

計画の方針
総-1 (P1)



第1項 市および防災関係機関等が行う業務の大綱

市および防災関係機関等が、地震などによる災害から市民の生命、身体および財産を守るために行う業務の大綱は、次のとおりである。

1. 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
北海道開発局 函館開発建設部 (函館開発建設部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の伝達、収集 ・被害の拡大および二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援 ・現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 ・災害用資機材等の地域への支援 ・浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣 ・国道の整備ならびに災害復旧の実施 ・第3種漁港、第4種漁港および港湾施設の整備ならびに災害復旧の実施 ・国管理空港の土木施設の整備および災害復旧の実施
北海道財務局 函館財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎入居官署との連絡・調整 ・国家公務員合同宿舎の被害状況調査および復旧活動 ・証券会社に対する被災者顧客の便宜を考慮した措置の要請 ・地方公共団体に対する災害復旧事業債および災害つなぎ資金の貸付措置 ・民間金融機関に対する災害関係の融資、預貯金の払戻および中途解約、手形交換、休日営業等、ならびに保険会社に対する保険金支払の迅速化、保険料払込猶予期間の延長等、措置の要請 ・函館市に対する国有財産法令に基づく国有財産の無償貸付または使用許可
北海道農政事務所 函館地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が調達および供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
北海道森林管理局 函館事務所 渡島森林管理署 檜山森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災の予防対策および未然防止の実施 ・治山対策の実施 ・災害時における要請に基づく緊急対策および緊急復旧資材の供給
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防災関係物資の供給および危険物等の保安ならびに事業所等の指導 ・中小企業者等に対する復旧資金の融資、斡旋 ・電気、ガス事業の防災上の措置の実施に関する指導
北海道運輸局 函館運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸上輸送および海上輸送の連絡調整 ・災害時における港湾諸作業の調整および施設利用の斡旋 ・船舶施設の安全確保 ・鉄道、軌道、索道および自動車輸送事業の安全確保
東京航空局 函館空港事務所 (函館空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・航空事業者等への災害防止に関する指導 ・航空機遭難時における捜索および救難の調整 ・災害時における救難航空機等の受入調整

注) 関係機関名称の（ ）は本文中で略称として使用

1. 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	業 務 の 大 綱
第一管区海上保安本部 函館海上保安部 （函館海上保安部） 第一管区海上保安本部 函館航空基地 （函館航空基地）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の船舶への周知および災害情報の収集 ・ 災害時における船舶の避難誘導および救助ならびに航路障害物の除去 ・ 災害時における傷病者、医師、避難者または救援物資等の緊急輸送 ・ 海上における人命の救助 ・ 海上交通の安全確保 ・ 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請 ・ 海上における犯罪の予防および治安の維持 ・ 海上災害や海難事故等による沿岸地域の著しい大量油または有害液体物質の防除活動
函館地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、地象、地動および水象の観測およびその成果の収集、発表 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説 ・ 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 ・ 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・ 防災気象情報の理解促進および防災知識の普及啓発
北海道総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における電気通信の確保および非常通信の訓練、運用、管理

2. 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第28普通科連隊 海上自衛隊函館基地隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水および通信の支援等

3. 北海道

機 関 名	業 務 の 大 綱	
渡島総合 振興局	地域創生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備ならびに物資および資材の備蓄等その他災害予防措置 ・ 防災知識の普及および教育ならびに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援 ・ 災害応急対策および災害復旧対策の実施 ・ 市町村および指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の総合調整 ・ 自衛隊の災害派遣要請 ・ 災害救助法の適用
	函館建設管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する道路、河川、ダム、砂防、急傾斜地、漁港、海岸の整備および災害復旧の実施 ・ 水防団体に対する技術指導
	保健環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、救護対策の実施
	東部森林室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野火災の予防および消防対策の実施
渡島教育局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における教職員の確保と教科書および学用品の調達 	

4. 北海道警察

機 関 名	業 務 の 大 綱
函館方面本部 函館方面函館中央警察署 函館方面函館西警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導および救出救助ならびに緊急交通路の確保 ・災害情報の収集 ・災害警備本部の設置運用 ・被災地、避難所、危険箇所等の警戒 ・犯罪の予防、取締り等 ・危険物に対する保安対策 ・自治体等の防災関係機関が行う業務の協力 ・広報活動

5. 函館市

業 務 の 大 綱
<ul style="list-style-type: none"> ・函館市防災会議の開催・運営 ・函館市災害対策本部の設置および組織の運営 ・防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施 ・函館市の所掌に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧対策の実施

6. 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社函館中央郵便局 〃 函館北郵便局 〃 函館東郵便局 (市内郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便輸送の確保および郵政業務運営の確保 ・郵便貯金および簡易保険事業の取扱いに係る非常措置 ・救援物資の配送 ・管理施設、用地の物資集積場所としての提供
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 (東日本電信電話北海道南支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保
株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店	<ul style="list-style-type: none"> ・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保
KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保
日本銀行函館支店	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報
日本赤十字社 北海道支部函館市地区 (日赤北海道支部 あるいは日赤函館市地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療、助産等の救助 ・民間団体および個人が行う救助活動の連絡調整 ・災害時における日用品の供給 ・災害義援金品の募集

注) 関係機関名称の () は本文中で略称として使用

6. 指定公共機関（つづき）

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本放送協会函館放送局 (NHK函館放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予報（注意報を含む）警報ならびに情報等、被害状況等の報道および防災広報 ・ 生活情報等の放送
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社（JR北海道） 日本貨物鉄道株式会社北海道支社 函館貨物駅（JR貨物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における鉄道輸送の確保 ・ 災害時における救援物資の緊急輸送および避難者の輸送等の支援
日本通運株式会社函館支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における救援物資の緊急輸送に係る関係機関の支援
北海道電力ネットワーク株式会社道 南統括支店 (北電ネットワーク道南統括支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給施設の防災対策 ・ 災害時における電力の円滑な供給

注) 関係機関名称の（ ）は本文中で略称として使用

7. 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
公益社団法人函館市医師会 (函館市医師会) 一般社団法人函館歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療関係機関との連絡調整および応急医療、助産、その他救助の実施
一般社団法人北海道薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療機関との連携による薬剤の調達
公益社団法人北海道看護協会 道南支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療機関との連携による応急医療、助産その他救助の支援
公益社団法人北海道獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における家庭動物の対応
北海道放送株式会社函館放送局 札幌テレビ放送株式会社函館放送局 北海道テレビ放送株式会社函館支社 北海道文化放送株式会社函館支社 株式会社テレビ北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予報（注意報を含む）、警報ならびに情報等、被害状況等の報道および防災広報 ・ 生活情報等の放送
北海道ガス株式会社函館支店 (北ガス函館支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス施設の保安 ・ 災害時におけるガスの円滑な供給
一般社団法人北海道エルピーガス協会 道南支部（北海道LPガス協会道南支 部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ LPガス施設の保安 ・ 災害時におけるガスの円滑な供給
一般社団法人函館地区トラック協会 (函館地区トラック協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資、復旧資機材、がれき等の輸送
一般社団法人北海道バス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における市民およびその他の輸送支援
一般社団法人北海道警備業協会 (北海道警備業協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における交通誘導業務

注) 関係機関名称の（ ）は本文中で略称として使用

8. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	業 務 の 大 綱
函館商工会議所 函館市亀田商工会	・災害時における物価の安定および救助物資の確保の協力
函館市町会連合会	・自主防災組織の設置促進 ・各町会への防災意識の啓発
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 (函館市社会福祉協議会)	・ボランティアコーディネーター等の養成 ・災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受入れおよび派遣 ・生活福祉資金の貸付
一般社団法人函館薬剤師会	・支援医薬品の分類、管理およびその情報の医師等への伝達 ・被災者服用医薬品に関する情報の収集 ・災害時処方箋の調剤および避難所での服薬指導
函館市女性会議	・災害応急対策活動等に対する女性等の視点の反映 ・災害時における活動の支援
函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター(NCV)	・生活密着情報の収集、提供 ・地域情報の収集、提供
函館赤十字血液センター	・災害時における血液製剤等の確保および供給
一般社団法人日本アマチュア無線連盟渡島檜山支部 (日本アマチュア無線連盟渡島檜山支部)	・災害時における情報の収集、伝達
汐首漁業無線局利用組合	・災害時における漁船に対する気象通報ならびに情報の提供
函館救難所, 戸井救難所, えさん救難所, 椴法華救難所, 南茅部救難所	・沿岸における海難救助
農業協同組合 土地改良区 漁業協同組合 森林組合	・共同利用施設の災害応急対策および災害復旧対策の実施 ・り災組合員に対する融資およびその斡旋 ・災害時における市民の避難および救援物資の緊急輸送支援
一般運送事業者	・災害時における救援物資の緊急輸送の支援
危険物関係施設の管理者	・災害時における危険物の保安の確保
電気通信事業者	・災害時における電気通信の確保に係る関係機関への支援
道南いさりび鉄道株式会社	・災害時における鉄道輸送の確保 ・災害時における救援物資の緊急輸送および避難者の輸送等の支援
北海道エアポート株式会社 函館空港事業所	・航空事業者等への災害防止に関する指導 ・災害時における救難航空機等の受入調整 ・航空機事故や自然災害等における緊急時対応計画の発動

第2項 市民、自主防災組織および事業所の責務

地震などによる災害から市民の生命、身体および財産を守るために、市民、自主防災組織および事業所が果たすべき責務は次のとおりである。

市民および自主防災組織の責務

「自らの命は自らが守る」
「災害時には、被害の拡大の防止、二次災害の防止に寄与する。」

- ① 日頃からの家庭内備蓄（「最低3日間、推奨1週間」分の非常食など）
- ② 防災知識の普及、厳冬期も想定した防災用資機材の備蓄、配備
- ③ 各種防災訓練の実施、参加
- ④ 災害教訓の伝承
- ⑤ 地域住民の救出活動
- ⑥ 要配慮者（高齢者、障がい者等）への支援
- ⑦ 正確な防災情報の収集と伝達（デマの防止）
- ⑧ 危険を察知した場合の自主避難と行政への通報
- ⑨ 行政機関の出す指示に迅速に従うこと（避難、誘導）
- ⑩ 消火、避難、誘導、救出、救護活動に関する支援
- ⑪ 避難所の運営に関する支援、協力
- ⑫ 炊き出し、救援物資等の配分等に関すること

事業所の責務

- ① 従業員の安全の確保
- ② 施設利用者の安全の確保
- ③ 自衛消防隊による防火、消火活動
- ④ 被害状況の把握、被害の拡大防止
- ⑤ 避難等の応急活動への協力
- ⑥ 所管施設の迅速な復旧
- ⑦ 災害時行動マニュアルおよび事業継続計画（BCP）の作成
- ⑧ 防災用品等の備蓄

第3項 災害に対する意識の高揚

1. 市は、市民による自主防災組織設立を積極的に支援し、災害に対する意識の高揚と自主防災組織の組織率向上を図る。
2. 市は、防災に関する市民講座の実施、さらに関係機関と連携した防災リーダーの育成を積極的に推し進める。

第5節 市域の災害環境

第1項 自然条件

1. 位置および面積

(平成30年10月1日現在)

位置 (市役所を中心とする)		広ぼう		面積
東 経	北 緯	東 西	南 北	
140度44分	41度46分	41.1km	32.8km	677.87km ²

2. 地形区分と地質

函館市は、北海道南西部の渡島半島南端に位置している。また、その地形は、山地、台地・段丘、低地、海岸線に区分される。

地形区分	地 形	地質・地盤	災害環境
山地 (北東部)	北東部の山地は、横津岳・七飯岳等の新第三紀から第四紀にかけて形成された最大標高1,167mの火山山地と、その北西端、南東端に形成された駒ヶ岳・恵山などの新期火山より構成された大～小起伏山地である。斜面傾斜は、概ね40度以下である。 山腹は亀田川、松倉川、汐泊川などの主要河川によって開析される。	片理が発達した粘板岩（硬岩）が東端部に分布する。北部には粗粒玄武岩等の火山岩類（硬岩）と凝灰岩を挟在する堆積岩類（軟岩）が広く分布する。全体的には固結した地盤である。	<ul style="list-style-type: none"> 粘板岩は急傾斜地においては崩壊が発生しやすい。 北部の軟岩分布域に地すべりの危険性がある。
台地・扇状地段丘 (北東部山地の西側)	函館市の東部山地の西側斜面には段丘地形が発達する。 函館平野に面する段丘面および段丘崖は、特に亀田川以南の山腹斜面上で北北西～南南東方向に典型的に発達する。	シルト、砂、礫およびこれらの互層からなる段丘堆積物で、固結度の進んだ凝灰岩層を覆っている。岩相変化が著しい。また東部海岸沿いには降下火山噴出物・火砕流堆積物が分布している。	<ul style="list-style-type: none"> 地盤は固くしまりがよいため、地震の揺れや液状化に対しては安全である。 台地の縁では崩壊等の危険性がある。
低地 (南西部)	低地は海岸に望む臨海低地（海岸平野）と、河川沿いの谷底低地および河川の山地・台地域からの出口にあたる場所に形成された扇状地性低地から成る。 河川沿い低地は、亀田川、松倉川、汐泊川、鮫川等の主要河川沿いの谷底に形成された狭小な氾濫原性低地である。	浸食凹地を埋積する堆積物で、粘土・シルトを主体とする軟弱地盤と砂・礫を主体とする部分がある。臨海部では砂州・砂丘が発達し、その背後には泥炭地が分布する。 函館湾臨海部では人工の埋め立て地がある。	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤のため地震の揺れが増幅しやすい。また液状化現象も発生しやすく、特に臨海部では顕著である。

3. 気象

市域は、津軽海峡に突き出た地形のために海洋性気候となり、夏の酷暑や冬の厳寒はなく、北海道の中では気温の年較差が比較的小さい温暖な都市といえる。

春

3月は日本海で低気圧が発達し、春の嵐となることがある。

4月から5月には、大陸から移動性高気圧が東進して来て乾燥した空気が上空をおおうようになるが、一方では、日本海を北上または東進する低気圧が北海道付近を通り、天気は周期的に変化する。

6月以降、本州の梅雨期には、オホーツク海に高気圧が停滞することがある。このオホーツク海高気圧から吹き出す低温多湿な東風の影響を受けると、低い雲や霧が立ちこめ気温が低く曇りの日が続く。

夏

本州の梅雨明け時期には、北上して来た梅雨前線により大雨になることがある。また台風が北上して来ると、梅雨前線を刺激してやはり大雨になることがある。

7月から8月にかけては、北太平洋高気圧が発達し、夏型の気圧配置となる。北太平洋高気圧から吹き出す夏の季節風により暖かく湿った空気が日本列島に流入するが、函館では海洋性気候のため30℃以上の真夏日は平年で概ね4日以下である。

秋

9月に入ると夏の主役の北太平洋高気圧は次第に弱まり、大陸の高気圧が徐々に強まる。この間には、春と同様に移動性高気圧と低気圧が交互に日本列島を通過し、天気が周期的に変化する。9月には、台風が1年のうちでいちばん接近しやすい時期になる。

10月に入ると北海道らしい清涼な気候となり、霜や結氷は函館では例年10月中旬から見られるようになる。

冬

11月から12月にかけては、雪の日が多くなるが降雪量は少ない。

冬型の気圧配置となり、北西の季節風が強まると気温が下がり吹雪になることもある。しかし、函館では渡島半島南部の駒ヶ岳から大千軒岳に至る山系が北西の季節風を遮るため、降雪量が多くなることは少ない。積雪は例年1月から2月にかけて最大となるが、平年値で1月が34cm、2月が41cmで、北海道の中では少ない。最も寒い1月でも月平均気温は-10℃より下がったことはない。

気象概況

要素 年	気 温 (°C)			平 均 湿 度 (%)	年降水量 (mm)	最 深 積 雪 (cm)	平 均 風 速 (m/s)	地 震 回 数 (有感)
	平 均	最 高	最 低					
平成20	9.5	28.9	-12.4	72	879.0	41	3.7	6
21	9.5	29.5	-11.5	72	1,339.0	35	3.5	5
22	9.9	33.0	-13.8	72	1,189.0	47	3.4	10
23	9.4	32.5	-12.1	74	1,116.0	50	3.4	44
24	9.5	32.6	-14.7	75	1,228.5	91	3.5	13
25	9.4	30.7	-13.6	76	1,323.0	55	3.5	7
26	9.4	31.8	-14.4	74	1,078.5	57	3.5	10
27	10.3	30.5	-9.0	75	1,143.0	33	3.6	14
28	9.7	32.7	-11.0	75	1,244.0	58	3.6	8
29	9.4	32.4	-12.0	76	1,291.0	27	3.5	6
30	9.8	30.9	-13.7	77	1,578.0	82	3.5	25
令和元	10.0	31.1	-14.1	74	937.0	49	3.6	10
2	10.2	32.7	-13.4	76	1,119.5	21	3.5	10
3	10.3	33.9	-14.1	76	1,255.5	44	3.6	12
4	10.2	30.7	-13.1	76	1,441.0	44	3.4	11

資料提供：函館地方気象台（観測地点：函館市美原3丁目4-4）

風 雨 状 況

要素 年	風 速 (m/s)						降 水 量 (mm)			
	最大	風 向	月 日	最大瞬間	風 向	月 日	日最大	月 日	1時間最大	月 日
平成20	17.1	北西	4/1	26.5	西南西	5/6	63.5	7/23	27.0	7/23
21	15.8	西	3/7	26.9	西南西	11/15	59.5	4/26	19.5	7/13
22	17.4	南西	3/21	26.7	南南西	3/13	47.0	8/12	24.0	7/29
23	17.1	西	5/2	25.9	西	5/2	38.0	9/6	23.5	9/5
24	16.1	西	12/6	27.9	南西	12/6	55.0	9/9	25.5	11/7
25	16.0	東南東	4/7	25.1	西	11/7	88.5	8/9	29.5	8/9
26	18.1	東北東	6/13	31.8	北東	6/13	71.5	8/22	16.0	8/22
27	15.6	北西	10/8	25.5	北西	10/8	58.5	8/18	17.0	8/18
28	21.7	東南東	8/30	34.2	東南東	8/30	58.5	8/30	26.5	8/30
29	18.8	東	9/18	29.2	東	9/18	81.5	7/22	58.5	7/22
30	19.4	欠測	9/5	33.2	欠測	9/5	84.5	8/16	25.0	8/22
令和元	16.2	西北西	12/4	25.4	西	12/4	81.5	9/23	24.5	8/30
2	16.0	西北西	12/26	30.9	西南西	3/20	51.5	9/15	27	9/11
3	15.5	西	2/16	27.8	西北西	2/16	88.0	11/2	22.5	11/2
4	13.9	南西	10/4	24.1	南南西	10/11	104.5	8/8	64.0	8/8

資料：函館地方気象台（観測地点：函館市美原3丁目4-4）

(注)平成30年については、観測機器に不具合が発見されたため、風向データを欠測としている。

第2項 社会条件

1. 人口

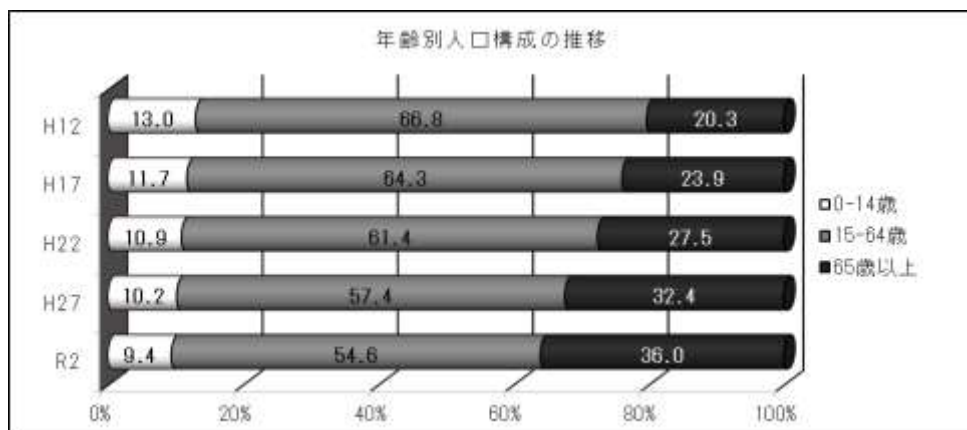
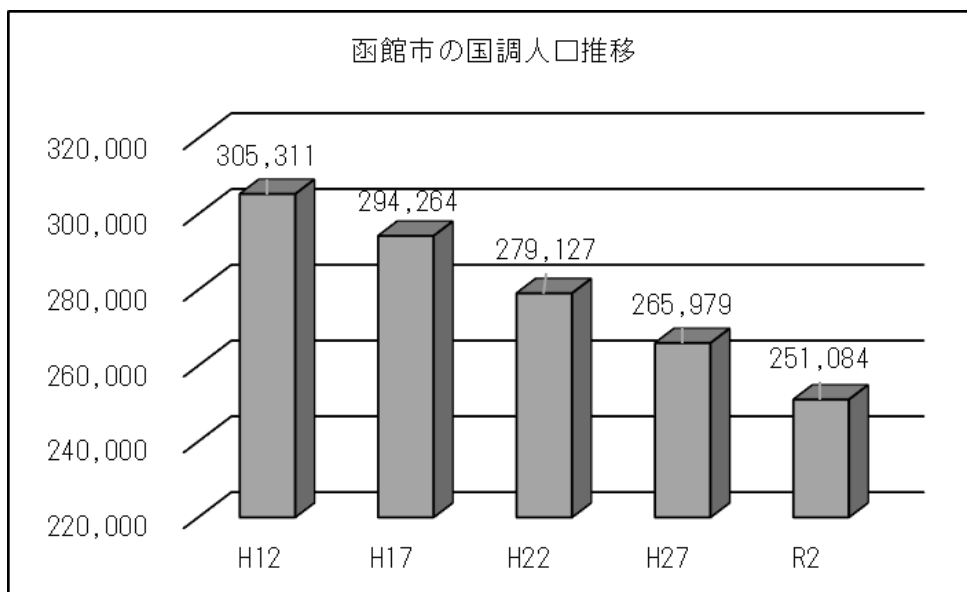
函館市の人口推移は、5年毎に行われる国勢調査の結果から、昭和55年の320,154人をピークに漸減しており、令和2年10月の国勢調査では251,084人となり、昭和55年以降、約6.9万人減少している。この国調人口の漸減傾向の過程で、都心部の人口は大きく減少を続けており、一方、郊外部における市街地の拡大とそれに伴う都市基盤施設整備の需要が増大している。また65歳以上の高齢者人口は90,400人（令和2年10月の国勢調査人口の36.0%）となり、今後も増加することが予想される。

要配慮者対策
予防-9 (P52)
応急-8 (P96)

函館市の国調人口

年次	人 口 (人)			割 合 (%)			
	総 数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	0-14歳	15-64歳	65歳以上
平成12年	305,311	39,591	203,855	61,855	13.0	66.8	20.3
17年	294,264	34,369	189,327	70,459	11.7	64.3	23.9
22年	279,127	30,474	171,405	76,637	10.9	61.4	27.5
27年	265,979	27,131	152,154	85,931	10.2	57.4	32.4
令和2年	251,084	23,646	137,038	90,400	9.4	54.6	36.0

(注)平成12年は平成16年12月に合併した地域を合算している。



2. 人口集中地区

人口集中地区は、市域のなかで人口密度が高い地域である。

令和2年10月の国勢調査によると、函館市の人口集中地区の人口は216,044人、面積は43.6km²となっている。

前回（平成27年）の調査と比較すると、人口は13,444人（5.9%）減少し、面積は1.2km²（2.8%）増加している。

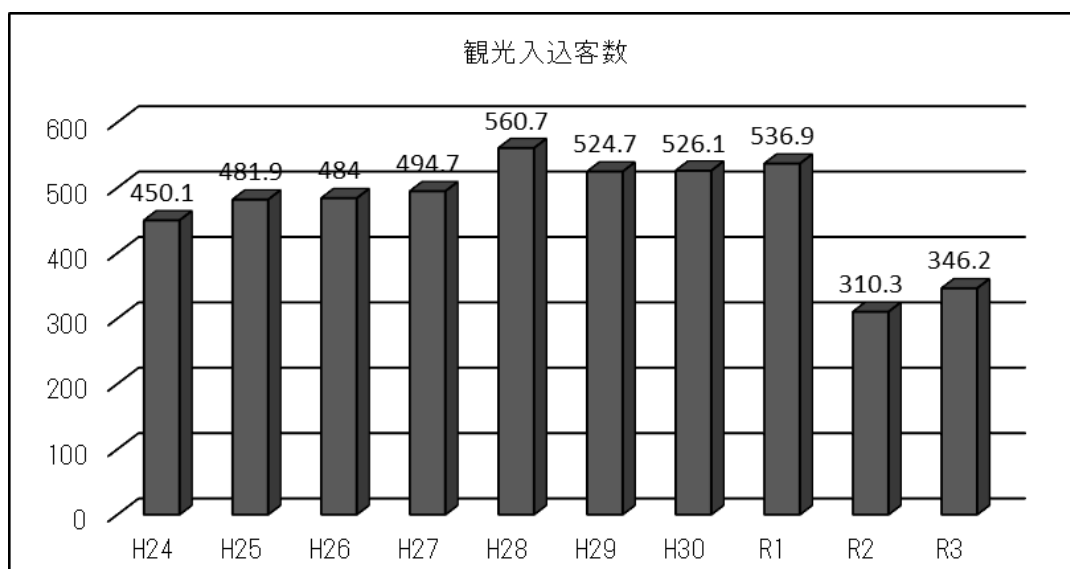
また、人口集中地区の人口および面積が市全体に占める割合をみると、市総面積の6.4%の地区に人口の86.0%が住んでいることになる。

人口集中地区人口の推移

年次	人口 (人)	総人口に 占める割合 (%)	面積 (km ²)	総面積に 占める割合 (%)	人口密度 (人/km ²)
平成 7年	277,471	92.8	41.7	12.0	6,649.2
12年	260,357	90.5	41.6	12.0	6,257.1
17年	251,552	85.5	42.0	6.2	5,983.6
22年	240,101	86.0	42.5	6.3	5,654.8
27年	229,488	86.3	42.4	6.3	5,415.0
令和 2年	216,044	86.0	43.6	6.4	4,960.8

3. 観光入込客数

函館市の観光入込客数については、平成28年度には、北海道新幹線の開業効果などにより、560万人を超える過去最高を記録し、その後も500万人台を維持してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による旅行自粛等により、令和2～3年度には、大幅に減少した。



4. ライフライン

(1) 上水道事業

函館市の水道事業は、令和3年4月に給水区域を東部4支所管内の簡易水道事業既認可区域に拡張し、簡易水道事業を廃止。計画給水人口247,000人、計画1日最大給水量104,000m³に計画変更を行った。

(ア) 本庁管内

旧函館市の水道事業は、明治21年の事業着手から約130年の歴史を持ち、この間、6次にわたる事業の拡張や給水区域の拡張が行われ、現在は計画給水人口236,569人、計画1日最大給水量95,314m³という供給体制が整っている。

また、浄水場は赤川高区浄水場、赤川低区浄水場、および旭岡浄水場の3箇所である。

地震による上水道管路被害は昭和43年十勝沖地震と平成5年北海道南西沖地震において発生している。この2つの地震における水道管被害の特徴は、十勝沖地震では配水管被害173箇所（延長245km）で創設期敷設管に被害が集中しており、被害地域は低地全域に広がっている。

北海道南西沖地震では同15箇所（延長791km）で、このうち6箇所が創設期の敷設管であり、また、被害地域は旧湿地の谷地頭地区と若松町・豊川町地区に集中している。北海道南西沖地震による配水管被害は十勝沖地震に比べ10分の1に激減し、被害率でいうと、北海道南西沖地震が0.018箇所/km、十勝沖地震で0.707箇所/kmとなり、その理由の1つとして十勝沖地震後の老朽管の更新事業が挙げられる。老朽管の更新は、北海道南西沖地震後も引き続き実施している。

水道事業拡張経過

(本庁管内)

事業名	事業区間 (年. 月～年. 月)	事業費 (千円)	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量(m ³)
創 設	明治 21.6 ～ 22.12	242	60,000	4,090
第1次拡張	明治 27.9 ～ 29.10	217	150,000	10,900
第2次 //	大正 6.5 ～ 13.3	3,124	200,000	25,000
第3次 //	昭和 11.6 ～ 25.3	12,419	200,000	25,000
第4次 //	昭和 25.4 ～ 38.3	758,106	200,000	70,000
第5次 //	昭和 41.4 ～ 47.3	1,017,097	250,000	100,000
第6次 //	昭和 48.4 ～ 54.3	3,300,705	300,000	154,000
給水区域拡張 認可変更	平成 4.4 ～ 6.3 令和 3.4 ～	346,684	308,000 236,569	154,000 95,314

上・下水道施設の予防
対策
予防-5-1 (P40)

上・下水道施設の応急
対策
応急-15-1 (P114)

(イ) 東部4支所管内

戸井・恵山・楸法華・南茅部地区の簡易水道事業は、昭和24年から昭和29年にかけて事業に着手している。その後、各地区で拡張工事を行い現在に至っている。

また、浄水場は、戸井地区1箇所、恵山地区3箇所、楸法華地区1箇所、南茅部地区の5箇所となっており、現在の計画給水人口は、約840人から約4,770人であり、計画1日最大給水量は約770m³から約4,080m³となっている。

(戸井地区)

事業名	事業期間 (年.月～年.月)	事業費 (千円)	計画 給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
創設 拡張工事	昭和29年～30年 昭和60.6～平成元.2	884,854	5,000	1,740
認可変更	令和3.4～		2,449	1,318

(恵山地区)

事業名	事業期間 (年.月～年.月)	事業費 (千円)	計画 給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
創設 拡張工事	昭和28年～35年 平成8.7～9.12	349,772	5,660	1,974
認可変更	令和3.4～		2,696	2,060

(楸法華地区)

事業名	事業期間 (年.月～年.月)	事業費 (千円)	計画 給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
創設 拡張工事	昭和24年～25年 平成7.11～12.3	463,602	1,700	654
認可変更	令和3.4～		841	771

(南茅部地区)

事業名	事業期間 (年.月～年.月)	事業費 (千円)	計画 給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
創設 拡張工事	昭和28年～30年 昭和45.8～平成15.12	1,109,720	10,186	3,367
認可変更	令和3.4～		4,774	4,076

(2) 下水道事業

函館市の下水道事業は、昭和23年の北部排水区開渠方式329haの事業認可を第一歩とし、その後緊急を要する地区ごとに区域の拡大変更を重ね、自然流下の合流式で管渠のみの整備に努めた。昭和30年代から周辺の都市化が進み、昭和41年に下水終末処理場の事業計画を策定し、汚泥処理場と汚水処理場の建設に着手した。

昭和49年に南下水終末処理場の第一期事業完成により処理場の運転が開始された。この時点では、14町を対象とし処理開始面積は285ha、処理区域人口33,000人であったが、その後徐々に区域の拡張認可変更が行われ現在に至っている。

上・下水道施設の予防
対策
予防-5-1 (P40)

上・下水道施設の応急
対策
応急-15-1 (P114)

下水道事業の推移（平成28～令和2年度）は、次のとおりである。

下水道事業の推移

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
排水区域面積 (ha)	4,775	4,782	4,793	4,794	4,795
人口 (人)	238,078	235,541	232,546	229,752	226,967
処理区域面積 (ha)	4,760	4,767	4,778	4,779	4,780
人口 (人)	237,998	235,466	232,480	229,683	226,899
管渠延長 (km)	1,340	1,349	1,354	1,355	1,358

第3項 災害履歴

過去の主な災害（昭和20年以降の災害救助法の適用を受けた災害含む）は、次のとおりである。なお、詳細な災害情報については、資料編9に記載する。

資料9 過去の災害状況

発生年月日	種 別	被 害 内 容	備 考
昭和23年 1月6日	暴 風	死者16人、家屋倒壊335棟、船舶被害11隻	
昭和29年 9月26日	台風15号	青函連絡船洞爺丸ほか4隻沈没 家屋損壊5,987棟、死傷者1,600人 漁船被害1,865隻ほか	災害救助法適用
昭和33年 8月19日	大 雨	死者3人、浸水家屋3,300棟 家屋倒壊24棟、田畑冠水495町	
昭和35年 5月24日	刊地震津波	浸水被害1,473棟 非住宅被害559箇所	
昭和40年 9月4日	豪 雨	死者1人、負傷者5人、流失・半壊家屋2棟 浸水家屋4,251棟 農地農作物被害42.1haほか	災害救助法適用
昭和43年 5月16日	十勝沖地震	マグニチュード7.9 震度5（強震） 負傷者7人、函館大学の倒壊、 住家損壊897棟、水道施設1,100箇所ほか	
昭和43年 8月21日	豪 雨 （旧恵山）	死者2人、負傷者2人、住家半壊2棟 浸水家屋58棟	
昭和47年 8月3日	豪 雨	死者1人、負傷者7人、家屋倒壊46棟 浸水家屋1,821棟、農林施設57箇所 水産施設271箇所ほか	災害救助法適用
昭和48年 9月24日	豪 雨 （旧南茅部）	死者8人、重軽傷者3人、家屋全壊16棟 半壊8戸、床上浸水65戸、床下浸水168戸 非住家全・半壊40戸、河川決壊35箇所 道13箇所、橋梁1箇所流出 崖崩れ62箇所他	災害救助法適用

発生年月日	種 別	被 害 内 容	備 考
昭和48年 9月24日	豪 雨 (旧戸井)	死者2人、軽傷2人、家屋全壊21棟 半壊16棟、一部損壊17棟、床下浸水78棟 非住家全・半壊77棟、河川被害8箇所 道路被害26箇所、橋梁被害1箇所 水道被害7箇所、崖崩れ123箇所他	災害救助法適用
昭和54年 10月19日 ～20日	台 風 (旧南茅部)	死者3人、負傷者3人、浸水家屋10棟	
平成2年 11月4日 ～5日	大雨・高波 (旧南茅部)	死者2人、負傷者3人、住宅全壊5棟 浸水家屋11棟、漁船流出31隻	
平成5年 7月12日	北海道 南西沖地震	マグニチュード7.8 震度4(中震) 負傷者1人、住家一部損壊50棟 港湾被害36件、商業被害118件ほか	
平成23年 3月11日	東北地方太 平洋沖地震 (津波被害)	マグニチュード9.0 震度4(中震) 死者1人、負傷者1人、住家床上浸水94棟 住家床下浸水67棟、住家一部破損4棟 非住家床上浸水481棟 非住家床下浸水24棟、非住家半壊1棟 非住家一部破損3棟、水産被害456件 土木被害25件ほか	東日本大震災
平成30年 9月6日	北海道胆振 東部地震 (大規模停電)	マグニチュード6.7 震度5弱 負傷者10人 住家半壊1棟、住家一部破損10棟 長期停電による経済被害ほか	災害救助法適用

第6節 被害想定

本節は、市が実施した地震被害想定結果および北海道が実施した地震津波被害想定結果の概要を掲載したものである。

これらの被害想定については、第2章以降に記載する各対策に反映させていくものとする。

第1項 目的

被害想定は、市の周辺で発生する可能性のある地震および津波を想定し、その地震や津波による被害（建物倒壊、人的被害、火災、浸水区域等）の予測結果に基づき、被害の程度と地域特性を把握することにより、市が備蓄する物資量の設定や、情報が空白となる発災直後に被害の発生する確率が高い地域を予測し、迅速に応急対策活動を行うための計画を策定するなど、より現実的な計画の策定を目指すために行うものである。

第2項 本市における地震想定

北海道の地震被害想定等調査結果報告書（平成30年2月）の公表を受け、同年9月に本市では、地震被害想定に関する調査を実施し、市に被害を与える危険性のある地震について、市周辺の地震活動および活断層の分布とその活動度を参照して、以下の3地震を設定した。

地震動・液状化の危険性、被害想定の詳細は、資料編に記載するとおりである。

被害想定の対象地震	断層モデル	マグニチュード
日本海側の地震	北海道南西沖の地震	8.0
太平洋側の地震	三陸沖北部の地震	8.3
内陸直下型の地震	函館平野西縁断層帯の地震	6.6

【地震動】 〈市内最大〉

	日本海	太平洋	直下型
市内最大震度	震度6弱 (5.8)	震度6強 (6.0)	震度6強 (6.4)

【主な被害想定】

冬の早朝、夏の昼間、冬の夕方 of 3パターンのうち、最も被害の大きい数値は以下の通り。

(単位：箇所、人)

対象地震	建物被害		ライフライン被害			
	全壊	半壊	上水被害	断水人口	下水被害	機能支障人口
日本海	18	99	20	8,835	42	6,289
太平洋	67	293	54	28,885	61	9,248
直下型	135	751	99	65,796	81	11,927

(単位：件、棟、人)

対象地震	火災被害		人的被害		
	出火件数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
日本海	1 件未満	1 棟未満	2	29	2,650
太平洋	2	1 棟未満	9	101	7,077
直下型	9	50	7	179	14,209

第3項 北海道による地震津波想定

令和2年に国が公表した日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルを受け、令和3年に北海道が「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づき、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定した。浸水想定は、「函館市津波避難計画（令和4年7月修正）」や津波ハザードマップ（令和4年9月作成）で示すほか、被害想定については、令和4年7月および12月に北海道が公表しており、本市における被害想定の主なもの、以下のとおりである。

① 建物被害（全壊棟数）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	40 棟	110 棟	110 棟
液状化	1,600 棟	1,600 棟	1,600 棟
津波	46,000 棟	46,000 棟	46,000 棟
急傾斜地崩壊	10 棟	10 棟	10 棟
計	48,000 棟	48,000 棟	48,000 棟

② 人的被害（死者数）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	—	—
津波【早期避難率高+呼びかけ】	120 人	2,200 人	2,900 人
津波【早期避難率低】	28,000 人	29,000 人	22,000 人
急傾斜地崩壊	—	—	—

※早期避難率高+呼びかけ：すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合

※早期避難率低：すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合

③ 負傷者数

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
早期避難率高+呼びかけ	80 人	120 人	170 人
早期避難率低	940 人	810 人	730 人

④ 低体温症要対処者

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			10,000 人

⑤ 避難者数

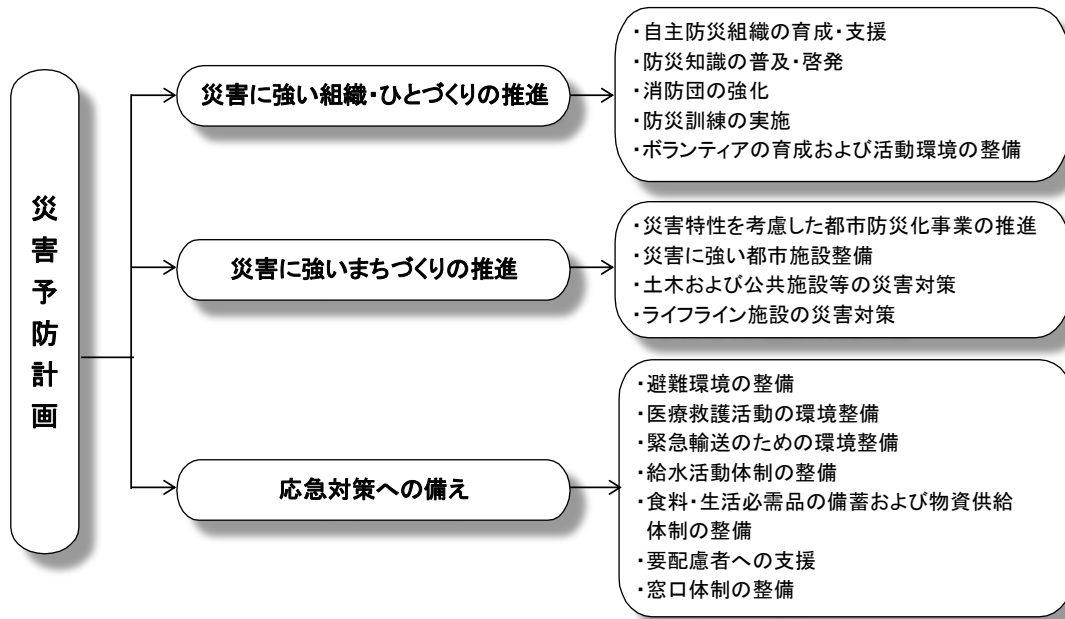
	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者数		74,000 人	

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

本章は、市域への大規模な地震や津波による災害および台風や集中豪雨等による風水害等の発生に備え、市および防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目および実施責任者等の基本事項について定めたものである。

災害予防計画の体系は、次のとおりである。



第1節 災害に強い組織・ひとづくり

市は、地震などによる災害に備え、市民一人ひとりが参加する自主防災組織活動の推進、市職員や防災関係機関職員、市民や事業所に対する防災知識の普及・啓発、消防団の強化、ボランティアの育成支援等を実施し、市や防災関係機関、市民、事業所等が一体となった災害に強い組織・ひとづくりを推進する。

第1項 自主防災組織の育成・支援

自主防災組織とは、町会等を単位として設置される組織で、防災活動への積極的な取り組みを進めるものをいい、市は、地域における取り組みが行えるよう、研修会の実施や防災士の資格取得の促進など、その活動と組織の育成を支援し、災害発生の防止と災害発生時の被害を最小限にとどめるよう努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するほか、防災リーダーの養成においては、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、風水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るとともに、女性防災リーダーの育成に努める。

函館市の防災ビジョン
総-2 (P4)

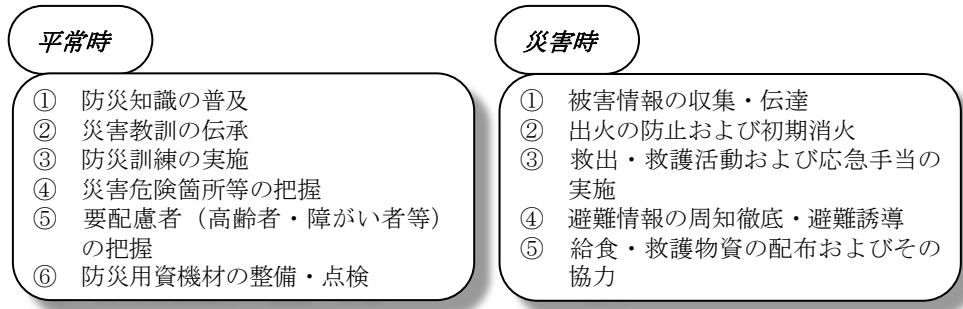
市民、自主防災組織
および事業所の責務
総-4-2 (P13)

資料1 防災組織関係

要配慮者対策
 予防-9 (P52)
 応急-8 (P96)

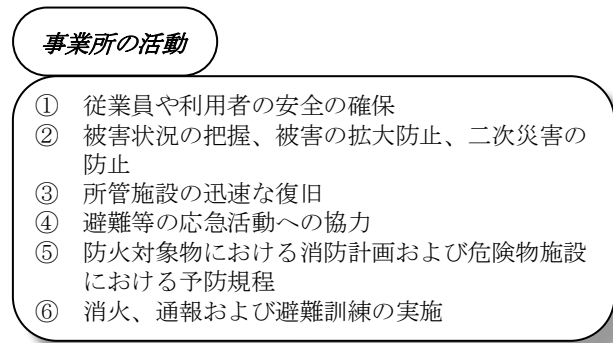
1. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。



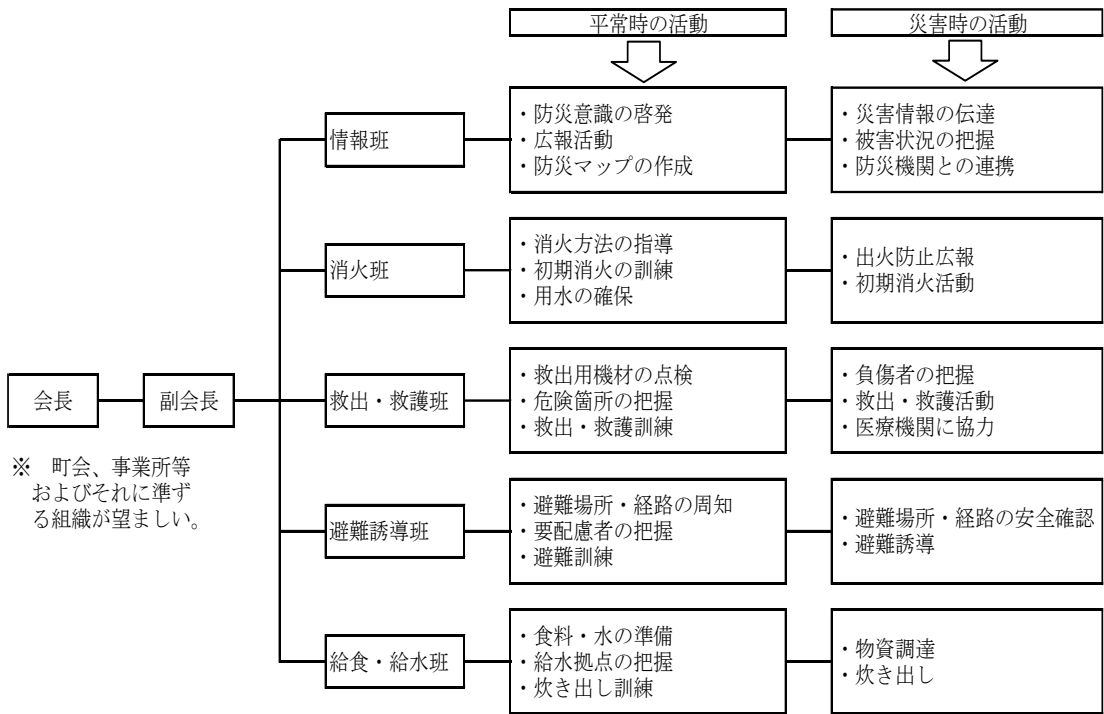
2. 事業所の活動

事業所は、災害発生時において消防法の規定に基づく自衛消防隊を活用するなどにより従業員や利用者等の安全の確保を図るとともに、地域の災害を最小限にとどめるよう防災活動に協力する。



3. 自主防災組織の編成基準(例)

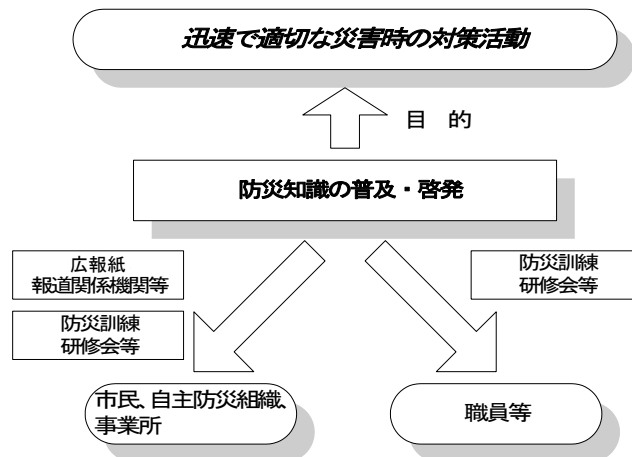
自主防災組織の編成と役割(例)



第2項 防災知識の普及・啓発

市および防災関係機関は、災害を予防し、またはその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民等に対する防災知識の普及・啓発および防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、災害時に男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。



1. 職員に対する防災教育

市および防災関係機関の職員は、研修会や訓練等を活用し、災害に関する基礎知識や予防・応急・復旧対策活動等、防災活動全般について学び、実施すべき事項の把握に努める。

重点項目

- (1) 防災関係職員としての意識の高揚
- (2) 災害（地震災害、津波災害、風水害など）に関する基礎知識
- (3) 市の災害に対する危険度と地域特性
- (4) 予防・応急・復旧対策活動の概要と時系列による整理
- (5) 各関係機関（各災害対策部）の役割と非常配備の対応内容
- (6) 災害情報の収集・伝達の方法

2. 市民・事業所に対する防災知識の普及

市および防災関係機関は、市民・事業所への防災教育について、広報紙、テレビ・ラジオや研修会等を通じて、災害時の混乱をできるだけ回避し、的確な判断や行動がとれるよう知識の普及を図る。

重点項目

- (1) 災害（地震災害、津波災害、風水害など）に関する基礎知識
- (2) 警戒情報と避難情報に関する事項
- (3) 生活必需品の備蓄（種類・量）について
- (4) 防災安心情報（避難場所）に関する案内
- (5) 災害情報の入手方法について
- (6) 救助・救護に関する基礎知識と心構え
- (7) 要配慮者への配慮について

3. 学校等教育機関における防災知識の普及・啓発および防災教育の推進

学校等教育機関においては、児童生徒等に対して、災害に関する予防等の知識向上および災害時における避難活動等の習得を積極的に推進するとともに、児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

重点項目

- (1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- (2) 地域や学校の実態を踏まえたより実践的な避難訓練の実施
- (3) 学校安全計画の策定と内容の充実
- (4) 学校における安全点検の充実
- (5) 安全教育に関する教職員の研修等の推進
- (6) 危険等発生時の対応マニュアルの見直し
- (7) 安全教育に係わる地域社会や家庭との連携・協力

第3項 消防団の強化

市（消防本部）は、地震などの災害が発生したときに、地域に密着し即時に対応することができ、将来にわたり地域防災力の中核としての役割を担う消防団の強化に努める。

重点項目

- (1) 消防団員としての意識の高揚
- (2) 災害（地震災害、津波災害、火山災害、風水害など）に関する基礎知識の習得
- (3) 災害時における役割および活動対応の認識
- (4) 消防職員および地域住民等と連携した訓練の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達方法の習得

第4項 防災訓練の実施

市、防災関係機関および自主防災組織等は、市民等の協力を得て、各種の防災訓練を行う。

また、日頃の研修等から得られた防災知識をもとに、災害時に迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、繰り返し訓練を重ねることとする。

市、防災関係機関および自主防災組織等は、防災訓練実施後に、訓練内容について検証を行い、その問題点を協議し、応急対策活動の充実を図る。

各種防災訓練

1. 地域防災訓練

自主防災組織(町会等)や周辺住民一人ひとりが積極的に参加し、警察や消防関係機関の協力のもとに、消火訓練、応急救護、避難等の基本的な訓練を行う。また、この訓練により、地域の防災に対する意識の高揚やコミュニティの連携の強化を図る。

(訓練項目)

- ① 初期消火訓練
- ② 応急救護訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 要配慮者の把握
- ⑥ その他

2. 函館市および防災関係機関の訓練

函館市や防災関係機関等は、各機関との連携を図り、災害直後の職員の混乱や初動・動員体制の遅れを最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、非常参集や災害通信連絡訓練等を行う。この訓練により、函館市の災害対策本部をはじめとし、各本部の機能強化を図る。

(訓練項目)

- ① 災害対策本部の設置・運営
- ② 災害通信連絡訓練
- ③ 報道機関との連携
- ④ 非常参集訓練
- ⑤ 避難救助訓練
- ⑥ 水防訓練
- ⑦ 消防訓練
- ⑧ 図上訓練
- ⑨ その他

3. 事業所・施設等における訓練

事業所や学校・病院・社会福祉施設等は、避難、誘導、救助等の定期的な訓練を実施する。

(訓練項目)

- ① 消火訓練
- ② 通報訓練
- ③ 避難・誘導訓練
- ④ 救助・救出訓練
- ⑤ その他

4. 応援協定に基づく訓練

協定締結先と応援の実施についての訓練を行う。

協力・支援・団結

5. 総合防災訓練

大地震や津波の発生または大火の発生を想定し、函館市や自衛隊、警察、医師会等の防災関係機関や施設管理者、一般市民をはじめとする自主防災組織やボランティア等は、各種防災訓練を活かし、防災総合訓練を実施する。また、この訓練により、災害時には、協力・支援体制を確立し、一致団結して実践的な応急災害対策活動の実現を図る。

(訓練項目)

- ① 災害対策本部の設置・廃止
- ② 災害通信連絡訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 応援部隊の要請
- ⑥ 交通規制
- ⑦ 各種事故処理訓練
- ⑧ その他

第5項 ボランティアの活動環境の整備

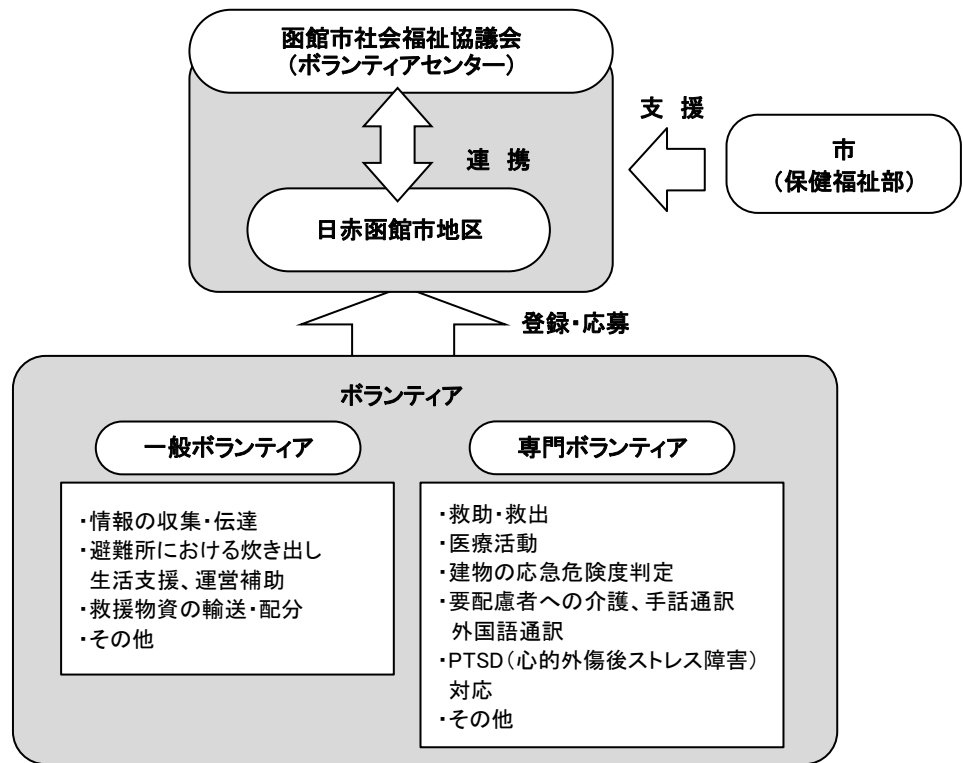
大規模な地震などが発生し、多くの被災者が出たときは、被災者の生活の早期回復は各種ボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、ボランティアの受入体制を整備することが必要である。

函館市社会福祉協議会は、日赤函館市地区と連携し、市（保健福祉部）の協力を得て、ボランティアの受入体制の整備、ボランティアコーディネーター等の養成を実施し、平常時より災害時に対応できるボランティアの活動環境整備の推進を図る。

1. 防災ボランティア受入体制の整備

函館市社会福祉協議会は、日赤函館市地区の協力、市（保健福祉部）の支援を得て、平常時からボランティアの受入体制を整備するとともに、広報・啓発、養成・研修、連絡調整等を実施し、防災ボランティア活動の推進を図る。

また、市（保健福祉部）は、総合福祉センターを活動の拠点として提供し、支援を行う。



2. ボランティアコーディネーターの育成ならびに防災ボランティア・リーダーの養成

函館市社会福祉協議会および日赤函館市地区は、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの育成ならびにボランティア活動の中心的役割を担う防災ボランティア・リーダーを養成し、平常時より効果的な防災ボランティア活動の体制整備を図る。

「ボランティアコーディネーターの役割」

- (1) ボランティアの需給調整
- (2) ボランティアの情報提供
- (3) ボランティアの養成
- (4) ボランティアの調査研究 など

3. 防災訓練等への参加

市（保健福祉部）は、函館市社会福祉協議会および日赤函館市地区と連携し、平常時からボランティア関係団体等を防災訓練等へ参加させるなど、災害時の効果的な活動を推進する。

4. ボランティア団体の組織化およびネットワーク化の整備

函館市社会福祉協議会は、市（保健福祉部）および日赤函館市地区の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重した組織づくりを推進する。

また、災害時においてボランティア関係団体が連携しながら、円滑かつ効果的な防災ボランティア活動の実施を図るため、ボランティア関係団体等の連絡調整を行うなど、ネットワークの整備を推進する。

第2節 災害に強いまちづくり

大規模な地震が発生したときは、古い木造建物が密集していれば、建物倒壊や同時多発火災等により被害が甚大となる危険性がある。

市は、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部と協力し、災害による被害を最小限にとどめるため、地域の災害特性を考慮した都市防災化事業の推進や都市施設整備（道路、橋梁、港湾、空港等）など災害に強いまちづくりを推進する。

第1項 地域特性を考慮した都市防災化の推進

市は、まちづくりの変遷や災害履歴等について把握し、災害の地域特性を考慮した開発行為・土地利用の規制等を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

1. 開発行為・土地利用の規制

市街化区域における宅地造成等の開発行為については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域などの崖崩れ、溢水のおそれのある土地を宅地造成等の区域に含めないよう指導するとともに、開発行為の許可にあたっては、都市計画法や宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に規定する技術基準に基づいて、崖崩れ、土砂の流出および溢水による災害発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導する。

市街化調整区域内で建築を認める50戸連たん地域等については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害特別警戒区域を、函館市都市計画法施行条例等で定める開発許可が可能な区域から除外する。

また、用途地域等の地域地区の適切な指定や、地区計画の活用により、市街地における住宅と工場等の危険物取扱施設の混在の解消を図り、災害時における住宅地の安全性を向上させる。

さらに、防火地域または準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図る。

2. 中高層建築物の安全化

中高層建物の施設管理者は、平常時および災害時における建物と居住者、市民等の安全を確保するため、市（都市建設部、消防本部）による建築物の耐震改修の促進に関する法律や消防法に基づく検査・指導を受け、不燃化・耐震化の推進と火災予防の徹底を図る。

第2項 災害に強い都市施設整備

市は、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部等と協力し、各管理施設において、避難、救援および消防活動等に重要な役割を果たす道路・橋梁等のほか、津波被害や洪水の防御に必要な河川や海岸施設、物資や避難者の大量輸送等に必要な港湾・空港施設、学校や公園等の避難防火施設等の維持・補修に努め、都市施設整備を推進する。

1. 道路や橋梁の維持・補修

市（土木部）は、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部と協力し、各管理施設（道路・橋梁）について、平常時の維持・補修、拡幅・改良を推

進する。

2. 下水道および河川の整備

市（企業局、土木部）は、渡島総合振興局函館建設管理部と協力し、各管理施設において、洪水や津波等による浸水を防止する下水道、河川について、その拡充および改修を推進する。

3. 港湾・空港施設の整備

港湾管理者（港湾空港部）および函館開発建設部は、災害時の施設の機能確保を図るため必要な整備を推進する。

4. 学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）等の整備

学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）は、地震などによる災害が発生したときは、避難所や避難地、ヘリポート等として活用されるとともに、火災による延焼拡大を防止する等の役割を果たす。

このため、これらの施設管理者は、施設の耐震・耐火構造化を推進するとともに、公園・緑地・広場等のオープンスペースの整備を推進する。

第3節 消防・救急体制の強化

消防活動
応急-4 (P74)

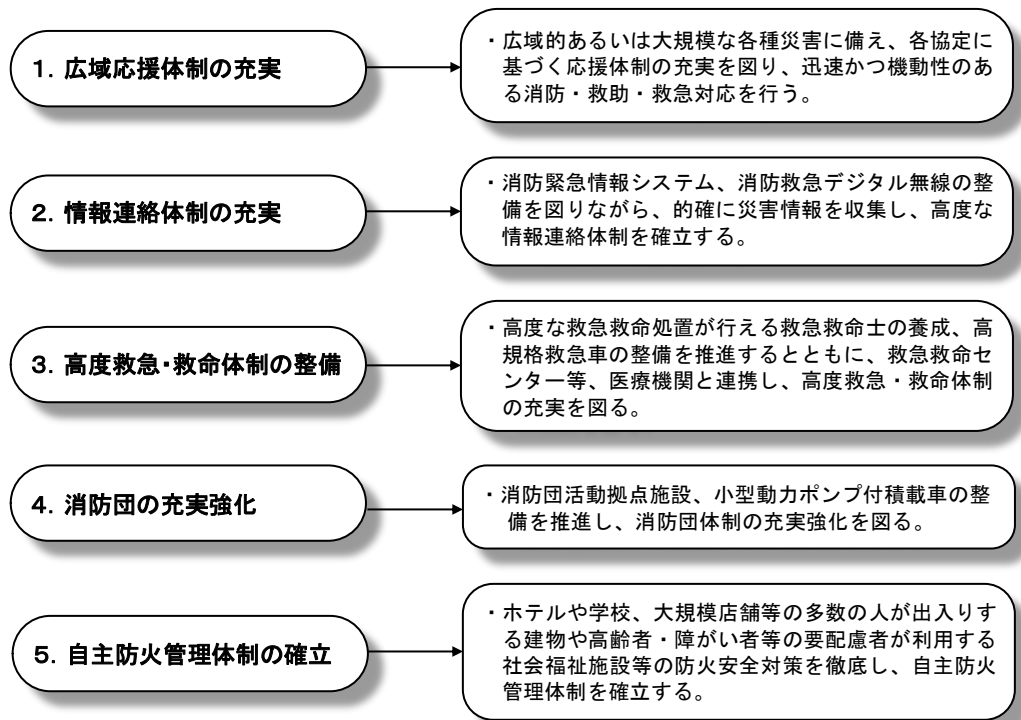
資料6 各種協定

市は、大規模地震発生時の火災や事故等による出動要請に備え、各協定に基づく広域応援体制の充実や高度救急・救命体制の整備を図る。

また、民間施設の貯水槽の活用や海水・河川水等による消防水利の確保、消防用資機材の確保のための応援体制の充実を図る。

第1項 消防・救急体制の整備

市（消防本部）は、消防・救急体制の整備を図り、迅速な消火、救助および救急活動体制を確立する。



第2項 消防水利・資機材の確保

大規模地震発生時には、同時多発的に火災が発生するおそれがあり、地震動や液状化現象等の影響により、消火栓等の消防水利の使用が不可能となる事態も予想される。

市（消防本部）は、既設の防火水槽の点検整備はもとより、耐震性の防火水槽の整備や民間施設の貯水槽・プール等の利用の他、河川水や海水などの利用の推進を図り、災害時の消防水利の確保に努める。

1. 耐震性の防火水槽の整備

木造や老朽化した建物の密集地域や延焼拡大の危険性が高い地域等を中心に、耐震性の防火水槽の整備を推進する。

2. 民間水利の活用

民間施設の貯水槽やプール施設、一般家庭の浴槽の活用法について普及・啓発を行うなど、民間水利の活用を図る。

河川・海岸施設の予防
対策
予防-4-3 (P37)

3. 河川水や海水の活用

河川水、海水等を消防水利として利用するため、取水位置や取水方法について調査・検討し、取水をするための施設整備の推進を図る。

4. 消防用資機材の確保

大規模地震発生時には、大量の資機材が必要となり、市で所有している消防用資機材だけでは、不足することが考えられる。そのため、周辺自治体をはじめ各協定に基づく応援体制を充実する。

資料8 防災資機材等

資料6 各種協定

第3項 消防職員および消防団員の教育訓練

1. 市（消防本部）は、消防職員および消防団員に対し、防災活動技術の向上を図るため、災害時を想定した教育訓練を行う。
2. 市（消防本部）は、消防団員に対して全国で統一された標準的な訓練の基準に基づき、教育訓練を実施し、災害や防災活動に関する基礎知識を習得させ、消防団員が災害時に的確な判断や活動がとれるよう教育訓練の強化に努める。

第4節 土木および公共施設の予防対策

道路、橋梁および港湾等の施設管理者は、災害時の避難・消防活動、救援物資輸送の役割を担う道路等の防災総点検や冬季の積雪・除雪対策、耐震性の高い港湾・空港の整備を推進し、災害時の緊急輸送の確保を図る。

河川、海岸施設およびがけ地・急傾斜地等の施設管理者は、市民等の安全を確保するため、各整備計画に基づく施設整備を推進するとともに、市民等の協力を得て、浸水やがけ崩れ等の災害の発生や二次災害の防止体制の確立を図る。

市役所、学校、児童館および保育所等の施設管理者は、地震などにより被災したときは、市民等の避難や物資の供給等の応急対策に支障をきたさぬよう、耐震性能の向上を推進するなど施設の安全性の確保を図る。

第1項 道路・橋梁の予防対策

道路および橋梁は、災害時の避難、救援、消防活動および物資の輸送等に重要な役割を果たす。

各施設管理者は、災害時において緊急輸送道路等を確保するため、平常時から道路および橋梁の整備を積極的に推進する。

1. 道路防災総点検の実施

各施設管理者は、道路防災総点検を実施するとともに、その結果に基づき、道路の災害に対する危険性を把握し、災害に強い道路づくりを推進する。

また、各施設においては定期点検を実施するなど、日常の維持管理に努める。

2. 積雪・除雪対策

冬季に地震などによる災害が発生したときは、道路上の積雪により避難活動や物資の輸送等に大きな支障を与える。各施設管理者は、平常時から積雪災害対策に基づき除雪作業を実施し、災害時に備えて道路の確保を図る。

第2項 港湾・空港・漁港施設の予防対策

函館港は、重要港湾に指定され、貿易や物流の拠点として位置づけられているほか、函館空港は、航空輸送網の拠点として、漁港は物資の集積拠点として、重要な役割を担っている。

港湾管理者（港湾空港部）、函館開発建設部および漁港管理者（北海道）は、災害時における物資や人員輸送などの拠点としての機能が発揮出来るよう、災害に強い施設整備を推進する。

1. 函館港

(1) 耐震強化岸壁の整備

港湾管理者（港湾空港部）は、大規模地震発生時においても、船舶による海上輸送を円滑に行うため、耐震強化岸壁である北ふ頭正面岸壁を海上緊急物資輸送の拠点として、整備を推進する。

(2) 液状化対策

港湾管理者（港湾空港部）は、市の過去の地震被害を踏まえ、必要に応じ液状化対策を実施する。

2. 函館空港

函館開発建設部は、緊急輸送の拠点や航空機、ヘリコプターの離着陸などの防災

土木および公共施設の
応急対策
応急-16 (P118)

緊急輸送道路、緊急交
通路等の整備
予防-8-2 (P47)

道路・橋梁、河川・港
湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急-16-1 (P118)

道路災害対策
個7-2 (P158)

積雪災害対策
個2-1 (P145)

道路・橋梁、河川・港
湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急-16-1 (P118)

施設としての航空輸送機能を確保するため、基本施設等の耐震化の整備を推進する。

3. 漁港

漁港管理者（北海道）は、大規模地震発生時においても、船舶による物資輸送や漁業活動の早期再開が可能となるよう耐震強化岸壁の整備を推進する。

第3項 河川・海岸施設の予防対策

風水害による浸水被害、地震による液状化被害および市街地火災等を防止するため、市をはじめとする各施設管理者は、市域の災害の危険性を把握し、各整備計画に基づく施設整備を推進する。

1. 市域の危険性を考慮した施設整備計画の推進

各施設管理者は、市域の災害による危険性を把握し、地盤特性に合った施設整備を計画的に推進していく。

2. 水辺空間の整備

親水性豊かな空間は、市民生活に憩いと潤いを与えるとともに、消防水利の確保や洪水防止のための遊水地、火災発生時の避難地など、防災上重要な役割を果たす。

このことから、河川・海岸の各施設管理者は、防災上に配慮した親水性の高い水辺空間の整備に努める。

3. 取水護岸の整備

地震などによる災害時には、断水により消火栓が使用できなくなり、消火活動に支障をきたす危険性があることから、各施設管理者は、河川や海岸の護岸から直接消火用水を取水できるような施設整備の推進を図る。

4. 河川、河川堤防・護岸の整備

渡島総合振興局函館建設管理部は、函館市の協力のもとに二級河川の整備を推進する。市（土木部）は、北海道と協議の整った二級河川ならびに準用河川および普通河川の整備を推進する。

また、市（土木部）および渡島総合振興局函館建設管理部をはじめとする関係機関は、堤防や護岸について、日頃から安全性について点検を行い、また、必要に応じて補修および整備を行う。

5. 下水道等の整備

市（土木部、企業局）は、内水氾濫による浸水履歴がある区域や市街地における低地帯など浸水しやすい区域について、下水道および排水路の整備を推進する。

6. 沿岸施設の点検・整備

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（港湾空港部、土木部、農林水産部）は、港湾区域、市沿岸域の防潮堤や護岸等について、必要に応じて堤体の安全性や耐震性について点検し、必要がある施設については、補修や整備を推進する。

第4項 がけ地・急傾斜地等の予防対策

土地の高度利用と開発に伴い、台風や集中豪雨時におけるがけ崩れ災害の危険性が増加する傾向にある。

市（土木部）は、渡島総合振興局函館建設管理部が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域において施工する崩壊防止工事や点検等の実施に

道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急-16-1 (P118)

消防水利・資機材の確保
予防-3-2 (P34)

がけ地・急傾斜地等の
応急対策
応急-16-3 (P119)

伴い、円滑な事業実施のための協力をし、がけ崩れ等の被害の防止を図る。

また、未指定箇所等については、その所有者が崩壊防止等の対策を講ずる。

1. 急傾斜地崩壊危険区域における防災点検・工事の実施

渡島総合振興局函館建設管理部は、北海道により指定されている急傾斜地崩壊危険区域について、危険度の高い地域を優先し防災点検・工事の実施を図るとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

市は、急傾斜地崩壊危険区域の整備を促進するため、当該区域の指定等について、北海道に要望を行うとともに、積極的に協力する。

2. 保安林等の整備

檜山森林管理署および渡島総合振興局は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき「保安林」または「保安施設地区」に指定し、森林の造成または維持に必要な事業等を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

市は、住民等に対し山腹崩壊危険地区の周知に努める。

3. 治山施設等の整備

渡島総合振興局は、治山工事や砂防工事をはじめ、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

4. 市民等の協力体制の確立

がけ地・急傾斜地危険区域等の市民は、常に危険に対する意識を持って急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の早期発見に留意し、異常が発見されたときは、市（土木部、消防本部）もしくは渡島総合振興局函館建設管理部、警察等の関係機関へ通報する。

また、安全を確認した上で、必要があれば、不安定な土壌や浮石の除去等、市民等も防災措置に協力する。

5. 被災宅地危険度判定士の養成

大規模な地震または豪雨等に伴う災害により宅地が被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、適切な応急措置を講じて二次災害の軽減、防止を図り市民等の安全を確保する必要がある。

市は、被災宅地の状況について調査、判定する被災宅地危険度判定士の養成のため、積極的に関係する部局の職員を当該判定士講習会に参加させるよう努める。

第5項 公共施設の予防対策

市役所、学校、児童館および保育所等の公共施設が、地震などにより被災したときは、利用者等の安全確保、市民等の避難および物資の供給等に支障をきたす。

また、防災の拠点となる避難所が被災することにより、市民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。

各施設管理者は、このような施設の安全性を確保するため、各施設の整備計画に基づき、計画的な耐震性の向上を図るとともに、平常時から既存設備の点検や更新等を行うものとする。

第6項 文化財等の予防対策

我が国で最初の国際貿易港の一つとして開港した函館市には、建物や史跡等の貴重な文化財が多数存在している。

異常現象を発見した者の措置等
応急-2-6 (P71)

被災宅地安全対策
応急-14-2 (P111)

公共施設の応急対策
応急-16-4 (P120)

文教対策
応急-12 (P104)

文化財等の応急対策
応急-16-5 (P120)

このような文化財等を地震その他による災害から守るため、施設所有者は、平常時から文化財施設の点検や補修等に努める。

第5節 ライフライン施設の予防対策

ライフライン施設の
応急対策
応急-15 (P114)

地震、風水害等によりライフライン施設（水道・電気・電話・ガス等）が被害を受けたときは、基本的な都市機能が麻痺し、市民生活にも大きな影響を与えるとともに、人命の救助・救出や避難活動、水や食料等の物資供給の遅れなど、様々な応急対策活動に支障をきたす。

市および各ライフライン企業は、地震などによる災害に備え、次のような予防対策を実施する。

第1項 上・下水道施設の予防対策

市（企業局）は、業務継続計画等に基づき、上・下水道施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時の迅速な応急給水や上・下水道施設の早期応急復旧の実施が図られるよう、対応マニュアルを作成しておくとともに、日本水道協会北海道地方支部内の災害時応援協定や地元建設業協会等の協力による応援体制を確立しておく。

第2項 電力施設の予防対策

北電ネットワーク道南統括支店は、防災業務計画に基づき、電力施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

さらに、単独での応急復旧活動が困難な場合に備え、電力他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第3項 ガス施設の予防対策

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、防災業務計画に基づき、ガス施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

さらに、単独での応急復旧活動が困難な場合に備え、ガス供給他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第4項 通信施設の予防対策

東日本電信電話北海道南支店等電気通信事業者は、防災業務計画等に基づき、通信施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

上・下水道施設の応急
対策
応急-15-1 (P114)

電力施設の応急対策
応急-15-2 (P114)

予防対策
個6-1 (P154)

ガス施設の応急対策
応急-15-3 (P115)

通信施設の応急対策
応急-15-4 (P115)

予防対策
個6-1 (P154)

さらに、非常通信協議会等への参加等により、非常通信ルートの確保に努める。

第5項 鉄道施設の予防対策

鉄道事業者は、各防災業務計画に基づき、鉄道施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

鉄道施設の応急対策
応急-15-5 (P117)

鉄道災害対策
個7-1 (P158)

第6項 都市交通施設の予防対策

都市交通事業者は、災害対応マニュアル等に基づき、都市交通施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

都市交通施設の応急対策
応急-15-6 (P117)

第6節 業務継続計画の策定

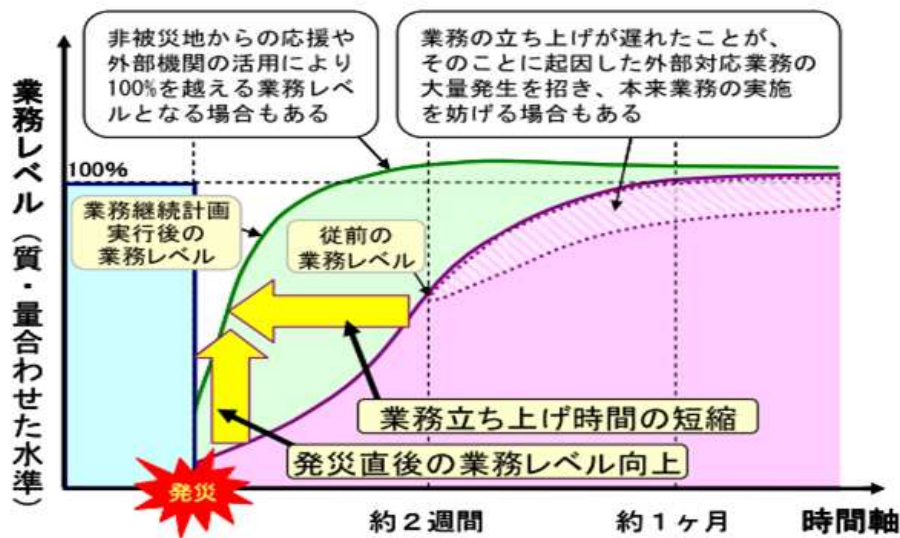
大規模災害時には、行政機能の低下や、被災により一定程度の職員が参集困難となる状況も想定されるなかで、市は、災害応急業務に加え、通常業務のうち中断できない、または中断しても早期再開を必要とする優先通常業務を実施する必要がある。

これらの業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の業務レベルの向上に係る優先業務の選定、業務執行体制の確保等についての対応方針を定め、業務継続力の維持・向上等を図ることにより、市民生活や社会経済活動に及ぼす影響をできる限り最小限にとどめることを目的として「函館市業務継続計画」を策定するとともに、策定した計画の継続的改善に努める。

第1項 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の概要

業務継続計画とは、大規模災害により、庁舎、所管施設、車両、通信設備および情報システムや職員等の行政機能が被災し、利用できる資源が制約を受ける状況下において、災害応急業務や優先度の高い通常業務の立ち上げ時間の短縮、発災後の業務レベルの向上を図る計画である。

業務継続計画の実行による効果のイメージ



第2項 函館市業務継続計画の位置づけおよび計画の見直し

函館市業務継続計画は、自然災害に係る業務継続における市全体の方針を示した計画として、各部局の業務継続計画の上位計画に位置づけ、外部環境の変化や市の機構改革等により、業務や必要な資源が変化する次の場合などにおいて見直しを行う。

- (1) 被害予測の更新時
- (2) 地域防災計画の修正内容が業務継続計画に影響するとき
- (3) 事務事業の見直し、組織機構の改編が業務継続計画に影響するとき
- (4) 災害対応や訓練等で課題が明らかとなったとき

第7節 避難体制の整備

市は、災害から市民の生命・身体を保護するため、被害の傾向や地域特性を十分考慮した避難体制を整備し、市民に周知する。

避難と受入れ、警戒区域の設定
応急-6 (P80)

第1項 避難誘導體制の整備

1. 市（総務部）は、地震や津波等の災害から住民の安全を確保するため、避難場所や避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。
2. 市（総務部）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
3. 市（教育対策部）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。
4. 市（教育委員会、子ども未来部）は、小学校就学前の児童の安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。
5. 市（保健福祉部、総務部）は、新型インフルエンザ等を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対して、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
6. 市民および自主防災組織は、地震災害や津波災害、風水害等の災害特性、建物や道路状況等を考慮し、安全・迅速に避難するための避難路をあらかじめ検討し、災害時における避難に備える。

「検討事項」

- (1) 道路幅員、歩道の整備状況
- (2) 周囲の危険物の状況
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者の現況
- (4) 災害図上避難訓練の普及

第2項 避難計画、ハザードマップの作成等

1. 津波災害

- (1) 市（総務部）は、市民等が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、津波避難計画や避難に関する情報と被害想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知徹底に努めるとともに、自主防災組織等の育成を通じた避難体制の確立に努める。
- (2) 市民等は市が作成した避難計画やハザードマップをもとに地区防災計画を作成し、地域住民等の避難体制の確立に努める。
- (3) 市（総務部）および防災関係機関は、市民等の安全を確保するため、津波ハザードマップの配布や、海拔表示等の各種標識の設置などにより、津波に関する知識の普及や避難意識の啓発に努める。

2 洪水、土砂災害

- (1) 市（総務部）および防災関係機関は、市から避難に関する情報が発令されるなど洪水または土砂災害の発生するおそれがあるときに、住民自身が状況に応じた適切な判断が行えるよう、洪水または土砂災害の発生するおそれのある区域の周知や、ハザードマップの配布、避難訓練の実施などにより、住民等の洪水または土砂災害に関する防災知識の普及啓発を図り、円滑な避難体制の整備に努める。
- (2) 市（総務部）は、水防法に基づき北海道が設定した洪水浸水想定区域または土砂災害防止法に基づき北海道が指定した土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の居住者等に対し、当該区域の範囲、避難場所など避難に必要な事項を記載したハザードマップを作成・配布するほか、市ホームページにも掲載し、市民等への周知を図る。
- (3) 防災訓練については、市や防災関係機関、住民等が連携し、ハザードマップを活用するなど、実践的な訓練の実施に努める。

第3項 指定緊急避難場所の指定

1. 市（総務部）は、災害の危険が切迫した緊急時において、市民の安全の確保を図るため、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、その危険を一時的に回避し、迅速に開設することが可能な施設または場所を指定緊急避難場所として指定する。ただし、市が所管する施設以外にあっては、あらかじめ当該施設等の管理者との協定による同意を得たうえで指定する。

異常な現象	構造	立地
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対して安全な構造のもの ・当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと 	原則として安全区域内にあるもの
津波	<ul style="list-style-type: none"> ・地震および異常な現象に対して安全な構造のもの ・想定される津波の基準水位以上の高さに住民等受入用部分が配置され、かつ住民等受入用部分までの避難上有効な階段その他経路があること (※津波避難ビルが該当) 	
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な現象に対して安全な構造のもの ・想定される洪水の水位以上の高さに住民等受入用部分が配置され、かつ当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他経路があること 	
土砂・火山	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な現象に対して安全な構造のもの 	

基準水位
津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等の衝突によるせき上げ高さを考慮した水位

2. 市は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、避難距離や災害の発生が想定されるまでの時間を考慮するほか、地域住民にその存在が広く知られており、かつ開設を迅速に行うことができる施設、場所の確保に努める。

3. 指定緊急避難場所の種別

指定緊急避難場所の種別は次のとおりとする。

種別	機能・要件等
緊急避難所	災害の危険から市民等が一時回避するための施設
緊急避難地	災害の危険から市民等が一時回避するための場所（公園、緑地、広場など）
広域避難地	災害の危険から広範囲の地域の多数の市民等が一時回避するための場所（大規模な公園・緑地など）
津波避難ビル	津波の危険から避難のための立退きが困難な地域に居住または滞在する市民等が、一時退避するための避難対象地域内にある基準水位以上の建物

第4項 指定避難所の指定

1. 市（総務部、保健福祉部）は、想定される災害や人口、その他の状況を勘案し、災害時に、被災者等を必要な間または一時的に滞在させるための適切な避難所の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設を指定避難所として指定する。ただし、市が所管する施設以外にあっては、あらかじめ当該施設等の管理者との協定による同意を得たうえで指定する。

この場合、資機材や備蓄品の保管や円滑に避難所運営ができる施設であることなどに配慮する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のもの
構造	速やかに被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するもの
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの
交通	車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの

2. 市（保健福祉部）は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者を受け入れる二次的な指定避難所として、福祉避難所の確保に努める。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

第5項 指定緊急避難場所および指定避難所の指定の取消し等

1. 指定緊急避難場所および指定避難所の施設管理者は、廃止、改築等により当該施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、市（総務部、保健福祉部）に届け出なければならない。
2. 市（総務部、保健福祉部）は、指定する緊急指定避難場所および指定避難所が廃止または基準に適合しなくなると認めるときは、その指定を取り消すものとする。
3. 市（総務部、保健福祉部）は、緊急指定避難場所および指定避難所を指定し、または取り消したときは、北海道知事に通知するとともに公示しなければならない。

第6項 指定緊急避難場所および指定避難所の調査

市（総務部、保健福祉部）は、災害時の避難者の安全確保や指定要件を確認するため、指定緊急避難場所および指定避難所について次の項目等の調査を実施する。

1. 施設調査項目

- (1) 避難者数と収容人員
- (2) 安全区域要件（津波浸水区域、土砂災害危険箇所など）
- (3) 耐震要件
- (4) 夜間・休日の避難所開設連絡員の緊急連絡先等
- (5) 危険物
- (6) その他

2. 収容人員の算出

- (1) 避難所の収容人員
建物床総面積×1/2(事務室、机等の面積を除いた使用可能面積)÷2 m²
(一人あたり必要面積)として算出している。
- (2) 屋内体育館の収容人員
体育館面積×0.8(体育収納室、ステージ等を除いた床面積)÷2 m²
(一人あたり必要面積)として算出している。
- (3) 津波避難ビル
使用可能面積÷1 m²(一人あたり必要面積)として算出している。
- (4) グラウンドの収容人員
グラウンド面積×0.9(体育施設等を除いた使用可能面積)÷2 m²
(一人あたり必要面積)として算出している。
- (5) 公園の収容人員
公園面積×0.7(花壇、樹木等の公園施設を除いた使用可能面積)÷2 m²
(一人あたり必要面積)として算出している。

第7項 指定緊急避難場所および指定避難所の市民等への周知

市（総務部）は、指定緊急避難場所や指定避難所（またはその近傍）において、標識等による名称や対応する異常な現象等の掲示を行うほか、場所や名称、避難時の心得や知識などについて、これらを記載した印刷物の作成・配布や市ホームページ等への掲載、報道機関の活用などにより、市民等への周知を図り、災害時の避難活動の混乱を最小限にとどめ、市民等の安全確保を図る。

また、周知にあたっては、安全な場所にいる人までもが避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する理解の促進に努める。

第8節 円滑な応急対策への備え

市および防災関係機関等は、迅速な応急対策の実施を図るため、医療救護、緊急輸送および水や食料、生活必需品等の供給体制などの環境整備を推進する。

第1項 医療救護活動の環境整備

大規模な地震などによる災害が発生したときは、建物倒壊や火災等による負傷者が多数発生するおそれがあるほか、災害により医療施設が被害を受け、通常時に行われている治療ができなくなるという事態も想定される。

市（病院局）は、日赤北海道支部や函館市医師会等と連携し、医療救護活動体制の強化、医療用資機材の調達方法の確立を図る。

また、市（消防本部）は、応急手当の方法について市民や自主防災組織等への普及啓発を行い、救護活動の推進を図る。

1. 高度救急・救命体制の整備

市（消防本部、病院局）は、高度な応急処置を行える救急救命士の養成、高規格救急車の整備を図るとともに、救命救急センター等の受入体制の充実を図る。

2. 医療用資機材の調達方法の確立

市（病院局）は、災害時には、医療用資機材が不足することが予想されるため、保健所、日赤北海道支部および函館市医師会等と連携し、保健所や各病院等との間に資機材の調達に関する協力体制を確立する。

3. 災害時医療体制マニュアルの整備

市（病院局）は、日赤北海道支部や函館市医師会等と連携し、医療スタッフの動員体制や災害時の情報伝達手段の確保、医療救護所における傷病者のトリアージ（治療の優先度の判定）に関するマニュアルを作成し、平常時から訓練を行うなど、医療体制の強化を図る。

4. 応急手当の方法に関する普及・啓発

市（消防本部）は、消防団および市民等が救急患者の応急手当が出来るよう救急救命講習の開催や指導者の育成、普及・啓発を図る。

第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の整備

北海道および関係機関で構成される緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会および北海道警察函館方面本部は、災害時の緊急輸送に備え、救護・救援等に使用する緊急車両による輸送をはじめとする応急活動の円滑化を図るため、緊急輸送路および緊急交通路等を指定している。

各道路管理者は、災害時に円滑な応急活動が実施できるよう、指定された道路の整備推進を図る。

また、使用する車両については、災害時に速やかに北海道公安委員会から災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章および証明書の交付を受けられるよう準備しておく。

1. 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、道路の重要性・代替性を考慮し、緊急輸送道路を第1次～第3次に分けて指定しており、市および各防災関係機関は、災害時には、優先順位に従い、緊急輸送を円滑に実施するための路線と

応急医療・救護
応急-5 (P77)

資料6 各種協定

道路・橋梁の予防対策
予防-4-1 (P36)

緊急輸送道路、緊急交通路等の確保
応急-13-2 (P106)

緊急輸送のための交通規制
応急-13-5 (P107)

資料4 輸送関係

して活用する。

「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会による緊急輸送道路」

資料4 輸送関係

区 分	摘 要	対象路線
第1次緊急輸送道路	道内主要都市および重要港湾、空港等を連絡する道路	国道 5、228、278 号、道道函館上磯線（一部）等
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路	道道函館南茅部線（一部）、道道榎法華港線（一部）等
第3次緊急輸送道路	その他の道路	

2. 緊急交通路等の指定

北海道警察函館方面本部は、災害時の緊急輸送に備え、被災者の救護・救援等に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、市等の機関の緊急自動車が通行する道路として、緊急交通路等を指定しており、緊急輸送を円滑に実施するための路線として活用する。

区 分	摘 要
緊急交通路	災害の発生直後において、被災者の救護、避難誘導のために救助に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、自衛隊および市等の機関の緊急自動車が通行する道路
う 回 路	緊急交通路が部分的に使用不能となった場合の道路

3. 交通規制の設定

北海道警察函館方面本部および各道路管理者（函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部、市（土木部、港湾空港部））は津波等の災害に備え、その被害の状況等を想定し、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。

4. その他の緊急交通路

災害の発生直後において、警察をはじめ各関係機関による緊急交通路の確保は、救援・救助および傷病者・避難者を輸送するため極めて重要である。

この際、このような手段が滞る状況が発生した場合は、空路・海路の輸送手段を速やかに講じ被害の軽減を図る。

第3項 給水活動体制の整備

給水活動は、市民の生命に係る極めて重要な問題であり、地震などによる災害が発生した直後の救出・救護活動とともに、最も必要となる応急対策活動である。

市（企業局）は、災害時の応援協力体制について、自治体等との協定の締結など給水体制の整備を実施している。

1. 給水基準

最低限必要量（飲料水）	1人1日 3ℓ
断水人口	（地震直後）66,000人 （地震2日目以降）35,000人

※ 参考値

「地震直後」 3ℓ×66,000人＝ 198m³/日

「地震2日目以降」 3ℓ×35,000人＝ 105m³/日

* 医療用水の必要量は除く。

応急給水
応急-7-1 (P91)

各種協定

2. 協力体制の整備

市（総務部、企業局）は、災害時の応援協力体制について、自治体等との協定を締結しており、災害時の給水体制の整備を実施している。

第4項 食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備

地震などによる災害発生時には、流通拠点施設や道路の被災等により、食料や生活必需品の確保が著しく困難となることが予想される。このため、市のみならず、市民一人ひとりが、災害に関する意識を高め、生活に最低限必要な物資を日頃から備蓄しておくことが大切である。

市（総務部、経済部、観光部）は、市民等に対し、災害時に迅速に食料、飲料水、燃料および毛布などの生活必需品等を供給するために、備蓄や民間業者等との協定の締結を推進し、被災者に必要物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資供給体制の整備に努める。

また、高齢者や女性に配慮した備蓄品の確保に努める。

1. 家庭内備蓄の推進

市（総務部、企業局）は、地震などによる災害に備え、市民に対して必要な飲料水や食料、非常持出品等を備蓄するよう、広報紙や報道機関を通じて普及・啓発を行う。

- ・家族構成に応じて、「最低3日間、推奨1週間」分の食料および飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努める。
- ・非常持出品（懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池、タオル・毛布、衣類・下着、救急セット、貴重品、携帯電話充電器および予備バッテリー、使い捨てマスク、アルコール、消毒液、体温計、上履き等）
- ・自動車へのこまめな満タン給油および自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

2. 市による必要物資の備蓄

市は、想定される災害や、これまでの本市における避難所の開設状況や、避難者の状況を勘案し、生命を維持するために必要な飲料水、食料、生活必需品、感染症対策用品等の備蓄を推進する。

なお、食料の備蓄にあたっては、アレルギー対応の品目の確保に努めることとする。

	1日	2日	3日以降
物資の調達に関する基本方針	家庭内備蓄		
		協定業者等からの調達	
		全国からの救援物資	
	市による備蓄		

3. 民間業者等との協定による物資供給体制の充実

市は、地震などによる災害時における飲料水や食料、衣料等の生活物資およびその輸送手段を確保するため、民間業者と協定を締結しており、今後も協定の締

資料6 各種協定

食料の供給
応急-7-2 (P92)

生活必需品の供給
応急-7-2 (P93)

資料6 各種協定

結を推進し、物資供給体制の充実を図るとともに、物資の集積拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、生鮮食料品や飲料水および生活必需品の提供と斡旋に関する相互応援協定については、さらに連携を強化する。

第5項 住宅対策の整備

地震などによる建物の被災状況は、全壊・半壊等に分けられるが、識別には専門家の知識を必要とする。被災した建物は、見かけ以上に破壊が進んでいることが多く、余震による落下物や新たな倒壊による二次災害の危険性が高い。

市（都市建設部）は、北海道および各関係機関と連携をとり、応急危険度判定の体制づくりを図る。

また、長期的な避難生活に備えて道営・市営住宅の提供の体制を整備するとともに、応急仮設住宅の建設候補地の検討に努める。

1. 応急危険度判定士の育成・登録制度の確立

北海道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の養成および登録を行っている。

2. 応急危険度判定士の派遣要請

市（都市建設部）は、災害時において、被災建物の応急危険度判定に備え、速やかに派遣要請ができる体制を整えておく。

3. 公営住宅の提供

北海道および市（都市建設部）は、長期的な避難生活となったときは、応急的な住宅提供を図るため、道営・市営住宅を中心とした公営住宅の提供を行う。

4. 応急仮設住宅の建設候補地の検討

市（都市建設部）は、地震などによる被災で公営住宅の提供が困難となったときに備え、災害時の迅速な住宅提供を図るため、平常時から応急仮設住宅を建設するための候補地の検討に努める。

第6項 防疫・衛生活動体制の整備

大規模な地震などによる災害時には、建物倒壊や火災等により多数の死者の発生が予想されることから、遺体の火葬や安置場所の確保などに、周辺自治体をはじめとする広域的な協力体制が必要となる。

また、飼い主が亡くなったり行方不明となったときは、家庭動物等の保護が必要となる。さらに、断水や停電により衛生状態が悪化し、食中毒等の発生の危険性がある。

市（保健福祉部）は、災害時に防疫・衛生活動を円滑に実施するための体制の整備を推進する。

1. 火葬協力体制の整備

市（保健福祉部）は、大規模な地震などによる災害時には、多数の死者が発生することが予想されるため、周辺自治体との火葬設備の運用等について、応援・協力体制を確立する。

2. 食中毒および感染症予防体制の整備

市（保健福祉部）は、災害時に食中毒および感染症を予防するため、家屋等の

建物対策
応急-14 (P109)

その他の応援
応急-3-4 (P73)

防疫・環境対策の実施
応急-7-5 (P94)

消毒や病害虫を駆除する消毒駆除班の活動マニュアルを作成し、予防体制の強化を図る。また、食品の安全を確保するため、食品衛生マニュアルの作成を図る。

3. 放浪動物対策

市（保健福祉部）は、災害時に飼い主が亡くなったり行方不明となったときに備え、放浪動物等を保護するための動物救援活動マニュアルを作成し、動物保護の体制を整備する。

家庭動物等の救護
対策
応急-9（P98）

第7項 ごみ・し尿処理体制の整備

地震などによる災害時には、避難生活等による多量のごみの発生や、住宅、ビルなどの損壊によるがれき類等の発生が予想される。

また、停電や断水、下水道施設の被災により水洗トイレの使用に支障をきたすおそれがある。

市（環境部）は、災害時の多量のごみの排出を想定した収集・処理体制およびごみストックヤード（仮置場）の設置を検討するとともに、避難所、避難地や病院等の防災拠点を中心に、仮設トイレを迅速に設置するため、協定を締結した仮設トイレ供給業者との連携を深める。

防疫・環境対策の実施
応急-7-5（P94）

1. ごみ収集・処理体制の整備

市（環境部）は、多量のごみを処理するため、ごみの収集、運搬体制の整備を図るとともに、ごみ処理施設を確保するなど、ごみの処理対策を確立する。

2. ごみストックヤード候補地の選定

災害時に大量に発生するごみを処理するため、一時的なごみストックヤード設置の候補地を選定する。

3. 仮設トイレ供給体制の強化

避難所等でトイレ不足が深刻となることが予想されるため、協定を締結した仮設トイレ供給業者との連携を深め、仮設トイレ供給体制の強化を図る。

第8項 風水害予防体制の強化

渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木部、港湾空港部、企業局、消防本部）は、平常時から水防用資機材を整備し、ポンプ場、樋門および樋管等の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

また、各関係機関は、気象注意報および警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。

第9節 要配慮者対策

高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導、救護等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。

このことから、市（総務部、保健福祉部）は、平常時より地域住民等と協力しながら、要配慮者に対する支援体制の充実と避難行動に対する理解の促進を図る。

第1項 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、自らの避難が困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、その避難の支援や安否の確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、次に掲げる者とする。ただし、社会福祉施設等に入所・入院している者は、避難行動要支援者から除く。

- ・介護保険の要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ・身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1～2級の者
- ・療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- ・障害者総合支援法によるサービスの給付を受けている難病患者等および在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者
- ・市のひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置者
- ・その他避難支援等が必要と認められる者（高齢者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等）

3. 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

(1) 必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所または居所
- ・電話番号その他連絡先
- ・避難支援等が必要となる理由
- ・その他避難支援等に必要となる情報

(2) 入手方法

名簿作成に必要な限度で、市が保有する情報および避難行動要支援者本人や家族等からの情報提供により入手する。

4. 名簿の更新

- ##### (1) 転入者や新たに要介護認定や障害認定等を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

社会条件
総-5-2 (P17)

市民、自主防災組織
および事業所の責務
総-4-2 (P13)

要配慮者対策
応急-8 (P96)

避難行動要支援者への
避難支援
応急-8-1 (P96)

- (2) 転出や死亡など、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合や、避難行動要支援者の社会福祉施設および医療機関への入所・入院を把握した場合は、避難行動要支援名簿から削除する。
- (3) 市（総務部）は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

5. 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成に努める。

6. 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲および作成目標期間、作成の進め方

避難行動要支援者について、市は避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者の避難支援を実施する避難支援等実施者の確保に努めるとともに、具体的な避難支援方法について協議を行い、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」における作成取組期間や地域の実情を踏まえながら個別避難計画の作成に取り組む。

7. 個別避難計画作成に必要な個人情報およびその入手方法

「3. 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法」に掲げる記載事項の「(1) 必要な個人情報」に「避難支援等実施者の個人情報」を加える。

8. 個別避難計画の更新

- (1) 避難行動要支援者、避難支援等関係者等からの申出により、個別避難計画の記載事項の変更を把握した場合は随時適切な内容に更新する。
- (2) 市は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第2項 情報伝達や避難支援体制の整備

市（総務部）は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得たうえで、名簿に記載された情報および個別避難計画に記載された情報を避難支援等関係者に提供する。

この場合、市は避難支援等関係者の理解と協力を得るものとし、情報伝達や避難支援体制の整備に努める。

1. 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、警察、町会、自主防災組織、民生委員、福祉事業者その他の避難支援等の実施に携わる者のうちから市が地域ごとに認める者とする。

2. 地域の避難支援体制

避難支援等関係者は、円滑な避難支援を実施するため、平常時からの避難行動要支援者との良好な関係づくり、避難支援等実施者の確保、個別避難計画の作成や避難訓練の実施に努める。

3. 名簿情報および個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市と避難支援等関係者は、あらかじめ名簿情報および個別避難計画情報の漏え

指定避難所の指定
予防-6-3 (P44)

避難生活における要配慮者への配慮
応急-8-4 (P96)

資料3 避難所関係

い防止のための覚書を締結するなどの措置を講ずる。

4. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を最優先とする。

5. 福祉避難所の指定

市（保健福祉部）は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

第3項 社会福祉施設等の対策

1. 防災設備等の整備と耐震化の推進

社会福祉施設等の管理者は、電気・水道・ガス等の供給停止に備え、施設に入所、入院している要配慮者の特性も考慮し、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料等について、最低3日間以上は業務が継続できるよう努めるとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

また、施設の改築計画による耐震化を推進する。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、平常時から市民およびボランティア組織等の協力を得て、防災組織の整備や施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にする。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所、入院している要配慮者に対し、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育・訓練を実施する。

4. 要配慮者利用施設の対策

津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）の所有者または管理者は、津波防災地域づくり法、水防法または土砂災害防止法の規定に基づき、当該利用施設の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行われなければならない。

また、当該利用施設の所有者または管理者は、計画を作成した時、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称、住所等については、資料編7に記載する。

第4項 外国人への対策

市は、関係機関と連携のうえ、生活習慣や防災意識の異なる外国人の安全を確保するため、避難場所等の防災安心情報や道路標識等の情報について外国語を併記するなど、分かり易い表記とするよう努める。

また、災害に対する日頃の備えや災害発生時の行動等について、平常時から、広報や報道機関、生活ガイドブック、ホームページ等により普及・啓発を図るとともに、特に災害発生時における情報提供にあたっては、翻訳機能のある X(旧 Twitter)等の SNS を利用した情報発信に努める。

社会福祉施設等における対策
応急-8-5 (P97)

第5項 観光客等に対する対策

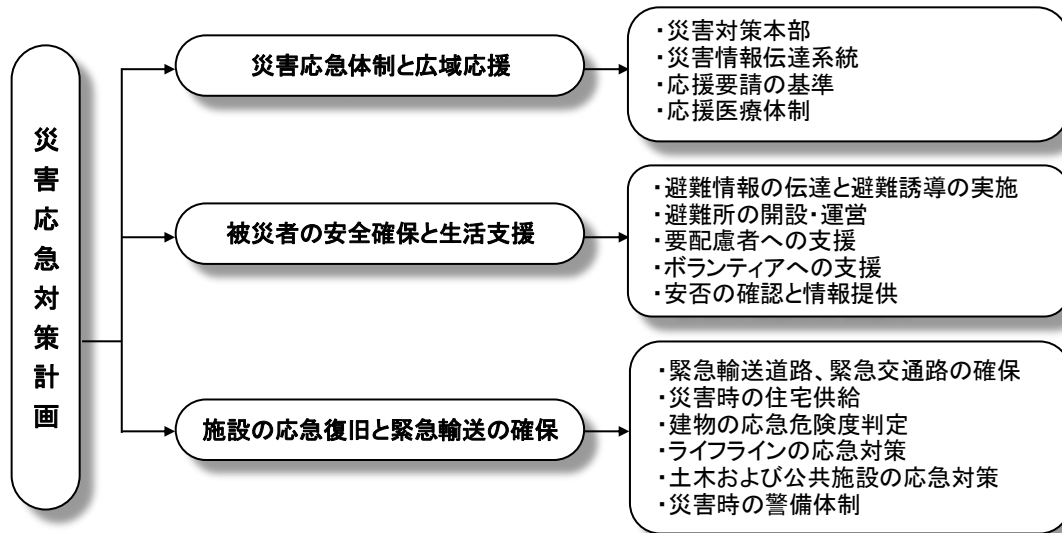
市（観光部）は、関係機関・ホテル等と連携のうえ、観光客等の安否確認と保護に努めるとともに、大規模な災害に伴う道路の寸断や公共交通機関の停止により帰宅困難となった観光客等に対し、利用可能なホテル・旅館等の宿泊施設を活用し、一時的な滞在場所の提供や必要な支援を行うための一時滞在避難所を開設する。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

本章は、市域に大規模な地震や津波による災害および台風や集中豪雨等による風水害等が発生し、または発生するおそれがあるときの市および防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目および実施責任者等の基本事項について定めたものである。

災害応急対策計画の体系は、次のとおりである。



第1節 災害応急体制

地震などによる災害時には、市および各防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を実施する。

本節は、市における災害応急体制について定めたものであるが、防災関係機関等は、防災業務計画や災害時の活動マニュアル等に基づき災害応急体制をとり、活動を実施する。

第1項 災害対策本部の設置・廃止

市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、災害時には、次の「災害対策本部の設置基準」に従い、市本庁舎に災害対策本部を設置し、被害情報の収集等、迅速な災害応急対策を実施する。

ただし、大津波警報または津波警報が発表されたときは、災害対策本部を市総合保健センターに設置する。

災害対策本部長（以下「災对本部長」という。）は市長、災害対策副本部長（以下「災対副本部長」という。）は副市長、災害対策本部員（以下「災对本部員」という。）は各部長とする。なお、市長に事故があるときは副市長を災对本部長代理とする。

災对本部長は、災害の発生するおそれなくなったとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

資料1 防災組織関係

「災害対策本部の設置基準」

- ① 震度5弱以上の地震が観測されたとき
- ② 気象庁から大津波警報または津波警報が発表されたとき
- ③ 札幌管区気象台から噴火警報（火口周辺）または噴火警報（居住地域）が発表されたとき
- ④ 気象等に関する情報または特別警報・警報を受け、その対策が必要なとき
- ⑤ その他災害が発生するおそれがあり、その対策が必要なとき
- ⑥ その他災害が発生し、その規模および範囲から特に対策が必要なとき

第2項 地区災害対策本部の設置・廃止

市長は、戸井、恵山、樞法華、南茅部の各地域における災害時は、災害対策本部の設置と同時に、各支所に地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

地区災害対策本部長（以下「地区本部長」という。）は支所長、地区災害対策副本部長は地区本部長が指名する者、地区本部員は各支所に配属されている各課長とし、災害対策本部等との連携のもと、その地域における災害応急対策にかかる業務を総合的に推進する。

ただし、緊急を要するときは、地区本部長は災害対策本部設置前に地区本部を設置することができる。この場合において、地区本部長は速やかに総務部長を通じ市長に報告するとともに災害対策本部の設置を要請する。

災对本部長は、その地域において災害が発生するおそれなくなったとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部の廃止と同時に地区本部を廃止する。

第3項 現地災害対策本部の設置・廃止

災对本部長は、地震などによる災害が発生し、被災現場において災害応急対策を推進するうえで必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、災害対策本部等と連携のもと、被害情報の収集・伝達等、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

現地本部は、災対副本部長、災对本部員その他の市職員のうちから、災对本部長が指名する者をもって組織する。

また、現地本部の設置にあたっては、関係機関と十分連携をとり、状況により合同本部の設置を検討する。

なお、災对本部長は、災害現場において災害応急対策がおおむね完了するなど、現地本部が必要なくなったと認めるときは、現地本部を廃止する。

「現地災害対策本部の役割」

1. 災害現場における指揮
2. 災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
3. その他

第4項 代替本部の設置

市本庁舎が被災し、本部としての機能が維持できないときは、市総合保健センターに代替本部を設置する。

また、代替本部も被災しその機能が維持できないときは、被害予測や現地の状況を考慮し、他の公共施設において早急に代替本部機能の回復を図る。

第5項 職員の動員・配備

市は、災害時に、応急対策活動を実施するために職員を動員・配備する必要があると認められるときは、次の「市職員の動員・配備基準」および災害時活動要領に従い職員を動員・配備し、迅速な応急対策活動を実施できる体制を確立する。

各対策部長および地区本部長は、災害時活動要領を作成し、あらかじめ職員の動員人数・配備要員、その担当業務などについて定め、随時見直しを加えるなど、迅速かつ円滑な応急対策活動ができる体制の確保に努める。

「市職員の動員・配備基準」

体制	配備基準			主な対応内容	必要対策部	
	地震・津波	風水害				
		土砂災害	洪水災害			
災害対策本部設置前	第1非常配備 (注1)	・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	・洪水警報が発表された場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)
災害対策本部設置後	第2非常配備 (注1)	・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)
	第3非常配備 (注2)	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合	・土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表した場合	・洪水災害が発生した場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)

注1) 第2非常配備の際は、防災に関する協定に基づく被害状況に応じた応援要請を実施する。

注2) 第3非常配備の際は、市域に被害が多発している可能性があるため、協定に基づく周辺自治体等への応援要請、自衛隊等への要請を早急に変更する。

応急活動体制の確立
応急-4-1 (P74)

応援要請の基準
応急-3-1 (P72)

資料6 各種協定

1. 休日・時間外の動員・配備

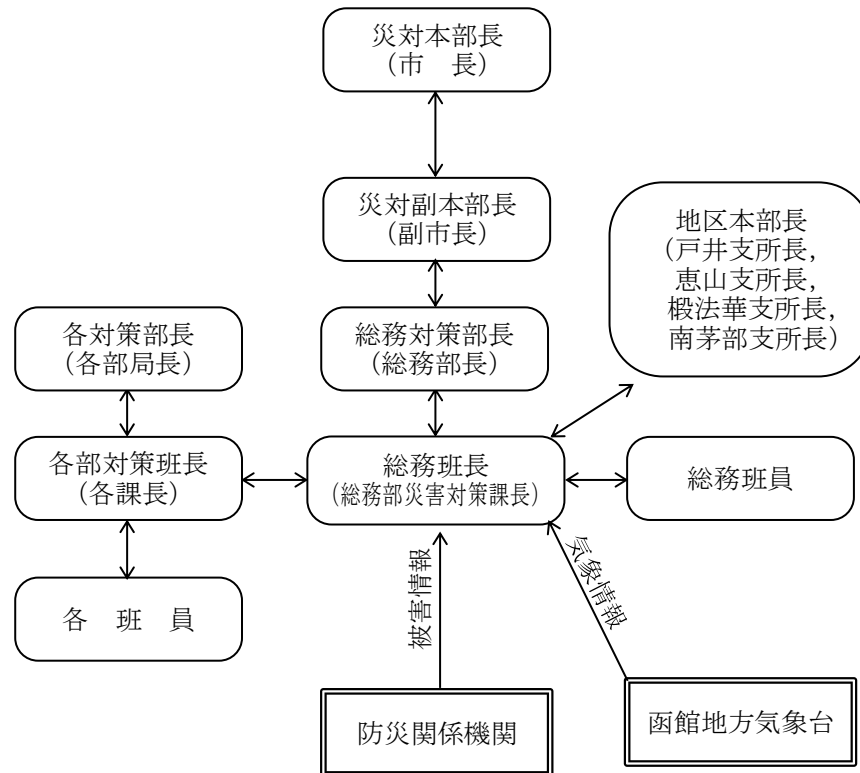
市職員は、休日などの勤務時間外については、自らが多様な手段により情報を収集し、必要に応じて災害時活動要領に基づく配置先へ自主参集する。

ただし、災害時活動要領に基づく配置先への参集が困難な職員は、災害対策本部や最寄りの支所、避難場所などへ自主参集する。

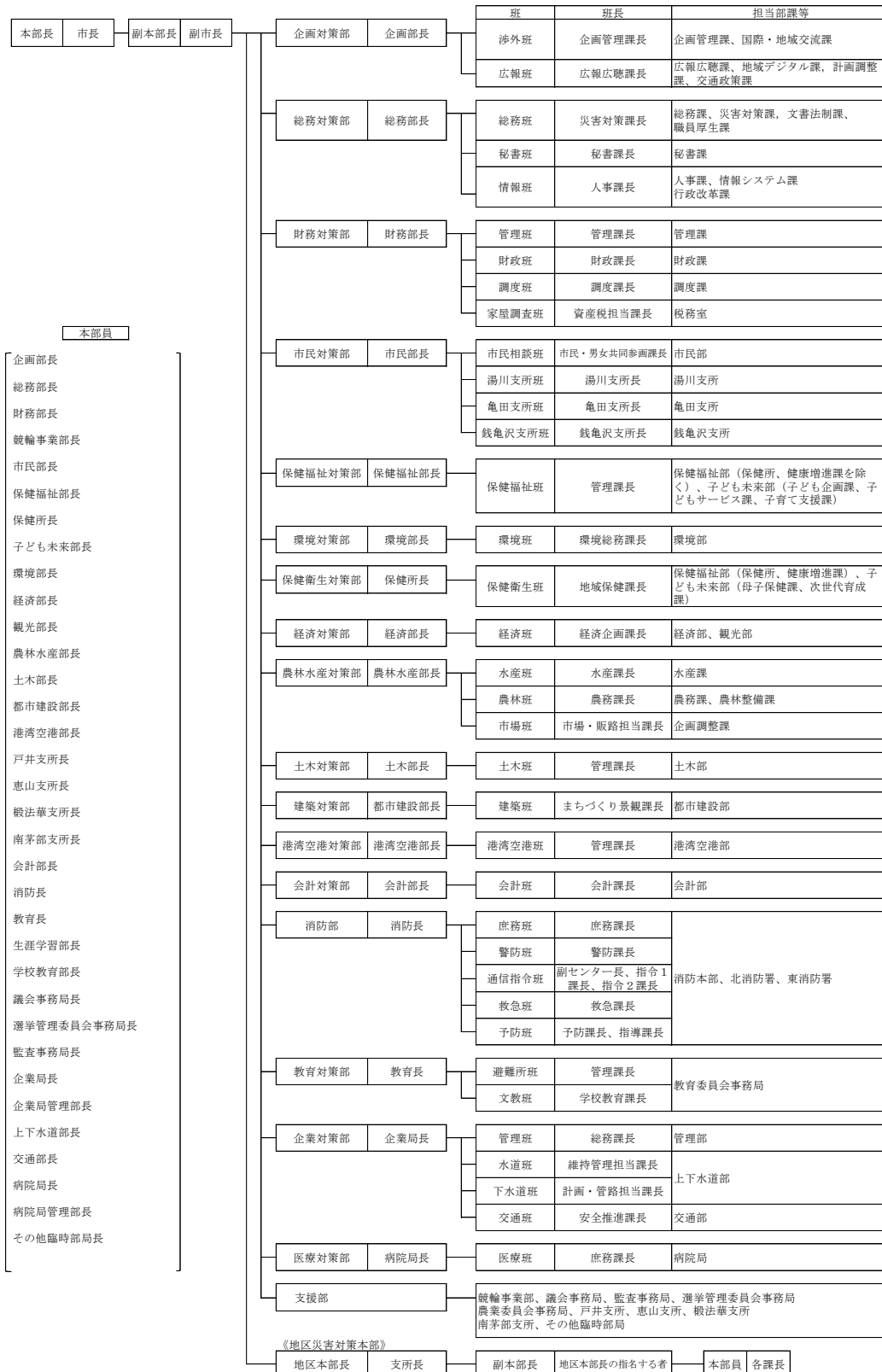
2. 動員・配備の連絡体制

各対策部長および地区本部長は、職員を動員・配備したときは、各部対策班長を通じ、総務班長へ連絡するものとし、総務班長は状況を取りまとめ、総務対策部長を通じ、速やかに災対本部長、災対副本部長に報告する。

また、災害時活動要領に基づく配置先への参集が困難であり、災害対策本部や最寄りの支所、避難場所へ参集した市職員は、その旨を各部対策班長に速やかに報告する。



3. 災害対策本部の組織



4. 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

なお、災害対策本部が設置されていない状況において必要な場合は、この事務分掌を準用し災害対策を実施するものとする。

また、業務継続計画に基づき、非常時に優先することと定めた対策業務に必要な人員が、対策部全体で不足する場合や災害が大規模な場合や長期化する場合は、必要に応じ全庁横断的に応援職員を配置するものとする。

各対策部は、平常時から災害時活動要領により、対策業務の実施手順の確認や、実施に必要な対策部間および関係機関との連携に努める。

部	班	対 策 業 務
企画対策部	渉 外 班	1 国、北海道、関係機関への陳情等の調整、中央関係機関との連絡に関する事
	広 報 班	1 報道機関との連絡に関する事 2 災害時の広報に関する事（広報車両の運行を含む） 3 災害記録の編集に関する事
総務対策部	総 務 班	1 災害対策の統括に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 地震・津波情報および気象に関する特別警報・警報・注意報ならびに情報等の受理伝達に関する事 4 防災関係機関との連絡調整に関する事 5 本部員会議との連絡に関する事 6 被害状況、対策状況等の取りまとめおよび報告に関する事 7 本部連絡員との連絡に関する事 8 自衛隊への災害派遣要請に関する事 9 北海道、他の市町村、協定機関への応援要請に関する事 10 災害対策経費の取りまとめに関する事 11 防災行政無線、防災気象観測施設の運用に関する事 12 輸送に関わる配車と緊急車両証交付申請に関する事 13 災害に関わる国、北海道への報告に関する事
	秘 書 班	1 災对本部長、災対副本部長の秘書に関する事
	情 報 班	1 災害情報の収集伝達に関する事
財務対策部	管 理 班	1 市有財産（教育施設を除く）の被害調査に関する事 2 公有財産の応急利用に関する事
	財 政 班	1 災害対策の予算措置に関する事
	調 度 班	1 防災用資材の調達に関する事
	家屋調査班	1 家屋等の被害調査に関する事 2 市税の減免措置等に関する事 3 罹災証明書の交付（火災に関するものを除く）に関する事

(前頁のつづき)

部	班	対 策 業 務
市民対策部	市民相談班 湯川支所班 銭亀沢支所班 亀田支所班	1 被災者の生活相談に関すること 2 住民組織との連絡に関すること 3 安否情報の照会の受理と情報の提供に関する こと 4 避難所の運営支援に関すること
保健福祉 対 策 部	保健福祉班	1 災害救助法に基づく救助の実施の総括に関す ること 2 見舞金・義援金の受理、配布に関すること（窓 口の設置） 3 被災者の救護に関すること 4 函館市社会福祉協議会および日本赤十字社と の連絡に関すること 5 遺体の収容、安置および埋葬に関すること 6 避難行動要支援者等の安否確認および支援に 関すること 7 社会福祉施設等の被害状況調査に関すること 8 福祉避難所の開設・運営支援に関すること
保健衛生 対 策 部	保健衛生班	1 病院等の被害調査に関すること 2 感染症予防など防疫の実施に関すること 3 保健衛生に関すること 4 被災地区および被災者の防疫に関すること 5 死亡獣畜の処理に関すること 6 家庭動物等の救護対策に関すること 7 福祉避難所の開設・運営支援に関すること
環境対策部	環 境 班	1 処理実施計画策定および調査に関すること 2 ごみ、し尿の処理および清掃に関すること 3 がれき類の処理ルートの確保に関すること 4 環境の保全対策に関すること
経済対策部	経 済 班	1 商工観光施設および商品・製品等の被害調査に 関すること 2 救援物資の受理および配布に関すること（窓口 の設置） 3 応急主要食糧の調達および供給に関すること 4 応急衣料・燃料その他の生活必需品の調達およ び供給に関すること 5 被災商工業者の援護対策に関すること 6 観光客等の避難対応に関すること
農林水産 対 策 部	水 産 班	1 水産施設および漁船・漁具等の被害調査に関す ること 2 被災漁業者の援護対策に関すること 3 被災水産施設の復旧指導に関すること 4 漁業船舶の借上げおよび海上輸送に関するこ と
	農 林 班	1 農地・林業用施設等の被害調査に関すること 2 農地・農業用施設および林業用施設等の応急措 置に関すること 3 被災農業者の援護対策に関すること 4 被災農地および農業施設の復旧指導に関する こと 5 家畜の応急救護および防疫に関すること 6 死亡獣畜の処理に関すること
	市 場 班	1 生鮮食料品の入出荷対策に関すること

(前頁のつづき)

部	班	対 策 業 務
土木対策部	土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、下水（雨水施設・排水路）、堤防、街路樹等被害調査および応急措置（障害物の除去含む）に関する事 2 応急作業従事者の応援要請に関する事 3 応急作業に必要な資材の確保および輸送に関する事
建築対策部	建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設および公営住宅の応急利用に関する事 2 市営住宅の被害調査および応急措置に関する事 3 災害救助法に基づく住宅の応急措置に関する事 4 被災住宅の災害融資に関する事 5 被災建物の応急危険度判定に関する事 6 宅地判定士による被災宅地の危険度判定に関する事 7 罹災証明書書の交付に係る建物被害調査に関する事 8 仮設住宅の建設および入居者の選定に関する事 9 避難所施設の被害調査に関する事 10 被災建物の解体・撤去に関する事
港湾空港対策部	港湾空港班	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶、港湾・空港施設の被害調査および応急措置に関する事 2 船舶の借上げおよび海上輸送に関する事 3 応急作業に必要な資材の航空輸送に関する事
会計対策部	会 計 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害見舞金等の保管および支払資金の調整に関する事
消 防 部	庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団との連絡に関する事
	警 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の防除に関する事 2 人命救助に関する事 3 消防団の現場活動に関する事
	通信指令班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場の情報収集および伝達に関する事 2 出動および警備に係わる消防通信指令に関する事
	救 急 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急活動に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事
	予 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防に関する事 2 避難指示等の伝達および避難誘導に関する事 3 被害状況の調査に関する事 4 り災証明書書の交付（火災に関するものに限る）に関する事
教育対策部	避 難 所 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営、廃止および被災者の受入れに関する事 2 被災者等への応急給食の配布・提供に関する事 3 教育施設の被害調査および応急措置に関する事
	文 教 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育の確保および被災児童・生徒の教科書・学用品等の支給に関する事 2 文化財の保全対策に関する事

(前頁のつづき)

部	班	対 策 業 務
企業対策部	管 理 班	1 企業対策部の統括に関すること 2 災害対策の予算措置に関すること 3 被災者の料金対策に関すること
	水 道 班	1 応急給水に関すること 2 水道施設の被害調査および応急措置（障害物の除去含む）に関すること 3 緊急浄水処理および飲料水の水質管理に関すること 4 応急従事作業者の応援要請に関すること 5 応急作業に必要な資材の確保および輸送に関すること
	下 水 道 班	1 公共下水道施設の被害調査および応急措置（障害物の除去を含む）に関すること 2 応急作業従事者の応援要請に関すること 3 応急作業に必要な資材の確保および輸送に関すること
	交 通 班	1 交通輸送施設の被害調査および応急措置に関すること 2 代替輸送の確保に関すること
医療対策部	医 療 班	1 移動医療班の設置に関すること 2 被災者の医療救護に関すること
支 援 部	支 援 班	1 各対策部への支援協力に関すること
地区災害対策本部	各 班	1 4支所地域における総合的な災害応急対策に関すること

第2節 災害情報等の収集・伝達

市および防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害情報等の伝達手段を確保するとともに、機関相互の情報交換を密にするなど、災害情報等の一元化を図り、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い、効率的な災害応急対策の実施を図る。

また、要配慮者、災害により孤立する危険性のある地域の居住者、帰宅困難者等に対しても確実に情報伝達ができる体制の整備に努める。

第1項 情報伝達系統

地震や津波、気象等に関する特別警報・警報・注意報等の情報伝達系統は次のとおりである。なお、火山に関する警報、情報等の伝達系統は、個別災害対策編火山災害対策計画第3節第2項の2「火山情報の伝達」により行う。

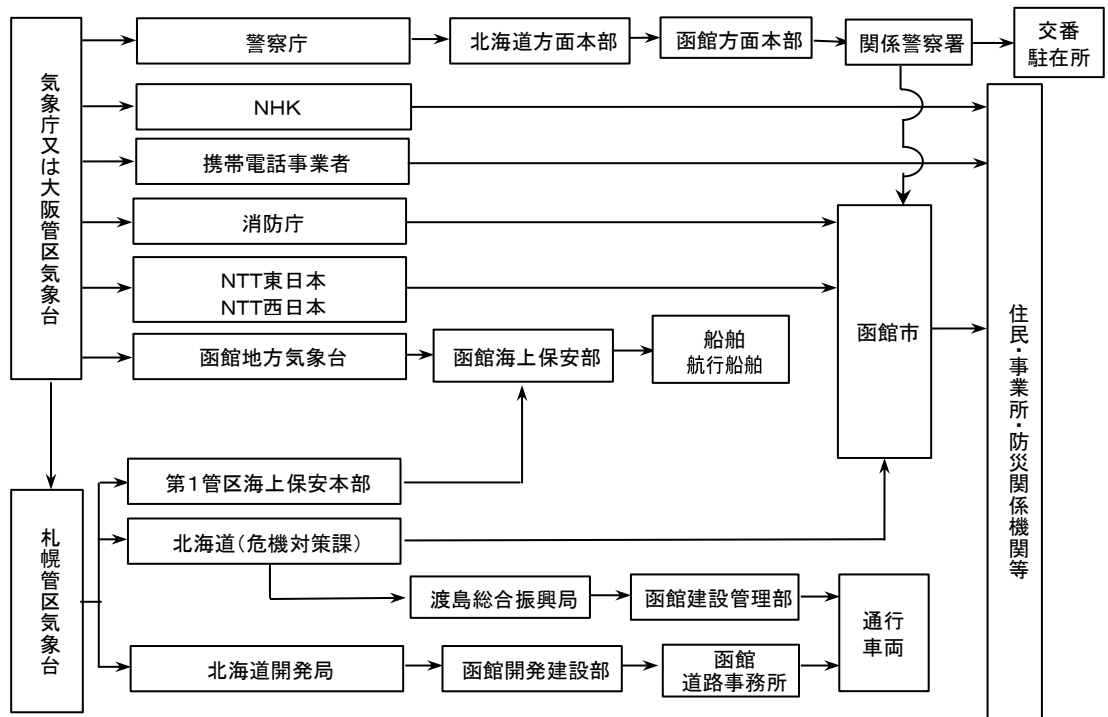
1. 地震情報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し緊急地震速報を発表する。

緊急地震速報は、気象庁により日本放送協会（NHK）へ伝達されるほか、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を用いて広く伝達される。また、消防庁は、気象庁からの情報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達する。

2. 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は以下のとおりである。

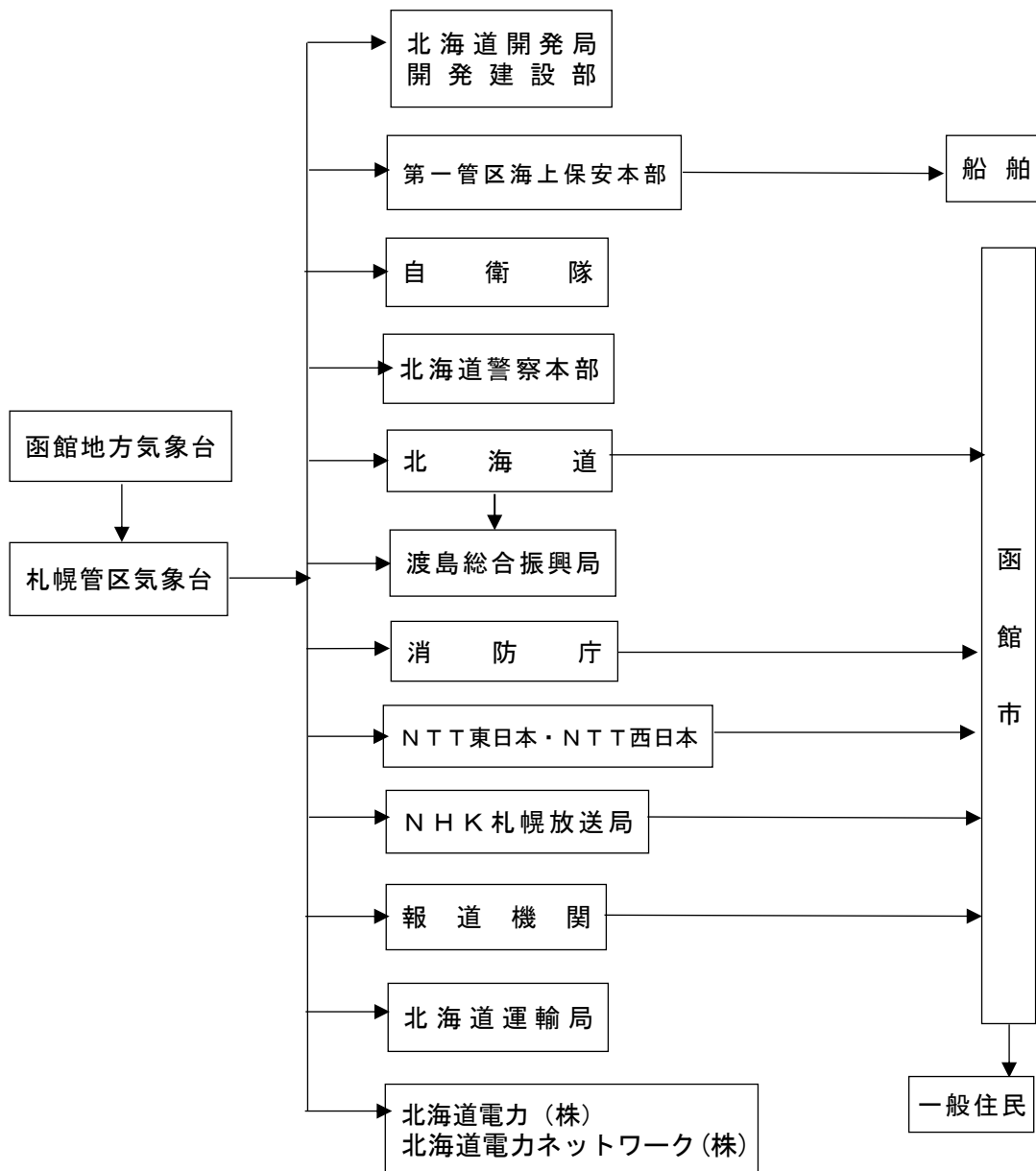


火山情報の連絡、収集および伝達
個1-3-2 (P137)

資料2 情報収集・伝達関係

3. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は以下のとおりである。



4 土砂災害に関する情報の収集・伝達

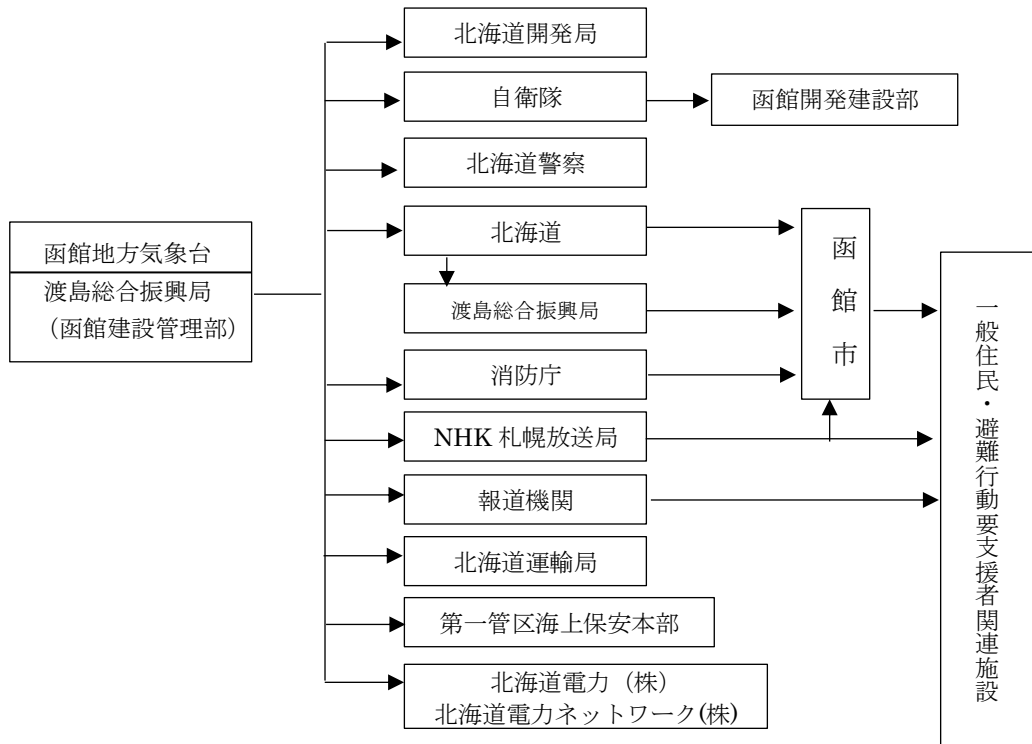
(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、渡島総合振興局と函館地方気象台が共同で作成し、に発表する。

また、これを補足する情報である気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

なお、土砂災害警戒情報の伝達は以下のとおりである。

情報伝達系統
 応急-2-1 (P66)



(2) 土砂災害緊急情報

北海道および函館開発建設部は、河道閉塞または噴火による降灰等の堆積後の降雨を発生原因とする土石流による重大な土砂災害が発生する危険性があると認められるときは、緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにした土砂災害緊急情報を作成し、関係市町村へ通知するとともに、市民等に対し周知を図る。

第2項 災害情報通信手段

地震などによる災害が発生したときは、施設の損壊や回線のふくそう等により、電話が非常にかかりにくくなる事が予想される。

市および各防災関係機関は、次のとおり情報通信手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

1. 一般電話による通信

(1) 災害時優先電話として指定されている電話を利用

緑色の公衆電話等を利用

(2) 携帯電話等の利用

災害時に一般回線電話が利用できないときは、通信形態の異なる携帯電話等を利用

2. 専用通信設備による通信

一般電話による通信が困難であるときは、防災行政無線（移動系）等の通信設備を利用する。

3. アマチュア無線による通信

上記1、2の方法による通信が困難なときは、日本アマチュア無線連盟渡島檜山支部の協力を求め通信を行う。

通信施設の予防対策
予防-5-4 (P40)

通信施設の応急対策
応急-15-4 (P115)

資料2 情報収集・伝達
関係

4. 通信途絶時等における対応

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から1、2までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないまたは著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車および臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨時の措置（無線局の免許等に必要な申請手続きおよび当該申請に係る処分について、口頭または電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する処置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名または名称および住所

(イ) 借受希望機種および台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所および返納場所

(オ) 借受希望日および期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名または名称および住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的および必要とする理由

(エ) 使用場所

(オ) 借受期間

(カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名または名称および住所

(イ) 希望エリア

(ウ) 使用目的

(エ) 希望する使用開始日時

(オ) 引渡場所および返納場所

(カ) 借受希望日および期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許または許可等を必要とする場合

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6457
090-1529-8858（夜間等）

5. 災害時情報通話

- (1) 災害用伝言ダイヤル（171）の利用
- (2) 携帯電話およびインターネットによる災害用伝言板（Web171）の活用

第3項 災害時の広報

市（企画対策部、総務対策部）および防災関係機関等は、災害時において、市民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、市民等の適切な判断による行動を支援する。

1. 市民に対する広報等の方法

市（企画対策部、総務対策部）および防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞等）への情報提供をはじめ、広報車両、防災行政無線、緊急速報メール、函館市 ANSIN メール、市ホームページ、広報紙など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。

2. 広報の内容

市（企画対策部、総務対策部）は、防災関係機関との連携を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、市民等に対し次の情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 被害の区域・状況（ライフライン、道路、公共施設等）
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 避難情報、避難場所
- (4) 医療機関、給油可能なガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) ライフラインや道路、公共施設等の復旧状況
- (6) 交通規制
- (7) 被災者生活支援に関する情報（給食・給水、衣料・生活必需品等救護物資の供給日時・場所等）
- (8) その他必要な事項

第4項 本部情報連絡員の派遣

市災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて、防災関係機関は、無線機等を携帯のうえ、本部情報連絡員を派遣し、災害情報の収集と伝達を円滑に実施する。

第5項 災害情報の記録

市各対策部および防災関係機関は、災害情報について緊急度、優先度に応じて区分し、各関係機関へ伝達するとともに、正確に記録するよう努める。

第6項 異常現象を発見した者の措置等

1. 市民等による通報(災害対策基本法第54条第1、2項)

災害の発生するおそれがある異常現象（堤防の水もれ、地割れ、海面の急激な低下、崖からの湧水、溪流の濁り、竜巻、火山の噴煙・降灰等をいう。以下同じ。）を発見した者は、遅滞なく市または警察官もしくは海上保安官へ通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力するものとする。

2. 警察官等の通報(災害対策基本法第54条第3項)

市民から異常現象発見の通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市（総務対策部）に通報するものとする。

3. 市の通報の義務(災害対策基本法第54条第4項)

市（総務対策部）は、市民、警察官または海上保安官等から異常現象発見の通報を受けたときは、函館地方気象台に通報するものとする。

第7項 災害情報の収集・統括および報告

1. 災害情報の収集

市各対策部および防災関係機関等は、所管する施設の被害状況や人的被害等、災害対策上必要であると考えられる情報について可能な限り収集し、とりまとめのうえ各対策班長や連絡員を通じ、市（総務対策部）へ報告する。

2. 災害情報の統括および報告

市（総務対策部）は、収集した災害情報および被害状況等を統括し、総務対策部長を通じて、災対本部長、災対副本部長へ報告するとともに、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により速やかに渡島総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。

ただし、火災・災害等即報要領（消防庁）の直接即報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁にも報告する。

火災・災害等即報に係る消防庁報告先

平日 (8:30～ 18:15)	応急対策室	電 話	03-5253-7527
		電子メール	fdma-sokuhou@m1.soumu.go.jp
上記以外	危機管理センター	電 話	03-5253-7777
		電子メール	fdma-sokuhou@m1.soumu.go.jp

資料2 情報収集・伝達
関係

函館市の防災ビジョン
総-2 (P4)

職員の動員・配備
応急-1-5 (P59)

第3節 応援要請

市は、市域において地震などによる災害が発生し、救助・救出活動、医療活動および食料や水の供給等の応急対策活動において、市単独では対応することが難しいと判断したときは、被害の状況等を報告した後、各法令、協定に基づき周辺自治体、防災関係機関および民間企業等に対し応援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

一方、周辺自治体等において災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等の支援が必要と認めるときは、市は、自主的に被災自治体が行う応急対策活動を支援する。

第1項 応援要請の基準

市（総務対策部）は、地震などによる災害が発生し、市単独の応急対策活動で対応することが難しいと判断したときは、次の基準により応援要請を実施する。

応援要請の基準	摘 要
第2 非常配備	・ 防災に関する協定に基づく必要な応援要請を実施する。
第3 非常配備	・ 被害情報の収集・伝達に混乱・遅れが予想されるため、周辺自治体や渡島総合振興局に応援準備を連絡する。 ・ その後、被害状況に応じた迅速な応援要請を実施する。

第2項 法令に基づく応援

各市町村および防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等に応援の必要があると認めるとき、または市から応援要請があったときは、災害対策基本法、災害救助法、自衛隊法、地方自治法等に基づき、物資や人員等の応援・支援を実施し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

1. 指定地方行政機関による応援(災害対策基本法第29、30、31条)

指定地方行政機関は、各防災業務計画や函館市地域防災計画に基づく各種応急対策活動を実施する。

また、市から要請があったときは、各防災関係機関は職員を派遣し、情報の収集・伝達等の応急対策活動を支援する。

2. 自衛隊による災害派遣(災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条2項)

市（総務対策部）は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動および救援物資の供給など、円滑な応急対策活動の実施を図るため自衛隊の派遣が必要であると認めるときは、北海道知事（渡島総合振興局長）に文書をもって依頼し、知事は自衛隊に部隊の派遣を要請する。

市（総務対策部）は、人命の救助・救出など、北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により北海道知事（渡島総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能であるときは、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、直接指定部隊の長に通報したときは、速やかに北海道知事（渡島総合振興局長）に連絡し、文書による手続きを行う。

自衛隊等派遣要請
個1-3-5 (P144)

資料5 自衛隊関係

また、自衛隊は、北海道知事（渡島総合振興局長）からの派遣要請を待つとまがない場合、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要する場合、関係機関への災害情報提供のため情報収集を行う必要がある場合は自主的に部隊等を派遣することが出来る。この際、北海道知事（渡島総合振興局長）および市（総務対策部）と密接な連絡調整を行うとともに、状況に応じ、飲料水の供給や救助・救出活動の支援を行う。

応急医療・救護
応急一5（P77）

3. 日赤北海道支部による応援（災害救助法第15条）

日赤北海道支部は、災害救助法が適用されたとき、または災害により医療活動や生活必需品の供給などに対して応援が必要であると認めるときは、自主的に被災地へ応援部隊を派遣し、応急医療や生活必需品の供給を実施し、被災者の安全の確保を図る。

第3項 協定に基づく応援

市および各防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において、単独の対応では不足し、応援が必要であると認めるときは、協定に基づき、各協定締結先に対して、応援要請を行い、迅速な応急対策の実施を図る。

第4項 その他の応援

市（総務対策部）は、第3項までの応援によるもののほか、必要に応じて渡島総合振興局を通じ、北海道が協定を締結している民間団体等に協力を要請し、緊急輸送、情報の収集・伝達、ライフラインの復旧等において、迅速な応急対策活動の実施を図る。

市および北海道が締結している協定については、資料編6に記載する。

第4節 消防活動

消防・救急体制の強化
予防-3 (P34)

資料6 各種協定

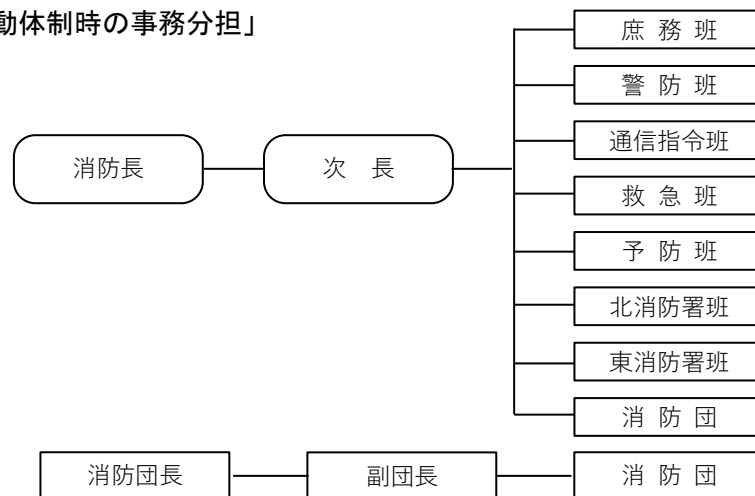
職員の動員・配備
応急-1-5 (P59)

市は、災害時には、応急消防体制を確立し、消火・救助・救急活動等を実施する。
また、市単独の対応では困難で、周辺の自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消火・救助・救急体制を確立し、応急消防対策活動を実施する。

第1項 応急活動体制の確立

地震などによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、消防本部、消防署および消防団は、職員の動員・配備の基準と消防部の「職員招集計画」に基づき、応急活動体制を確立する。

「応急活動体制時の事務分担」



担当班	業務内容
庶務班	1. 消防団との連絡 2. 資機材等の調達
警防班	1. 被害情報の収集および活動記録 2. 消防車両の保全 3. 資機材の搬送
通信指令班	1. 消防車両の出動指令 2. 災害情報の受信・伝達 3. 気象情報の収集 4. 消防通信の運用
救急班	1. 医療機関との連絡調整 2. 現場救急隊への情報支援
予防班	1. 災害の予防および広報 2. 避難指示等の伝達および誘導 3. 被害情報の調査 4. 災証明の交付（火災に関するものに限る）
消防署班	1. 災害の防除 2. 人命救助および救急活動 3. 災害現場の情報収集および伝達
消防団	1. 周辺地域の避難支援および誘導 2. 周辺地域の応急消火・救出

第2項 応援要請

市（消防部）は、地震などによる災害が発生し、周辺自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防隊、救助隊等の出動要請、また北海道消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、応急消防対策活動を実施する。

第3項 被害情報の収集・伝達

市（消防部）は、119番通報や消防車両による巡視・警戒等により被害情報を収集し、消防本部で総括した後、市（総務対策部）や各関係機関へ報告する。情報の収集方法は、次のとおりである。

消防本部	各消防署
<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報 ・各消防署からの情報 ・防災関係機関、報道機関からの情報 ・各対策部からの情報 ・北海道消防防災ヘリコプターからの情報 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両による巡視・警戒での情報 ・各消防署員からの情報 ・市民等および消防団等からの情報 ・その他

第4項 消火活動の優先

市（消防部）は、119番通報や消防車両による巡視・警戒等による被害情報に基づく消火活動を速やかに実施する。

また、市の地震被害想定の結果により、出火、延焼の危険性が高いと考えられる地域（西部地区、中央部地区）においては、優先的に消防車両による巡視・警戒を実施するなど、出火・延焼の拡大を未然に防止するよう努める。

（消火活動における優先原則）

優先事項	摘 要
早期消火可能地域優先	延焼の拡大防止に、早期発見と消火可能地域を優先
避難場所等の確保優先	人命の安全を図るため、避難場所および避難道路確保を優先
重要地域優先	人命の危険および延焼拡大危険の高い地域を優先
重要対象物優先	人命危険の大きい、不特定多数の者を収容する対象物を優先

第5項 救助・救急活動の優先

1. 市（消防部）は、地震などによる災害が発生したときは、警察・自衛隊・ボランティア等と連携し、救助・救急活動を実施する。

（救助・救急活動における優先原則）

優先事項	摘 要
救命活動の優先	人命危険の大きい被災者の優先
重症者優先	重症者の優先
火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先
要配慮者の優先	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先

2. 市（保健福祉対策部）は、災害の規模など必要と認められるときは、函館市社会福祉協議会へ防災ボランティアの派遣を要請する。

要請を受けた函館市社会福祉協議会は要請に応じ、防災ボランティアを派遣し救助・救出活動を実施する。

ボランティアの受入れ・派遣
 応急-10 (P99)

第5節 応急医療・救護

地震などによる災害が発生したときは、多数の負傷者が発生することが予想される。市（医療対策部）、日赤北海道支部および函館市医師会は、被災者が適切な医療措置を受けられるよう、応急医療体制を確立するとともに、被害状況に応じ医療救護所の設置、医療班の派遣および医薬品等の確保をするものとする。

また、被災者の精神的な動揺や不安の軽減を図るため心のケア対策を実施する。

医療救護活動の環境
整備
予防-8-1 (P47)

資料6 各種協定

第1項 応急医療体制の確立

市（医療対策部）、日赤北海道支部および函館市医師会は、災害の状況、被害の程度に応じて次のように応急医療体制を確立し、医療・救護活動を実施する。

1. 市立函館病院による応急医療

市（医療対策部）は、地震などによる災害が発生したときには災害拠点病院である市立函館病院を拠点とし、各医療機関と協力して医療・救護活動を実施する。

2. 日赤北海道支部による応急医療

日赤北海道支部は、災害の状況、被害の程度に応じて、市（医療対策部）と連携のもとに、応急医療・救護を実施する。

3. 函館市医師会による応急医療

函館市医師会は、市（医療対策部）からの応援の要請があったときは、迅速に医療班を派遣するなど、応急医療・救護を実施する。

第2項 医療救護所の設置

市（医療対策部）および日赤北海道支部は、地震などによる災害が発生し、避難所が開設されたときは、必要に応じて保健所や避難所等に医療救護所を設置する。

医療救護所の活動は、災害時において極めて短時間にかつ集団的に多数の傷病者が発生した場合における現場での救護を、現存の医療能力を最大限に生かし、迅速かつ的確な応急医療救護措置により、できる限り多数の傷病者を救護する事である。

そのためには、傷病者の重症度と治療優先度を定めるトリアージが重要であり、これに基づく適切な応急処置、治療および搬送を実施することが必要となる。

1. トリアージの実施

トリアージの実施に際しては、トリアージ責任者が行い、現場での混乱を避け、より効率的に治療、搬送することを基本とする。

この場合、トリアージは原則的に医師が行うが、医師が到着していないなど、現場の状況から緊急の必要が生じたときは、最初に到着した消防の救急隊長、救急救命士等が実施する。

理想的には、医師等のトリアージチームが災害現場に急行し、トリアージ責任者となる医師に、看護師、救急救命士等が協力することが望まれる。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を意識した行動もあわせて求められる。

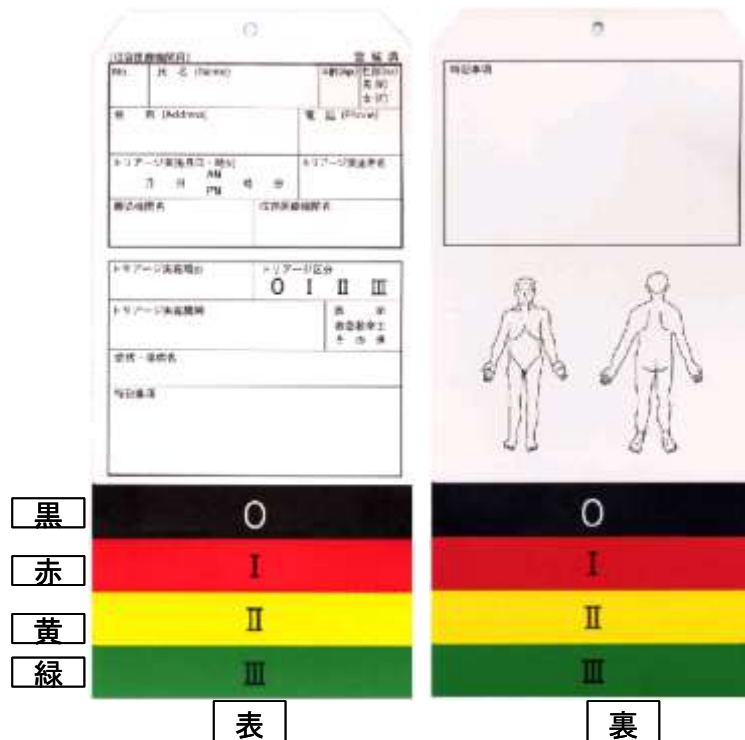
2. トリアージの分類とトリアージタグ

災害時の傷病者識別には国で示された様式に準じたトリアージタグを用いる。

(1) 分類

優先順位	分類 (処置)	識別色	傷病状況 および病態	診 断
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤 (I)	意識障害、ショック、呼吸障害などにより緊急に医療を必要とする傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・出血性ショック ・脳蓋内出血 ・血気胸 ・クラッシュ症候群 ・腹膜炎 ・広範囲熱傷
第2順位	待機的治療群 (中等症群)	黄 (II)	バイタルサインは安定しているが、待機的な治療が必要な傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・脊髄損傷 ・四肢骨折、脱臼 ・肢切断 ・皮膚剥脱創 ・中等熱傷
第3順位	保留群 (軽傷群)	緑 (III)	専門医療を必要とせず、自分自身や仲間同士での処置が可能な傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・手または足の打撲および創傷 ・小範囲の熱傷 ・過換気症候群
第4順位	死亡群	黒 (O)	すでに死亡しているか、死戦期にある傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・開放性脳損傷 ・全身熱傷 ・高位頸髄損傷

(2) トリアージタグ



第3項 医療班の派遣

市（医療対策部）は、被害状況から必要と認めるときは、函館市医師会に対し医療班の派遣を要請する。

函館市医師会は、派遣要請を受けたときは迅速に医療班を派遣し、災害現場において円滑な医療・救護活動の実施を図る。

資料6 各種協定

第4項 医薬品・医療資機材の確保

市（医療対策部）、日赤北海道支部および函館市医師会は、災害時の医薬品、医療資機材の調達を行うときは、市内の医療機関からの一時借入および市内等の販売業者からの購入等により行う。なお、市（保健衛生対策部、医療対策部）が医薬品等の確保が困難なときは、渡島総合振興局保健環境部保健行政室に協力を要請する。

第5項 メンタルヘルス対策（心のケア）

市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）は、医療対策部の協力を得て、保健所、避難所および応急仮設住宅に災害の状況に応じて、メンタルヘルス相談窓口の設置や巡回相談等により、被災者の精神的な動揺や不安、特にPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する相談に応じ、被災者の精神的な負担の軽減を図る。

その他各種支援窓口の整備
復旧-1-3 (P126)

第6節 避難と受入れ、警戒区域の設定

市は、災害が発生するなど、住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難の指示を行うとともに、避難所を開設し、避難者およびボランティア等と協力し、水や食料等の供給、応急救護等を実施し、住民等の安全の確保を図る。

また、市民の生命または身体に危険が及び、特に必要があると判断されたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの禁止等を行う。

第1項 避難指示等の実施責任者と措置内容

1. 市(災害対策基本法第60条、水防法第29条、地方自治法第153条)

災対本部長(市長)は、状況に応じて、避難の必要があると判断された地域の必要と認める居住者等に対し、次の避難指示等を発令する。

- (1) 避難のための立退きの指示(以下「避難指示」という。)
- (2) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- (3) 緊急安全確保措置の指示(以下「緊急安全確保」という。)

また、避難指示、緊急安全確保のほか、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難に資する高齢者等避難を必要に応じて発令する。

市(総務対策部)は、高齢者等避難および上記の指示等の発令を行ったときは、その旨を速やかに渡島総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。また、洪水、津波もしくは高潮の発生により避難指示等の発令を行ったときは、当該区域を所轄する警察署長へも報告する。なお、指示等を解除したときも同様とする。

ただし、これら指示等を行うことができないときは、警察署または函館海上保安部に指示を求める。

戸井、恵山、榎法華、南茅部の地区本部長(支所長)は、その地域において避難の必要があると判断されるときは、災対本部長に対し、高齢者等避難、避難指示等の発令を要請することができる。

ただし、各地域において緊急を要する場合には、地区本部長が災対本部長に代わり発令することができる。この場合において、地区本部長は速やかに災対本部長に報告するものとする。

緊急指定避難場所の
指定

予防-7-3 (P44)

地区災害対策本部の
設置・廃止

応急-1-2 (P58)

2. 北海道知事またはその命を受けた道職員(災害対策基本法第60条、水防法29条、地すべり防止法第25条)

北海道知事(渡島総合振興局長)または知事の命令を受けた職員は、洪水または高潮の発生もしくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと判断されるときは、避難が必要と認められる地域の居住者等に対し、避難の指示を行うことができる。

また、北海道知事は、災害発生により市長が避難指示等に関する措置ができないときは、市長に代わって実施する。

3. 警察官または海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

警察官または海上保安官は、市長から要求があったとき、または市長が指示できないと認めるときは、避難が必要な地域の居住者等に対し、避難の指示を行うものとし、避難先についても指示することができる。この場合、ただちにその旨を市長に通知するものとする。

4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官、海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を市長((6)については、当該措置命令等を行った場所を管轄する警察署長)に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(災害対策基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等および被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(災害対策基本法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急通行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(災害対策基本法第76条の3第3項)

第2項 避難指示等の発令

1. 避難情報の発令により避難が必要な居住者等に求める行動

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保は、次の基準により発令し、住民等に求める行動は次のとおりである。

(発令等に至るまでの状況)

(注1) 警戒 レベル	発令 内容 (発表)	発令時の状況	住民等に求める行動
警戒 レベル 1	早期注意 情報 (気象庁)	・今後気象状 況悪化のおそ れ	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 災害への心構えを高める。
警戒 レベル 2	洪水注意報、 大雨注意報等 (気象庁)	・気象状況悪 化	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場 所や避難経路、避難のタイミング等の再確 認、避難情報の把握手段の再確認・注意な ど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒 レベル 3	高齢者等 避難	・災害が発生 するおそれ がある状況	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難 または屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出 を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、 避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミ ングである。 ・例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ま しい場所の居住者等は、このタイミングで自主 的に避難することが望ましい。
警戒 レベル 4	避難指示	・災害が発生 するおそれ が高い状況	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難する（立退き避難また は屋内安全確保）。
警戒 レベル 5	(注2) 緊急安全確保	・災害が発生 または切迫し ている状況	【命の危険、直ちに安全確保】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難すること がかえって危険である場合、直ちに身の安全を 確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとることができるとは限らず、 また本行動をとったとしても身の安全を確保 できるとは限らない。

(注1) 上記表の警戒レベルは、水害（津波を除く）・土砂災害に用いるものとする。

(注2) 緊急安全確保については、災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するものであることから、必ず発令するものではない。

2. 洪水災害時等の発令基準

(1) 洪水災害の発令基準

氾濫危険水位等が設定され、水位の常時観測が可能な河川については、以下の基準のほか降雨状況、河川巡視、今後の気象予測などを総合的に判断し、当該河川が氾濫した場合に想定される浸水想定区域に発令する。

また、それ以外の河川については、降雨状況、河川巡視、周辺の地形、今後の気象予測などを総合的に判断し発令する。

警戒レベル	避難情報等	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	①避難判断水位に到達した場合 ②氾濫注意水位を超えた状態で、水位観測所の水位が急激に上昇している場合や、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現するなど、急激な水位上昇のおそれがある場合 ③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近または通過することが予想される場合
警戒レベル4	避難指示	①氾濫危険水位に到達した場合 ②避難判断水位を超えた状態で、水位観測所の水位が急激に上昇している場合や、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現するなど、急激な水位上昇のおそれがある場合 ③堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近または通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） ①洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 （災害発生を確認） ・堤防の決壊や越水・溢水の発生を把握した場合

(2) 高波・高潮災害の発令基準

以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の諸現象などを総合的に判断し、越波や越流の発生により浸水が予想される区域に発令する。

警戒レベル	避難情報等	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	①高潮注意報が発表されている状況で、警報に切り替わる可能性が高いと言及された場合 ②高潮注意報が発表されている状況で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、または接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下または最大風速 50m/s 以上）の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4	避難指示	①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） ①水門等の異常が確認された場合 （災害発生を確認） ①海岸堤防等が倒壊した場合 ②異常な越波・越流が発生した場合

3. 土砂災害時の発令基準等

以下の基準を参考に、降雨状況、今後の気象予測や災害発生の諸現象などを総合的に判断し発令する。

警戒レベル	避難情報等	基準	発令範囲
警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等
		②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域等
		③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
警戒レベル4	避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害危険度情報において「危険（紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等
		②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	
		③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
		④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
	⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所およびその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む）	
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） ①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等
		②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合	
		（災害発生を確認） ②土砂災害の発生が確認されたした場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所およびその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）

4. 津波災害時の発令基準等

避難情報の発令基準は次表のとおりとする。

避難情報	基準	住民等に求める行動
避難指示	北海道太平洋沿岸西部に津波警報または大津波警報が発表された場合	直ちに津波の浸水が想定されている区域外または津波災害に対応した指定緊急避難場所への「立ち退き避難」を開始する。「立ち退き避難」が困難な場合には、津波避難ビルへ避難する。

5. 突発的な災害時において住民等に求める行動

突発的な災害の場合、市は避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、洪水や土砂災害に対して、住民等は、自ら下記の警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

また、津波について、住民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示を待たずに、自発的かつ速やかに立ち退き避難を行う。

警戒レベル	住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル5	氾濫発生情報	※ (大雨特別警報(浸水害))	※ (大雨特別警報(土砂災害))

※. 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報としている。

6. 避難指示等の伝達

(1) 伝達事項

市は、避難指示等の発令時には、次の例のとおり、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように配慮し、迅速かつ的確に当該地域の居住者等に対して伝達し、安全の確保を図る。

<p>洪水を警戒し発令する場合の 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 函館市に大雨の恐れがあることから、 ■ 〇〇川周辺の溢水を警戒し、 ■ 下記地域に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ■ 下記地域の浸水想定区域等にお住まいで、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■ 【発令地域】、【開設避難所】
<p>土砂災害を警戒し発令する場合の 【警戒レベル4】避難指示の伝達例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 函館市に土砂災害警戒情報が発表され、 ■ 土砂災害が発生する危険性が非常に高まったため、 ■ 下記地域に警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ■ 下記地域の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。 ■ 【発令地域】、【開設避難所】

(2) 伝達手段

市（総務対策部、各対策部）は、避難情報等の伝達を、次に掲げる複数の手段により実施する。

避難情報等の伝達手段	詳細
Lアラート（災害情報共有システム）による伝達	北海道防災情報システムのLアラート連携機能により、テレビ、ラジオ、インターネット等の各メディアを通じ伝達する。
メールサービス等による伝達	函館市ANSINメールやX（旧Twitter）、LINE、緊急速報メール配信サービスにより伝達する。
FAXによる伝達	防災情報等一斉配信サービスを利用し、事前登録者へ避難情報等の一斉送信を行い伝達する。
防災行政無線設備による伝達	防災行政無線設備からの放送により伝達する。
市等のホームページによる伝達	市等のホームページへの掲載により伝達する。
広報車による伝達	広報車および消防車両により伝達する。また、必要があるときは、警察等の出動を要請し伝達する。
電話、戸別訪問による伝達	上記の手段による伝達が困難なとき、または必要と認めるときは、住民組織、官公署、事業所等への電話や戸別訪問により伝達する。

第3項 避難誘導の実施

市（各対策部）、消防団、警察官、自主防災組織等は、適切かつ迅速に避難誘導を実施し、市民等の安全を確保する。

また、避難誘導にあたる者の安全の確保に努める。

避難体制の整備
予防-7 (P43)

資料3 避難所関係

第4項 避難所の開設・運営

市（教育対策部）は、地震等による災害が発生し、避難指示等の発令の際、下記「避難所の開設基準」に基づいて、避難所を開設する。

なお、災害の発生状況に応じ必要があると認めるときは、事業所等の協力を得て、臨時の避難所を開設する。

また、市（教育対策部）は、避難所が廃止されるまで職員を派遣し、避難所運営の実務を行う。

「避難所の開設基準」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 震度6弱以上の地震が観測されたとき ② 大津波警報もしくは津波警報が発表されたとき ③ 高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令があったとき ④ 市長が開設する必要があると認めるとき |
|---|

1. 避難所の開設

市（教育対策部）は、「避難所の開設基準」に定める状況に至ったときは、できる限り速やかに市職員を避難所へ派遣し、施設の安全性を確認した後、施設管理者と連携を図りながら、避難所を開設する（緊急避難地、広域避難地および津波避難ビルを除く）。津波避難ビルの施設管理者は、避難指示が発令されたときは、避難者の受入れを行うとともに、市（総務対策部）は、施設管理者や避難者の協力のもと、避難状況の把握に努める。

なお、「避難所地域協力員制度」により、地域住民の協力が得られる避難所については、避難所の開設基準①または②に該当する災害が発生した場合、避難所地域協力員は自らの避難行動に合わせ避難所に行き、市職員が避難所に到着していない場合は避難所を解錠し、避難者を受け入れる。

2. 避難状況および避難所周辺の被害状況の報告

市（教育対策部）は、避難所を開設したときは、避難者等と協力し、迅速に避難者名簿を作成するなど避難状況を取りまとめるとともに、避難所周辺の浸水状況、建物の倒壊や火災、交通渋滞等の被害情報を収集し、速やかに災害対策本部へ報告する。

「報告事項」

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の名称および所在地 ・ 避難所開設の日時 ・ 収容状況および人数 ・ 要配慮者や傷病者の有無等 ・ 周辺の被災状況 ・ 周辺の交通渋滞等道路状況 ・ 避難所および周辺のライフラインの被災状況 等 |
|--|

3. 避難所運営の実務

市（教育対策部）は、「函館市避難所運営マニュアル」により、避難者およびボランティア等と協力し、避難所が廃止されるまでの期間、次のような運営実務を実施する。

資料3 避難所関係

要配慮者対策
応急-8 (P96)

なお、避難所の運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、要配慮者への対応については、第3章第8節第4項「避難生活における要配慮者への配慮」による。

- (1) 施設利用計画作成等の平常時における対策
- (2) 避難者の受付、避難スペースの割当て（屋外避難者、ペット同伴者の対応を含む）
- (3) 要配慮者、女性や子育て家庭、性的少数者など、様々なニーズへの配慮
- (4) 避難者の健康状態の把握（屋外避難者を含む）
- (5) 災害対策本部との連絡調整
- (6) 飲料水や食料、衣類などの必要物資の把握と要請
- (7) 避難所運営委員会の設置および運営支援
- (8) 避難所の衛生環境、生活環境の確保
- (9) 避難所における感染症対策の実施

第5項 避難所の統合および廃止

市（教育対策部）は、災害の状況、収容している避難者数、ライフライン施設等の復旧状況等に応じて、災害対策本部の指示のもと、避難所を統合および廃止する。

第6項 警戒区域の設定

1. 市（災害対策基本法第63条、地方自治法第153条）

災対本部長は、市民の生命または身体に対する危険を防止し、市民の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

戸井、恵山、椴法華、南茅部の地区本部長は、各地域において警戒区域を設定する必要があると判断されるときは、災対本部長に対し、その設定を要請することができる。

ただし、各地域において緊急を要する場合には、地区本部長が災対本部長に代わり、警戒区域を設定することができる。この場合において地区本部長は速やかに災対本部長に報告することとする。

2. 警察官または海上保安官（災害対策基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28、36条、水防法第21条）

警察官または海上保安官は、市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、ただちに警戒区域を設定した旨を市長に通知することとする。

3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないときに限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、ただちに警戒区域を設定した旨を市長に通知することとする。

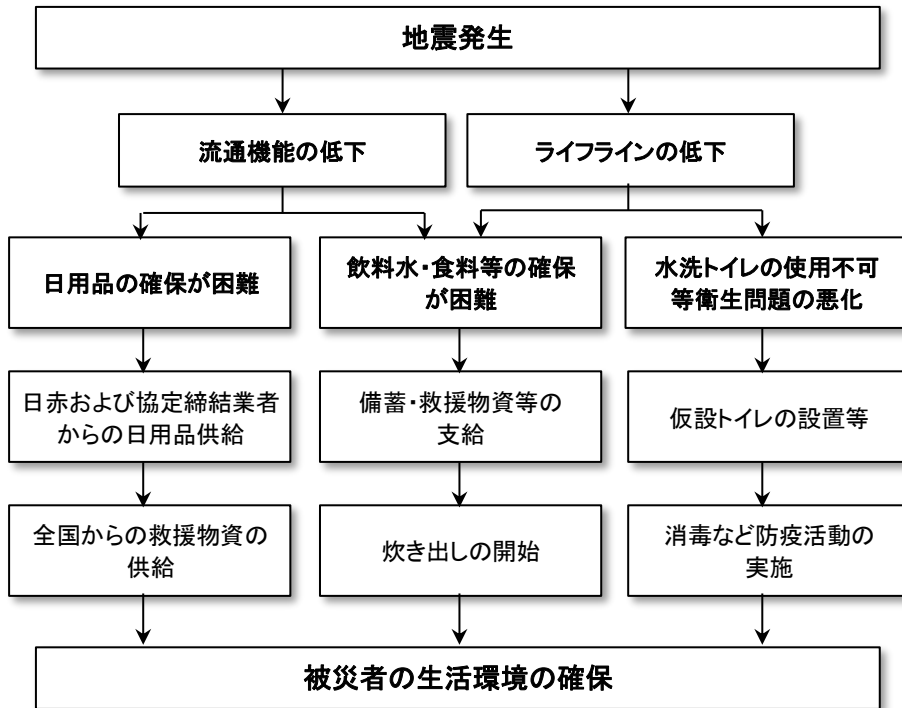
4. 消防吏員または消防団員(消防法第28、36条、水防法第21条)

消防吏員または消防団員は、消防活動や水防活動の現場において、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止しもしくは制限することができる。

第7節 生活救援対策

市および防災関係機関等は、地震などによる災害が発生したときは、ライフラインや流通機能の低下が予想されるため、応急給水や救援物資等を供給するなど生活救援活動を実施する。

円滑な応急対策への備え
予防-8 (P47)



市は、被災者の生活環境を確保するため、応急給水の実施や食料および生活必需品等の供給を行うが、市独自の供給が困難なときは、各協定や自衛隊等の応援による必要物資の供給体制を確立する。

市および日赤函館市地区は、全国から寄せられる義援金や救援物資等の受入れを行うとともに、速やかに被災者に支給するなど、円滑な生活救援活動の実施を図る。

また、市は、仮設トイレの設置や避難所等における防疫・環境対策を実施し、衛生環境の改善を図る。

第1項 応急給水

市（企業対策部）は、地震などによる災害が発生したとき、水道施設が被災し飲料水・生活用水の確保が困難となった被災者に対し、生命の維持、健康の確保のため、応急給水を実施する。

また、市（企業対策部）は、必要に応じて自治体等との応援協定、災害対策基本法や自衛隊法に基づく応援要請等により、円滑な応急給水を実施する。

1. 応急給水体制の整備と応援要請の実施

市（企業対策部）は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。

また、企業局庁舎が地震などによる災害で使用できないときは、浄水場（赤川高区）に企業対策部の本部を設置する。

給水活動体制の整備
予防-8-3 (P48)

協定に基づく応援
応急-3-3 (P73)

資料6 各種協定

さらに、災害の状況により、市独自の給水が困難なときは、各協定に基づき給水応援要請を行う。

2. 給水資機材の確保

市（企業対策部）は、給水に必要な給水資機材を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図る。

3. 応急取水・給水の実施

市（企業対策部）は、次に示す方法により、災害時の応急取水・給水を行う。また、給水の方法は給水車等による搬送給水を基本とする。

項目	取水・給水の方法	備考
取水	直接取水	・配水管が破損し給水ができないときは、緊急遮断弁の作動による赤川高区浄水場および旭岡浄水場からの取水を基本とする。
給水 (飲料水)	市による搬送給水	・基本とする給水方法。給水車および給水用容器をもって実施するが、支障をきたすときは、市有散水車により実施する。
	他の自治体・自衛隊による給水	・日本水道協会北海道地方支部の応援協定に基づく応急給水や自衛隊による搬送給水等により実施する。
	消火栓を利用した給水	・特定地域の水道施設が破損して使用できないときは消火栓に応急仮設給水栓を取り付けて給水する。
	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるときは、浄水装置の確保等により給水する。

4. 給水場所・時間等の広報

市（企業対策部）は、災害時の応急給水に際し、給水場所・時間について報道機関、広報車・防災行政無線および広報紙等により、市民等へ事前に周知するよう努める。

第2項 食料の供給

市（経済対策部）は、地震などによる災害が発生し、災害のため食料の確保が困難となった被災者等に対し、食料の供給に関する協定の締結業者および北海道などと連携をとり、食料の供給を迅速に実施する。

また、日赤函館市地区、ボランティア、市民および避難者等の協力により、避難所等で炊き出しを実施する。

1. 供給の対象者

災害時における応急的な食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所に滞在している被災者
- ・やむを得ない理由により避難所に滞在できない被災者
- ・家屋の被害により、自炊ができない者
- ・災害応急対策に従事している者
- ・その他市長が必要と認めた者

2. 供給の期間

市（経済対策部）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまで

資料8 防災資機材等

資料6 各種協定

食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備
予防-8-4 (P49)

資料6 各種協定

の期間について、食料の供給を実施する。

3. 食料の確保

災害発生後1日間の食料については、市民による家庭内備蓄と市の備蓄により確保を図り、2日目以降については、協定業者からの調達、全国各地からの救援物資、またはボランティアによる炊き出し等により、平常時食べ慣れている食料の確保を図る。

4. 要配慮者への配慮

市（経済対策部）は、食料の供給にあたっては、粉ミルクや軟らかく食べやすい食品を用意するほか、アレルギーに対応するための品目も必要に応じて用意するなど、乳幼児、高齢者および障がい者等の要配慮者に配慮する。

要配慮者対策
応急-8 (P96)

第3項 生活必需品の供給

市（経済対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、被災者や応急災害対策活動に従事している者等、災害のため生活必需品の確保が困難となった者に対し、毛布や衣料などの生活必需品を供給する。

食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備
予防-8-4 (P49)

また、日赤函館市地区は、災害の状況に応じて、日用品や毛布等の生活必需品の供給を実施する。

資料6 各種協定

1. 供給の対象者

災害時における応急的な生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所に滞在している被災者
- ・やむを得ない理由により避難所に滞在できない被災者
- ・家屋の被害により、生活必需品の確保が困難な者
- ・災害応急対策に従事している者
- ・その他市長が必要と認めた者

2. 供給品目

市（経済対策部）または日赤函館市地区による供給品目は、おおむね次のとおりである。

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等の類）
- ・その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3. 供給の期間

市（経済対策部）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、生活必需品の供給を実施する。

4. 生活必需品の確保

災害発生後1日目の生活必需品については、市民による家庭内備蓄と市の備蓄、日赤からの供給により確保を図り、2日目以降については、協定業者からの調達、全国からの救援物資等により生活必需品の確保を図る。

5. 要配慮者への配慮

市（経済対策部）は、生活必需品の供給にあたっては、乳幼児、高齢者および障がい者等の要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する。

要配慮者対策
応急-8 (P96)

その他各種支援窓口の整備
復旧-1-3 (P126)

第4項 災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分

市（保健福祉対策部）は、被災の状況に応じて災害見舞金を支給する。

また、市（保健福祉対策部、経済対策部）および日赤函館市地区は、全国各地からの義援金や救援物資を被災者等へ配分する。

1. 災害見舞金の支給

市（保健福祉対策部）は、災害見舞金支給要綱に基づき、被災の状況に応じて被災者に災害見舞金を支給する。

2. 義援金の受入れ・配分

市（保健福祉対策部）は、全国各地からの被災者あての義援金を受付けるとともに、函館市義援金配分委員会において決定した配分基準に応じて、義援金を被災者に配分する。

日本赤十字社は、全国各地からの義援金受付窓口を設置して義援金の受入れを実施し、北海道および市を通じ義援金を被災者に配分する。

3. 救援物資の受入れ・配分

市（経済対策部）は、一般ボランティアの協力を得て、全国各地から送られてくる救援物資の受入れを実施し、市内郵便局や函館地区トラック協会等と締結した緊急物資の輸送に関する協定を活用し、物資の配分を迅速に実施する。

救援物資の一次保管場所については、災害の状況や物資の搬入出の容易さなどの立地条件等を総合的に勘案して選定し、救援物資の管理・配送を実施する。

第5項 防疫・環境対策の実施

市は、地震などによる災害が発生したときは、被災地の衛生的な環境を確保するため、感染症の発生や蔓延を防止し、ごみ・し尿、死亡獣畜の処理を実施する。

また、災害による被害が甚大で、市独自で処理することが困難、または不可能なときは、周辺自治体、北海道および民間団体等へ応援を要請する。

1. 感染症・食中毒の発生・まん延の防止

市（保健衛生対策部）は、防疫班を編成し調査・検査を実施し、被災地の衛生環境を把握するとともに、必要があると認めるときは、飲料水、家屋、公衆便所等の消毒を実施する。

また、避難所等では、被災者やボランティア等に対し、防疫指導を行うとともに、避難者に対して、必要に応じ健康診断を実施し、避難者の健康の保持を図る。

2. ごみストックヤード(一次仮置場)の確保

市（環境対策部）は、がれき・コンクリート片等の廃棄物が一時的に大量に出たときは、被災地周辺の遊休地等を一次仮置場として指定するなど、円滑な処理を促進する。

また、市（環境対策部）は、被災地の衛生的な環境を確保するため、避難所や一般家庭から一時的に大量にごみが排出されたときには、公園・広場などを一次仮置場として活用し、円滑な処理を推進する。

防疫・衛生活動体制の整備
予防-8-6 (P50)

ごみ・し尿処理体制の整備
予防-8-7 (P51)

3. 応急仮設トイレ・風呂の設置

市（環境対策部、保健衛生対策部）は、上・下水道施設の被害により、水洗トイレの使用や入浴ができないときは、避難所等に応急仮設トイレ、風呂等を設置し、被災者の衛生状態を維持する。

4. 死亡獣畜の処理

牛、馬、豚、犬等の死亡獣畜の処理は、その所有者が実施する。所有者が実施することが困難または所有者が不明なときは、市（保健衛生対策部、農林水産対策部）が施設管理者と連携して行う。

5. 大気汚染対策

市（環境対策部）は、被災建築物や工作物の解体等に伴う粉塵による大気の汚染が予想されるため、解体等工事に伴う粉塵の抑制方法等について広報するなど、大気汚染の防止を図る。

6. 石綿飛散防止対策

被災建築物や工作物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、市（環境対策部）は、環境省が作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、住民等への注意喚起、被災建築物等の確認調査、大気中石綿濃度のモニタリングの実施、被災建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

また、被災建築物等の解体・改修等における石綿飛散・ばく露防止に係る指導体制の整備を図る。

第8節 要配慮者対策

要配慮者対策
予防-9 (P52)

地震などによる災害が発生したときは、市民や自主防災組織、ボランティア、市および防災関係機関等が連携して、要配慮者の避難・誘導、救助・救出活動、物資の供給等を実施し、要配慮者の安全の確保に努める。

安否の確認
応急-11-1 (P101)

なかでも、避難行動要支援者については、生命・身体の保護のため特に必要な場合は、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

第1項 避難行動要支援者への避難支援

1. 名簿および計画の提供

避難行動要支援者名簿の作成
予防-9-1 (P52)

市（総務対策部）は、災害時等において、生命または身体を保護するため特に必要があると認めるときは、救助・救援に従事する防災関係機関等に避難行動要支援者名簿および個別避難計画を提供し、避難支援等に活用する。

2. 名簿情報および計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

災害時等において、避難支援等のために提供した名簿情報および計画情報が必要でなくなったときは、名簿および計画の廃棄や市への返還などの措置を講ずる。

第2項 避難支援等関係者による避難支援

1. 避難支援の方法

情報伝達や避難支援体制の整備
予防-9-2 (P53)

避難支援等関係者は、市が避難情報を発令したときは、避難行動要支援者名簿やあらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。

2. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、避難支援者本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を最優先とする。

第3項 要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知

または警告

市（総務対策部）は、災害時には、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適時適切に発令する。

第4項 避難生活における要配慮者への配慮

1. 避難所内でのプライバシー保護のための場所の確保

市（教育対策部）は、避難した要配慮者が避難所において特別な配慮が必要となることを考慮し、授乳や介護対応等のプライバシー保護のための場所を避難所内に確保する。

2. 福祉避難所への移送

市（保健福祉対策部、保健衛生対策部、教育対策部）は、避難した要配慮者が、心身の状況等からより専門性の高い対応が必要である場合は、要配慮者の家族や避難支援等関係者などの協力のもと、福祉避難所へ移送する。

情報伝達や避難支援体制の整備
予防-9-2 (P53)

3. 福祉避難所の運営

福祉避難所の施設管理者は、市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）から開設要請があったときは、施設利用者や施設本来の機能維持に配慮しながら、要配慮者の受け入れを開始し、要配慮者への対応に努める。

市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）は、施設管理者と連携しながら要配慮者の状況把握に努めるとともに、円滑な避難所運営を支援する。

資料3 避難所関係

4. 生活必需品の供給、住宅等の斡旋

市（経済対策部）は、要配慮者に配慮した生活必需品の供給を行う。

避難所生活が長期化したときは、市（保健福祉対策部、建築対策部）は、各種在宅福祉サービス等の活用、公営住宅の斡旋等の措置を行う。

5. 相談窓口の設置

市（保健福祉対策部、市民対策部）は、避難所等に要配慮者の相談窓口を設置するなど、避難所等における生活、資金援助、介護者の確保等各種相談に応じた対策を推進する。

ボランティアの活動環境の整備
予防-1-5 (P30)

6. 要配慮者への広報

市（保健福祉対策部、企画対策部）は公営住宅の空き室状況および生活必需品の供給など、要配慮者に対する情報提供を行う際には、広報紙、報道機関やボランティアの協力等により、手話・点字・外国語などの活用等、要配慮者に配慮した情報の提供を行う。

第5項 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の施設管理者は、災害時には、施設に入所、入院している者や利用者である要配慮者に対し、市民およびボランティア、防災関係機関等の協力を得て、身体的ハンディ等を考慮した避難・誘導、救助・救出、救援物資の供給等を行い、要配慮者の安全を確保する。

社会福祉施設等の対策
予防-9-3 (P54)

第9節 家庭動物等の救護対策

防疫・衛生活動体制
の整備
予防-8-6 (P50)

資料6 各種協定

災害時における動物の適正飼養、動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

市（保健衛生対策部）は、災害時に放置された家庭動物等について、道南獣医師会および動物愛護団体と連携・協力して動物救援本部を設置し、北海道の指導・助言のもと家庭動物等の救護対策を実施する。

なお、被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合は、北海道をはじめとする関係機関と締結した協定に基づき、被災動物救護本部を設置し、相互に協力・連携して家庭動物等の救護活動を行う。

第10節 ボランティアの受入れ・派遣

函館市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、日赤函館市地区と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れおよび派遣の体制をとる。

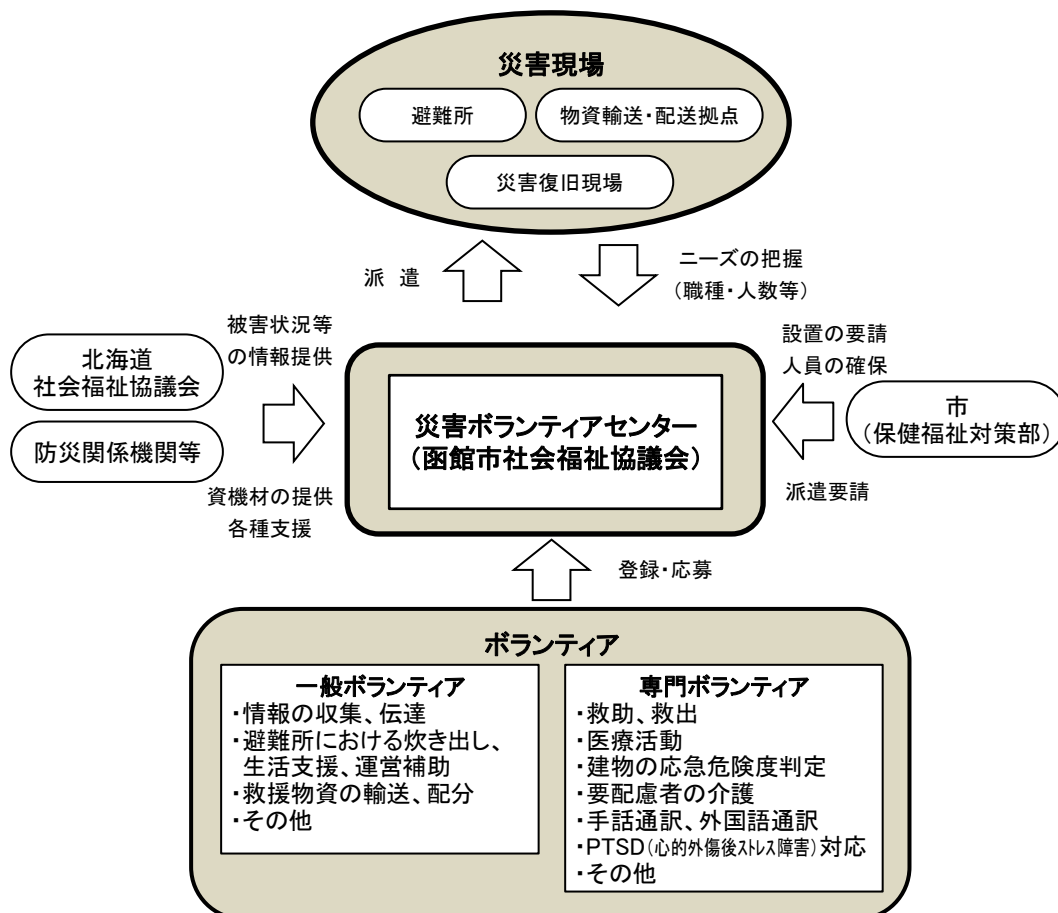
市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、函館市社会福祉協議会にボランティアの派遣の要請を行い、避難所の運営、救助・救出活動や高齢者・障がい者などの介護、看護補助および被災建築物の応急危険度判定など、被災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。

ボランティアの活動環境の整備
 予防-1-4 (P30)

第1項 災害ボランティアセンターの設置・運営

市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生しボランティア活動の必要性があるときは、函館市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置および人員の確保を要請する。

函館市社会福祉協議会は、北海道社会福祉協議会と協力・連携し、被災地の現場のニーズを把握した上で登録されているボランティアを適材・適所に派遣する。



食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備
 予防-8-4 (P49)

第2項 ボランティア活動拠点

市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、総合福祉センターをボランティア活動拠点として提供する。

また、被害地域の状況に応じて児童館等を提供し、被災現場での機能的なボランティア活動を支援する。

第3項 ボランティア活動の内容

ボランティアは、活動内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区別される。それぞれの活動内容は、次のとおりである。

「ボランティアの活動について」

一般ボランティア	専門ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し、その他災害救助活動 ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救出 ・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等）

第11節 安否の確認、遺体の安置・措置

地震などによる災害が発生したときは、情報の混乱等により、安否確認や行方不明者捜索に支障をきたすおそれがある。

市、防災関係機関、自主防災組織等は、正しい情報の収集に努め、安否確認や行方不明者の捜索を行うとともに、遺体が発見されたときは必要な措置を行う。

また、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第1項 安否の確認

市（保健福祉対策部、教育対策部、消防部）は、災害対策本部の指示により、住民基本台帳、避難行動要支援者名簿、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムおよび避難所の避難者名簿等を活用し安否の確認を行い、市（総務対策部）に報告する。

その他の対策部についても、災害の状況により必要な場合は、災害対策本部の指示により、災害応急対策の実施において住民等の安否を確認し報告する。

また、市民が安否確認を行うときは、災害用伝言ダイヤル（171）やインターネットによる災害用伝言板（Web171）を利用する。

要配慮者対策
応急-8（P96）

資料3 避難所関係

通信施設の応急対策
応急-15-4（P115）

第2項 安否情報の提供

1. 安否情報の照会手続

- (1) 市（市民対策部）は、安否情報の照会については、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所または居所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 市（市民対策部）は、安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（マイナンバーカード）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書等の本人確認資料の提示または提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

- (3) 安否情報の照会を受けた市（市民対策部）は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者の間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。

	照会者と照会に係る被災者の間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷もしくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ・被災者について保持している安否情報の有無
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷または疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 市（市民対策部）は、(3) にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2. 安否情報を回答するにあたっての対応

- (1) 被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等をうけ加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3項 行方不明者の搜索

1. 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、生死が未だ判明しないまたは周囲の状況により既に死亡していると推定される者

2. 搜索の実施

災害対策本部は、市（消防部）に指示するほか、被災の状況により、各対策部に可能な範囲での実施を指示するとともに、警察および函館海上保安部に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

第4項 災害時の氏名等の公表

市（総務対策部、市民対策部、消防部）は、市民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、北海道が定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者も含め、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第5項 遺体の安置・措置

市（各対策部）および市民等が、被災地において遺体を発見したときは、速やかに警察署に届け出、警察官の検視（見分）および医師による遺体の検案を実施する。

警察署は、遺体の身元が不明なときは、遺体の所持品、人相、着衣およびその他の特徴を記録し、身元引受人の発見に努めるとともに、市（保健福祉対策部、各対策部）は、警察署の協力を得て、遺体の収容・安置を行う。

市（保健福祉対策部）は、遺族等が遺体の火葬や埋葬等の措置を行うことが困難なとき、または遺族がないときは、火葬や埋葬等の措置を行う。

第12節 文教対策

学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、園児・児童・生徒等の安否の確認を行い、安全を確保するとともに、教育活動の早期再開に向けた対策を実施する。

また、市は、被害状況に応じ、最寄りの公共施設等を利用し、臨時の学校施設を確保するとともに、渡島教育局の協力を得て、教科書・学用品等の支給を円滑に実施する。

第1項 園児・児童・生徒の安否確認と被害状況の報告

学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、園児・児童・生徒の安否の確認を実施し、安全の確保を図る。

また、学校等の管理者は、学校施設の被害状況について、速やかに市（教育対策部）へ報告する。

第2項 応急教育の実施

市（教育対策部）および学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、次により応急教育を実施する。

1. 休校措置

学校等の管理者は、学校施設の被災、その他の理由により校務運営上やむを得ないと認めるときは、市（教育対策部）と協議し、休校措置をとる。

この場合、学校等の管理者は直ちにその旨を各園児・児童・生徒に周知するとともに、市（教育対策部）は、必要に応じて市（企画対策部）と連携をとり、報道機関等を通じて休校措置等について周知徹底を図る。

2. 学校施設の確保

学校等の管理者は、市（教育対策部）と協議のうえ、被害の程度に応じて、次の方法により、施設の確保を図る。

被害の程度	施設確保の方法
校舎の一部が使用できないとき	特別教室、屋内体育館、講堂等を利用する。 なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。
校舎の全部または大部分が使用できないとき	最寄りの学校または公共施設等を利用する。

* 上記の方法により、施設の確保ができないときは、応急仮設校舎の建築を検討する。

3. 教職員の確保

市（教育対策部）は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、近隣学校の教職員を動員配備するとともに、渡島教育局と密接な連絡をとり教職員の確保に努める。

公共施設の予防対策
予防-4-5 (P38)

公共施設の応急対策
応急-16-4 (P120)

第3項 教科書・学用品の調達および支給

市（教育対策部）および学校等の管理者は、災害救助法が適用されたとき、被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品の滅失、棄損等により就学上支障がある者に対し、教科書・学用品を現物支給する。

1. 支給品目

- (1) 教科書および教材
- (2) 文房具、通学用品

2. 教科書および学用品の調達

教科書の調達については、学校長からの報告を市教育委員会が集約し、渡島教育局に、学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を報告し、渡島教育局の指示により教科書取扱店等から供与を受ける。

また、学用品の調達は、渡島教育局から送付を受けたものを配布するほか、市内学用品店から調達する。

第4項 学校給食の実施

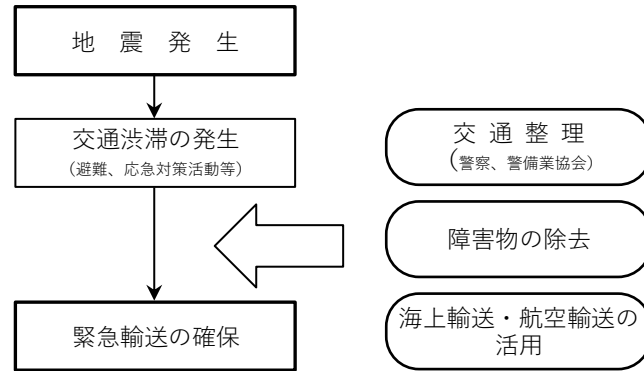
学校長および学校給食共同調理場長は、地震などによる災害が発生し、学校給食施設が被災したときは、速やかに施設の応急修理を行い、給食の継続・再開を図る。

また、災害により食材が入手困難なときは、関係機関と連絡のうえ、食材の応急調達を実施する。

第13節 緊急輸送

地震などによる災害時には、市民等の避難、災害応急対策員の輸送および救助、救護のための資材物資の輸送を迅速確実にを行うため、緊急輸送の確保が不可欠である。

また、倒壊建物、がれき等による障害物のため、交通の確保が極めて困難となることが予想される。



市は、函館開発建設部、函館空港事務所、函館海上保安部、自衛隊、渡島総合振興局函館建設管理部、北海道警察函館方面本部および漁業協同組合等の協力を得て、自動車、船舶およびヘリコプター等の航空機などを活用し、災害時の緊急輸送手段の確保を図る。

第1項 緊急輸送の範囲

災害時の緊急輸送の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ① 消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員および資機材の輸送
- ② 救助・救出、医療活動の従事者および血液・医薬品等の輸送
- ③ 医療機関への負傷者等の搬送
- ④ 被災地外への重傷者の搬送
- ⑤ 食料、水、衣料等の生活必需品の輸送
- ⑥ 公共施設（道路、橋梁、港湾）やライフライン等の応急復旧および交通規制に必要な人員・物資の輸送

第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の確保

市（土木対策部、港湾空港対策部）は、函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部等の道路管理者、自衛隊および北海道警察函館方面本部の協力を得て、道路の被害・渋滞等の情報を収集し、障害物の除去、道路施設の復旧を実施する。

障害物の除去および施設の復旧は、事前に北海道等の緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が指定した緊急輸送道路の一次路線、および北海道警察函館方面本部が指定した緊急交通路等から優先的に実施する。

市（総務対策部）は、被害状況および復旧状況について集計・総括し、各関係機関へ報告する。

1. 障害物の除去
2. 緊急輸送道路（一次路線）・緊急交通路等の優先的な復旧
3. 被害・復旧状況の集計・報告

緊急輸送道路、緊急交通路等の整備
予防-8-2 (P47)

道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の応急対策
応急-16-1 (P118)

資料4 輸送関係

第3項 船舶による海上輸送の確保

市（総務対策部、港湾空港対策部）は、函館海上保安部、海上自衛隊等の協力を得て、全国の自治体等から送られてくる救援物資、復旧資機材等の船舶による海上輸送を実施する。また、東部沿岸（戸井支所～南茅部支所）において陸上輸送が不可能になった場合は、漁業協同組合等の協力を得て、小型船舶による海上輸送を行う。

港湾施設が壊滅的被害を受けた場合は、耐震強化岸壁を海上輸送の拠点として活用するほか、函館開発建設部に浮体式防災施設（防災フロート）の派遣を要請するなど海上輸送手段の確保を図る。

第4項 ヘリコプターによる航空輸送の確保

市（総務対策部）は、災害時において車両輸送、船舶輸送が困難または不相当と判断したときは、北海道（防災航空室）および函館海上保安部に対しヘリコプターの出動を要請する。

要請を受けた北海道（防災航空室）および函館海上保安部は、所有するヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて自衛隊等の協力を得て、ヘリコプターの運航を実施し、円滑な緊急輸送の確保を図る。

また、ヘリコプターの発着場所は、函館空港および陸上自衛隊函館駐屯地ヘリポートとする。その他の離着陸場については、資料4「2. 北海道防災航空室指定離着陸場」による。

資料4 輸送関係

第5項 緊急輸送のための交通規制

北海道公安委員会は、災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図る必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域および道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

この場合において、北海道公安委員会は、あらかじめ当該道路管理者に対し、禁止または制限の対象、区域、区間、期間および理由を通知する。

1. 緊急車両の申請

北海道公安委員会により道路通行が禁止または制限されたときは、市（総務対策部）および各防災関係機関は、救援物資の輸送等の緊急車両を通行させるため、北海道知事（渡島総合振興局長）または所轄の警察署長に対し緊急通行車両確認証明書および標章の交付を申請し、証明書および標章の交付を受けたときは、証明書を携帯するとともに標章を当該車両の前面に掲示する。

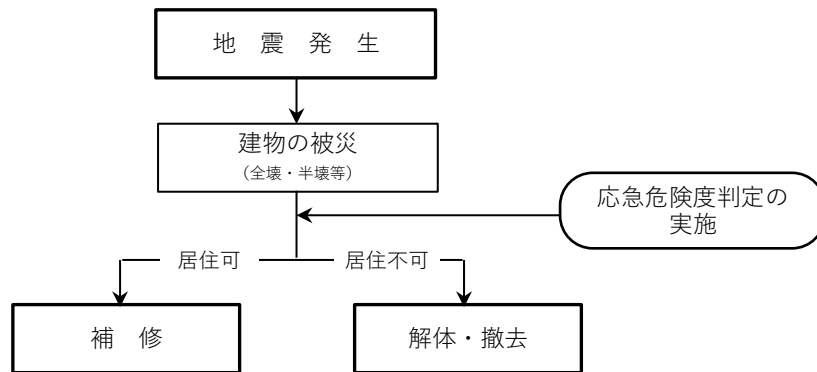
緊急輸送道路、緊急
交通路等の整備
予防-8-2 (P47)

2. 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合においては、道路管理者は、協定業者に要請するほか、自ら車両の移動等を行う。

第14節 建物対策

地震などにより、多数の建物被害が発生する事態が予想されることから、居住できるかどうかの判断を専門家に依頼し、二次災害を防止することが重要である。



住宅対策の整備
予防-8-5 (P50)

市は、地震などによる災害が発生し、家屋が被災して居住ができなくなったとき、または、被災者の避難所生活が長期にわたり、肉体的・精神的な障害が生じたときは、公営住宅の空室を供給するなど、被災者の住居を確保する。

災害救助法が適用されたときは、北海道知事または知事の委任を受けた市長は、応急仮設住宅等の被災者の収容施設を建設し、被災者の住居の確保を図ることができる。

第1項 災害時の住宅の供給

1. 応急的な住宅の供給・修理

知事の委任を受けた市長（建築対策部）は、地震などにより住宅が被災し、災害救助法が適用されたときは、被災者に対して応急的な住宅の供給・修理を実施する。

市（建築対策部）は、住宅の供給・修理に関する相談窓口を設置し、被災者の相談に応じるとともに報道機関や広報紙を利用し、実施の時期・基準等について、十分な情報の提供を行う。

災害救助法の適用
応急-18 (P122)

	手段	基準
災害救助法の適用なし	公営住宅の空室供給	高齢者、障がい者等の要配慮者を優先して、公営住宅の空室を供給する。
災害救助法の適用あり	応急仮設住宅の供与	知事は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。
	住宅の応急修理	① 住宅が半壊、半焼し、またはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 応急仮設住宅の入居者の選定については市が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

市（建築対策部）は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 規模、構造、存続期間および費用

ア 建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建てもしくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」とおとりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てまたは木造住宅により実施する。

イ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事を完了（または、借上げに係る契約を締結）した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内の期間を限って延長することができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る建設型応急住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は、災害救助法および関係法令の定めるところによる。

(6) 管理運営

市（建築対策部、各対策部）は、応急仮設住宅の管理運営における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに配慮するものとする。

2. 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備する。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備および管理者

災害公営住宅は市（建築対策部）が整備し、管理する。ただし、知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市（建築対策部）が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備およびその管理はおおむね次の基準による。

ア 入居者の資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居しまたは同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2。

第2項 被災宅地安全対策

市（建築対策部）は、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地判定士を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減防止し住民の安全を図る。

1. 危険度判定の実施の決定

災害の発生後に宅地被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定本部を設置する。この際、北海道に対し宅地判定士の派遣を依頼する。

2. 宅地判定士の業務

宅地判定士は次により被災者宅の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第3項 建物の応急危険度判定

市（建築対策部）は、地震の発生により災害対策本部が設置されたとき、または市長が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施し、建物の危険性を迅速に判定し、使用にあたっての危険性を伝えることで被災後の人命に係る二次的被害を防止する。

1. 応急危険度判定の実施の決定

地震被害の状況や災害対策本部からの情報等を収集・分析し、速やかに応急危険度判定実施の要否を判断し、判定の実施を決定する。応急危険度判定の実施にあたって必要な場合は、応急危険度判定士への参集要請または北海道に対し、応急危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

2. 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は次により被災建築物の応急危険度判定を行い判定結果を表示する。

- (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、建物ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 建物の危険性に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該建物の見やすい場所（出入り口や危険箇所付近）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険	赤色のステッカーを表示する。
要注意	黄色のステッカーを表示する。
調査済	緑色のステッカーを表示する。

第4項 建物の解体・撤去

建物の解体・撤去については、原則としてその施設所有者が実施する。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)により、市域または市域の局地が激甚災害に指定され、施設所有者からの申請があったときは、市(建築対策部)が、建物の解体・撤去を行うことができる。

激甚法による災害復旧
事業
復旧-2-1 (P128)

第5項 市営住宅等への一時入居

1. 市営住宅の空家では、速やかに一時入居募集を行う。
2. 道営、公団、公社住宅、他都市の公営住宅の空家の提供および一時入居募集計画の策定を要請する。
3. 関係団体等に対し、空家住宅等の情報の提供を依頼する。
4. 市営住宅等の一時募集に関する情報を被災者に広報する。

第15節 ライフライン施設の応急対策

ライフライン施設の予
防対策
予防-5 (P40)

災害時の広報
応急-2-3 (P70)

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、市民等の都市生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、二次災害の防止と迅速な施設の応急復旧に努める。

また、各施設の被害や応急復旧状況については、市を通じて市民等に情報を提供するとともに、市に対して報告した内容を、各管理者のホームページ等で広報し、需要家への情報提供に努めるものとする。

第1項 上・下水道施設の応急対策

上・下水道施設の予防
対策
予防-5-1 (P40)

市（企業対策部）は、災害時活動要領に基づき、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と上・下水道施設の応急復旧活動を実施する。

1. 被害および応急復旧状況の伝達

市（企業対策部）は、被害や応急復旧状況について市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

市（企業対策部）は、上・下水道施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、災害時相互応援に関する協定等に基づき、復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3. 施設の復旧優先順位

市（企業対策部）は、医療・福祉、避難所および消防用施設等の施設の優先的な応急復旧に努める。

第2項 電力施設の応急対策

電力施設の予防対策
予防-5-2 (P40)

応急対策
個6-2 (P155)

北電ネットワーク道南統括支店は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、非常事態対策組織道南統括支店支部・分室を設置し、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と電力施設の応急復旧活動を実施する。

1. 被害および応急復旧状況の伝達

北電ネットワーク道南統括支店は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北電ネットワーク道南統括支店は、電力施設の応急復旧にあたっては、備蓄資

資料6 各種協定

機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関や電力他社等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3. 施設の復旧優先順位

北電ネットワーク道南統括支店は、医療・福祉、避難所および消防用施設等への優先的な応急送電に努める。

4. 防災体制の概要

北電ネットワーク道南統括支店の防災体制の概要は次のとおりである。

震度階等	防災体制の概要
震度5弱および震度5強	非常事態対策組織道南統括支店支部指定要員は、直ちに所属事務所へ出社し、被害状況の把握と復旧活動を実施
震度6弱以上および大規模停電災害時	渡島・檜山管内の出社可能な社員全員は、直ちに所属事業所へ出社し、被害状況の把握と復旧活動を実施

第3項 ガス施設の応急対策

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、非常災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、施設の応急復旧活動を実施する。

ガス施設の予防対策
予防-5-3 (P40)

また、二次災害防止のため被害の状況に応じて、ガス供給の制限および停止を判断し、市民等の安全を確保する。

1. 被害および応急復旧状況の伝達

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、ガス施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関やガス供給他社等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3. 施設の復旧優先順位

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、医療・福祉、避難所および消防用施設等への優先的な応急ガス供給に努める。

第4項 通信施設の応急対策

東日本電信電話北海道南支店は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、施設の応急復旧活動を実施し非常用通信施設の確保を図る。

通信施設の予防対策
予防-5-4 (P40)

災害情報通信手段
応急-2-2 (P68)

また、救助・救出活動等にかかわる重要な通信回線については優先的に確保するとともに、被災者等に対し、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を開設し、地震などによる災害時に家族や知人等の安否が確認できるサービスを提

応急対策
個6-2 (P155)

供する。

なお、その他電気通信事業者も、災害時において、防災業務計画等に基づく対応を行うとともに、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

1. 被害および応急復旧状況の伝達

東日本電信電話北海道南支店は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

東日本電信電話北海道南支店は、通信施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3. 施設の復旧優先順位および通信回線の確保

東日本電信電話北海道南支店は、救助・救出活動等の応急対策にかかわる重要な通信回線については、優先的な応急復旧に努めるとともに、災害時優先電話や非常用交換機等を設置し、通信回線を優先的に確保する。

また、一般回線の利用が困難となったときは、被災地に超小型衛星通信装置、非常用交換機、移動電源車等の装置を設置し、通信回線の確保を図る。

項目	備考
災害時優先電話の設置	事前に災害時優先電話として指定することにより回線を確保する。
110・119番通報回線の確保	平常時は専用回線を使用しているが、災害時に専用回線が不通となったときは、一般回線に切り替えることにより回線を確保する。

4. 被災者への通信回線の解放

東日本電信電話北海道南支店は、地震などによる災害が発生し、一般回線の利用が困難となったときは、特設・臨時公衆電話の設置や街頭公衆電話の無料化を実施する。

また、災害時には、回線が非常に混雑し、電話がかかりにくくなることから、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を開設し、被災者の安否確認等に関する通信を確保する。

項目	備考
特設・臨時公衆電話の設置	災害救助法が適用された地域およびこれに準じた地域について、無料公衆電話を設置する。
街頭公衆電話の解放	災害による広域停電時において、無料で街頭の公衆電話を解放する。
災害用伝言ダイヤル（171）	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を音声により伝言するボイスメールサービスを提供する。
災害用伝言板（Web171）	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を文字によりインターネット上の伝言板に登録するサービスを提供する。

第5項 鉄道施設の応急対策

鉄道事業者は、各防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、乗客の安全確保を図り、二次災害の防止や鉄道施設の応急復旧活動を実施し、物流と人員輸送の確保を図る。

1. 被害および応急復旧状況の伝達

鉄道事業者は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

鉄道施設の予防対策
予防-5-5 (P41)

鉄道災害対策
個7-1 (P158)

2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

鉄道事業者は、鉄道施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3. 施設の復旧優先順位

鉄道事業者は、救援物資や避難者の輸送等の確保を図るため、重要となる鉄道施設の優先的な応急復旧に努めるとともに、巡回点検により安全が確認された区間から順次運行を再開する。

第6項 都市交通施設の応急対策

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、乗客の安全確保を図り、二次災害の防止と都市交通施設の応急復旧活動を実施する。

1. 被害および応急復旧状況の伝達

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、被害や応急復旧状況についてとりまとめ、市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

都市交通施設の予防
対策
予防-5-6 (P41)

2. 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、都市交通施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係等に復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3. 施設の復旧優先順位

市（企業対策部）および民間都市交通事業者は、救援物資や避難者の輸送等の確保を図るため、重要となる都市交通施設の優先的な応急復旧に努めるとともに、巡回点検により安全が確認された区間から順次運行を再開する。

第16節 土木および公共施設の警戒および応急対策

道路、橋梁、河川、港湾、空港、海岸、がけ地・急傾斜地等の関連施設、市庁舎および学校等の公共施設の管理者は、災害時には、市民等の安全と都市生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、被災した施設の迅速な応急復旧に努める。

また、各施設の管理者は被害や応急復旧状況について市へ報告する。報告を受けた市は、報道機関や防災行政無線、広報紙等により、市民等に情報を提供する。

市、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部は、各管理施設を早期に応急復旧し、二次災害の防止と災害時の緊急輸送の確保を図る。

第1項 警戒体制

1. 洪水災害、土砂災害

市（農林水産対策部、土木対策部、港湾空港対策部、消防部）および渡島総合振興局函館建設管理部は、洪水または土砂災害の発生のおそれがあるときは、所管するまたは必要と認める河川および海岸等の巡視・警戒を行う。

なお、危険区域の巡視にあたっては、巡視にあたる者の安全確保を図る。

2. 津波災害

市および防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報および注意報のほか、強い地震（震度4程度以上）が観測されたとき、または異常な現象を感じたときは、津波に対する警戒体制をとる。

(1) 潮位・水位の監視と警戒

市（消防部）は、津波警報等が発表されたときは、安全な場所からの潮位、水位の監視等の警戒にあたる。

また、安全を確認後、各施設管理者は、所管する河川施設、港湾施設、漁港施設およびポンプ場等の各関係施設の巡回調査を実施する。

(2) 津波情報の広報

市および防災関係機関は、潮位や河川水位の情報、津波警報等に基づき、あらゆる手段を活用して、市民等に対して海浜からの退去や迅速な避難をすよう周知する。

なお、車両による広報については、避難の要否、津波の到達時間や車両運行の安全確保等を総合的に勘案して行う。

(3) 沖合避難の伝達

函館海上保安部および函館航空基地は、在港船舶および沿岸部の船舶に対し、VHF無線による航行警報および巡視船艇・航空機等により津波予報を伝達し、沖合等安全海域へ避難すよう周知する。

各漁業協同組合においては、漁業無線により沿岸域で操業中の漁船に対して沖合等安全海域へ避難すよう周知する。

第2項 道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の応急対策

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）は、緊急輸送や市民等の安全を確保するため、危険箇所および被害程度の把握を迅速に行い、関係機関に連絡するとともに資機材確保を図り、応急復旧工事を実施する。

洪水、土砂災害においては、施設管理者や市（総務対策部）、道路管理者など関係機関に通報するとともに、速やかに近隣住民への周知および土のうの設置等応急対策を実施する。

また、各施設の管理者は、二次災害の防止と緊急輸送の確保のため、倒壊した建物、街路樹、流木、その他の構造物等の各管理施設における障害物の除去を実施する。施設管理者単独による除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

1. 危険箇所、被害程度の把握と復旧情報の伝達

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）の各施設管理者は、危険箇所、被害程度を把握し、復旧期間等の情報を市（総務対策部）に報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

2. 資機材の確保と応急復旧工事の実施

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）は、市民等の安全を確保するため、管理施設における迅速な応急復旧工事を実施する。

また、必要となる資機材については、建設関連業者の協力を得て、早急に確保する。

3. 障害物の除去

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木対策部、港湾空港対策部、農林水産対策部）は、市民等の安全と緊急輸送の確保等のため必要があると認めるときは、管理施設における障害物の除去を実施する。施設管理者単独による除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

第3項 がけ地・急傾斜地等の応急対策

渡島総合振興局函館建設管理部は、地震などによる災害が発生したときは、急傾斜地法に基づき北海道が指定している急傾斜地崩壊危険区域について被害程度を把握し、必要に応じ迅速な応急復旧対策を実施する。

また、未指定箇所等については、所有者が被害の程度を把握し、迅速な応急復旧対策を実施する。

市（建築対策部、土木対策部）は、災害により宅地が被災した場合、市民等の安全を確保するため、宅地判定士を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止を図る。

緊急輸送道路、緊急交通路等の確保
応急-13-2 (P106)

道路災害対策
個7-2 (P158)

資料8 防災資機材等

がけ地・急傾斜地等の
予防対策
予防-4-4 (P37)

災害の規模が極めて大きく広範にわたるときは、必要に応じて、北海道に対して宅地判定士の派遣の要請を行い、被災宅地の判定を実施する。

危険箇所、被害の程度等の情報は、その施設の管理者が市（総務対策部）へ報告する。市（総務対策部）から報告を受けた市（企画対策部、地区対策本部）は、ホームページや広報紙への掲載、報道機関への情報提供、防災行政無線等により市民等に情報を提供する。

第4項 公共施設の応急対策

市庁舎、学校、児童館および保育所等の公共施設の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、被害状況を市（総務対策部）へ報告するとともに、各施設の利用者等の安全を確保し、施設の応急復旧対策を実施する。

第5項 文化財等の応急対策

文化財等の所有者は、文化財や景観形成指定建築物等が、地震などにより被害を受けたときは、市（教育対策部、建築対策部）と連携をとり、施設の補修・修理の実施を図る。

公共施設の予防対策
予防-4-5 (P38)

文教対策
応急-12 (P104)

文化財等の予防対策
予防-4-6 (P39)

第17節 災害警備対策

北海道警察および函館海上保安部は、市民の生命、身体および財産を保護し、公共の安全と秩序の維持にあたる。

第1項 北海道警察

北海道警察は、関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時には、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集および道民の生命、身体および財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたる。

1. 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、災害警備本部等を設置し、災害警備体制の確立を図る。

2. 応急対策の実施

(1) 情報の収集

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

(2) 避難誘導と治安維持

住民の避難にあたっては、市（消防部）等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防および取締り等にあたる。

(3) 広報

風水害等各種災害時には、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模および態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

(4) 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体見分等にあたる。

第2項 函館海上保安部

函館海上保安部は、海上における治安を維持するため、巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防および取締りを行うとともに、治安の維持に必要な情報の収集を行う。

救助・救急活動の優先
応急-4-5 (P76)

第18節 災害救助法の適用

地震などによる災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、北海道知事が、災害救助法に基づく対策を実施する。ただし、対策を迅速に実施する必要があると認めるときは、その職務の一部を市長に委任し、市長が、災害救助法に基づく対策を実施する。

第1項 災害救助法の適用基準

北海道および市域において、地震などによる災害が発生したときは、次に示す基準に従い災害救助法が適用される。

また、災害が発生するおそれがある段階においても、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部等を設置し、告示する所管区域に市域が該当する場合、現に救助を必要とする者に対しても、災害救助法が適用される。

なお、市長は、市域に係る災害に関し、その被害が次の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、直ちに渡島総合振興局長を経由し、北海道知事に報告しなければならない。

被害の範囲	災害救助法の適用基準
函館市	<ul style="list-style-type: none"> ・市域内で、100世帯以上の住家が滅失した場合 ・被害が広範囲であり、全道で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、そのうち50世帯以上が市域に含まれる場合
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が全道にわたり、全体で12,000世帯以上の住家が滅失した場合

1. 住家被害の判定基準

・滅失

住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

・半壊（半焼） ※2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

・床上浸水 ※3世帯で滅失1世帯に換算

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

2. 世帯の判定

- (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 会社または学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第2項 災害救助法による救助内容

災害救助法により、物資や食事、住まい等についての救助は、現物をもって行うことが原則とされており、救助内容については、以下のとおり。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市・日赤道支部
応急仮設住宅の 供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定：市 設置：道（ただし、委任したときは市）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内	市
医療	14日以内	道・日赤道支部（ただし、委任したときは市）
助産	分べんの日から7日以内	道・日赤道支部（ただし、委任したときは市）
災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	1か月以内	市
学用品の給与	教科書等1か月以内 文房具等15日以内	市 市
埋葬	10日以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

本章は、被災した市民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講ずる措置について定めたものである。

また、被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律およびその対象となる事業について示したものである。

第1節 市民生活安定のための支援

本節は、被災した市民の生活相談や職業の斡旋等生活再建に向けての援護対策や義援金の支給および援護資金の貸付、さらには中小企業者への融資制度等について定めたものである。

第1項 被災者生活再建支援制度

地震などにより生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。

市（保健福祉対策部）は問い合わせ等に対応する。

1. 支給金額

被災した世帯の構成等の条件によって、最高 300 万円の支援金が支給される。

2. 制度の対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

第2項 罹災証明書および罹災届出証明書の交付

- (1) 市（財務対策部、建築対策部）は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書および罹災届出証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市（財務対策部、建築対策部）は、市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その

他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書および罹災届出証明書を交付する。

(3) 市（財務対策部、建築対策部）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 市（財務対策部、建築対策部）は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(5) 市（消防部）は、火災に起因する罹災証明書の交付に関する事務について、消防法による火災損害調査の結果に基づき行なう。

第3項 その他各種支援窓口の整備

市および函館市社会福祉協議会等の関係機関は、大規模な地震が発生するなど、多くの被災者が出たときは、罹災証明書の発行や各種手続き業務に混乱が生じないよう、手続きを行う窓口について、担当部局の役割を事前に明確にし、窓口業務の円滑な実施体制の整備を推進し、被災者の生活の早期回復と自力復興を1日も早く実現できる各種支援を行う。

支援の種類	市・関係機関	支援内容
生活相談・心のケア	市民対策部 保健福祉対策部 保健衛生対策部 建築対策部 教育対策部	専門相談員や専門ボランティアを配置し、住宅相談、保健・福祉・医療相談、教育相談等、被災者の生活全般に係わる不安や問題点の相談を受け付ける。
税等の徴収猶予および減免	各対策部	被災した市民の市税、国民健康保険料等の徴収猶予および減免の措置を行う。
職業の斡旋	公共職業安定所	災害により仕事を失った被災者に対して職業の斡旋を行う。
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	保健福祉対策部	災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する（所得制限有）。 また、身体に著しい障害を受けたものに対しては、災害障害見舞金を支給する。
災害義援金の支給		全国から寄せられた義援金を義援金配分基準に基づき支給する。
災害援護資金の貸付		災害救助法が適用された災害において、家財等に被害のあった者に対し災害援護資金の貸付を行う（所得制限有）。
生活福祉資金の貸付	函館市社会福祉協議会	災害救助法の適用にならないときは、低所得者を対象として生活福祉資金の貸付を行う。
災害見舞金の支給	保健福祉対策部	市民が災害によって被害を受けたときは、被災者または遺族に災害見舞金を支給する。

メンタルヘルス対策
応急-5-5 (P79)

災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分
応急-7-4 (P94)

第4項 経済の復旧支援

市は、災害により被害を受けた中小企業者や、農林漁業従事者に対し、次の融資

制度を設けている。

種 類	担当部	概 要
中小企業への融資	経済対策部	設備資金、運転資金として災害対策緊急融資を行う。
農業等への融資	農林水産対策部	日本政策金融公庫などからの融資を行う。

第5項 地震保険の活用

地震保険は、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づき、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的として、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険する保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市（総務部）は、北海道や関連団体と連携、協力し、その制度の普及促進に努める。

第2節 災害復旧事業の推進

本節は、被災した都市の公共施設やライフライン等の基盤施設の復旧事業に係る激甚法やその他の法律による災害復旧事業について示すものである。

第1項 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生したときは、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として激甚法が制定されている。

国が激甚災害に指定した場合は、地方公共団体に対して特別の財政援助および助成措置が行われる。

激甚法による財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設の災害復旧事業と合併して行う政令で定める施設の新設または改良に関する事業
- (3) 公立学校の施設の災害復旧事業
- (4) 公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
- (5) 生活保護法の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設の災害復旧事業
- (7) 幼保連携型認定こども園またはみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
- (8) 養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (9) 身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- (10) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (11) 婦人保護施設の災害復旧事業
- (12) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (13) 感染症予防事業
- (14) 特定私立幼稚園の災害復旧事業
- (15) 河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内の堆積土砂の排除事業
- (16) 河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域外の堆積土砂の排除事業
- (17) 湛水の排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の特別の財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 その他の法令による災害復旧事業

激甚法以外で法令に基づいて財政援助の対象となる事業の概要は、次のとおりである。

適用法令	事業名	事業主体	対象および内容
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市	堤防、護岸、水制、床止等
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等
	道路	国、道、市	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設または工作物等
	港湾	国、道、管理組合、市	水域施設(航路、泊地、船だまり)、外郭施設(防波堤、水門、堤防)、係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等
	漁港	国、道、市	水域施設、外かく施設、けい留施設、輸送施設
	下水道	道、市	公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園等	〃	都市公園および特定地区公園(カントリパーク)の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等
空港法	空港	国、道、市	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)
農林水産業施設災害復旧事業 費用国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市、土地改良区等	農地
	農業用施設	道、市、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設
	林業用施設	道、市、組合	林地荒廃防止施設・林道
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路または着定基質)、漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他

適用法令	事業名	事業主体	対象および内容
公営住宅法	公営住宅	道、市	公営住宅
生活保護法	保護施設	社福法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設
老人福祉法	老人福祉施設	社福法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法に基づき事業を実施する法人等	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所
	障害者支援施設	社福法人	障害者支援施設
児童福祉法	児童福祉施設	道、市、社福法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等
		社福法人、医療法人等	児童発達支援センター
		社福法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
	助産施設等	道、社福法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等
	児童厚生施設	社福法人等	児童厚生施設
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市、一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> 被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） 応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市	教員住宅、特定学校借上施設および校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等

適用法令	事業名	事業主体	対象および内容
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	街路	道、市	都市計画法第18条、第19条または第22条の規定により決定された施設道路および土地区画整理事業により築造され道路(道路の附属物のうち、道路上のさくおよび駒止を含む。)で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門およびその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園および公共空地
	堆積土砂排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、または2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市(一部事務組合、広域連合含む)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬および処分に係る事業ならびに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬および処分に係る事業等
活動火山対策特別措置法	下水道	市	公共下水道ならびに都市下水路の排水管および排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬しおよび処分する事業
都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬しおよび処分する事業
	公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬しおよび処分する事業
	宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬しおよび処分する事業

第3節 災害復興事業

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、市民生活再建、経済復興等のすべての分野を対象とする。

特に、復興のためのまちづくりにおいては市民等との合意形成をはかりながら、国や北海道との連携、協力のもと、新たな付加価値を加えたまちの再構築を図る。

第1項 復興計画の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害を受けた場合、市は必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）に基づき、政府が定める復興基本方針および北海道が定めることができる都道府県復興方針に即して復興計画を策定する。

第2項 復興計画の推進

被災者の生活再建支援や再度の災害の防止と施設の復旧等のほか、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮しながら、より安全で地域の振興に寄与するまちづくりを目指す。また、市は、復興計画の策定および推進のための必要な体制を整備するとともに、関係機関と十分協議し計画的な復興の推進に努める。

第5章 個別災害対策計画

第1節 火山災害対策計画

第2節 雪害対策計画

第3節 海上災害対策計画

第4節 林野火災対策計画

第5節 航空災害対策計画

第6節 大規模停電災害対策計画

第7節 その他の災害対策計画

第1節 火山災害対策計画

本節は、活火山「恵山」の火山現象による災害時に、早期の初動態勢を確立して、市民等の生命、財産を保護し、被害の軽減を図るための対策計画について定めたものである。

第1項 恵山の概況

1 現状

恵山は、火山噴火予知連絡会により今後100年程度の中長期的な噴火の可能性および社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として常時観測火山に位置づけられている。

2 過去の火山活動

恵山は、安山岩質の火山で、約8,000年前に火砕流を伴う噴火が発生し、その後溶岩ドーム群の活動と水蒸気噴火を繰り返した。ドームの西麓には2つの爆裂火口があり、現在も活発な噴気活動が見られる。噴火の確かな記録はないが、1846年に小噴火により泥流が発生したほか、1874年にもごく小規模な噴火があった。急峻な地形であるため噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすい。

また、現在も活発な噴気活動が見られており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域に、登山道、観光施設等があり、防災上配慮が必要である。

第2項 予防対策

市および防災関係機関は、噴火による被害を最小限にとどめるため、火山災害に関する防災知識の普及啓発や防災訓練の実施による防災力の向上や観測体制の強化など、予防対策について万全を図るものとする。

1 火山災害に対する防災力の向上

(1) 火山災害に関する防災知識の普及啓発

市および防災関係機関は、住民等の安全を確保するため、火山に関する基礎的な知識や危険区域、避難場所等の情報を記載した印刷物の作成・配布や広報紙、報道機関等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努める。

また、登山者や観光客に対しては、市ホームページや広報紙、登山口への看板類の掲示等により、恵山が活火山であることの周知に努める。

防災知識の普及啓発
予防-1-2 (P27)

(2) 防災訓練の実施

市および防災関係機関は、火山災害に係る災害応急対策を円滑に実施するため、関係各機関相互や住民等と緊密な連携をとりながら、実践的な各種防災訓練を実施し、火山防災についての知識および技能の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚に努める。

2 観測監視体制の強化および情報の共有

札幌管区気象台は、北海道大学等の研究機関および北海道、北海道開発局、北海道森林管理局などの関係機関と連携し、観測体制の強化に努めるとともに情報の共有を図る。

3 防災組織

市および防災関係機関は、札幌管区気象台から恵山の火山活動に関する噴火警報等が発表されたとき、または突発的な火山活動が認められたときは、災害対策本部を設置するなど必要な配備体制をとるとともに、火山防災協議会内機関相互の連携強化を図る。

なお、市および関係機関の防災体制は、函館市恵山火山避難計画による。

(1) 火山防災協議会

恵山では、火山災害対策の推進を図るため、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づいた機関や学識経験者のほか、恵山火山防災に密接に関わる機関で構成された「恵山火山防災協議会（以下「協議会」という。）」を設置している。

また、協議会の行う所掌事務を円滑かつ効率的に行うため、協議会に幹事会を設けている。

ア 所掌事務

協議会の所掌事務は次のとおり。

- (ア) 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関すること
- (イ) 北海道防災会議が活火山法第5条の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- (ウ) 函館市防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

イ 構成機関と主な業務内容

協議会の構成機関および各機関が担う主な業務は次のとおり。

機 関 名	主な業務
北海道開発局 函館開発建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・国道の交通規制に関する事 ・降灰に伴う緊急調査および結果報告に関する事 ・土砂災害緊急情報の発表に関する事
第一管区海上保安本部 函館海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・航行船舶への注意喚起、誘導に関する事 ・噴火警報発表時における下山の呼び掛けに関する事 ・避難者の輸送に関する事
陸上自衛隊第11旅団	<ul style="list-style-type: none"> ・救助救出活動に関する事 ・その他要請に基づいた活動に関する事
海上自衛隊函館基地隊	<ul style="list-style-type: none"> ・救助救出活動に関する事 ・その他要請に基づいた活動に関する事
札幌管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報等の発表、伝達、解説に関する事 ・火山観測ならびにその成果の収集および発表に関する事 ・防災知識の普及・啓発に関する事
函館地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報等の伝達、解説に関する事 ・火山観測成果の解説に関する事 ・防災知識の普及・啓発に関する事
国土地理院 北海道地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の活用に関する事 ・防災関連情報および地理情報システムの活用に関する事 ・測量等の実施に関する事
北海道総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関する事および非常通信の訓練、運用、管理を行う事 ・非常通信協議会の運営に関する事
北海道森林管理局 檜山森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・所管国有林の保安林・保安施設等の防災に関する事
北海道渡島総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・道道の交通規制に関する事 ・自衛隊への災害派遣要請に関する事
北海道警察本部 北海道警察 函館方面本部 北海道警察函館方面 函館中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導および救出救助ならびに緊急交通路の確保に関する事 ・災害情報の収集に関する事 ・災害警備本部の設置運用に関する事 ・被災地、避難所、危険箇所等の警戒に関する事 ・犯罪の予防、取締り等に関する事 ・危険物に対する保安対策に関する事 ・広報活動に関する事 ・自治体等の防災関係機関が行う業務への協力に関する事
函館市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の広報に関する事 ・救急救助、火災等の災害活動に関する事
函館市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の広報に関する事 ・避難の誘導、支援に関する事
函館市	<ul style="list-style-type: none"> ・火山警報等の伝達、広報に関する事 ・登山道、市道の立入規制等に関する事 ・避難情報の発令、伝達、広報に関する事 ・災害対策本部の設置、運営に関する事 ・避難所の開設、運営に関する事 ・各関係機関への応援要請に関する事

4 避難促進施設の指定等

市は、活火山法第6条第5項に基づき、火山災害警戒区域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた施設を指定し、名称および所在地を本計画資料編7に定める。

(1) 施設の指定

避難促進施設の指定については、活火山法施行令第1条第1項・第2項に該当し、「函館市恵山火山避難計画」において噴火警戒レベル5（5-1）および5（5-3）の発表時に避難対象とされている範囲の施設で、利用者が多く、避難にあたり特に混乱を生じることが予測される施設について指定する。

なお、指定施設への情報伝達については、第3項「応急対策」2「火山情報の連絡、収集および伝達」による。

(2) 避難確保計画の作成

避難促進施設に指定された施設は、活火山法施行規則第4条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。

第3項 応急対策

市および防災関係機関は、火山災害から住民等の身体・生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施するものとする。

1 防災体制の確立

市および防災関係機関は、火山噴火に伴う災害に対処するため、平常時から協議会における協議検討を通じ、情報の共有や避難の対応等、整合性の取れた防災対応が図られるよう調整を行い、予測が困難な火山災害に対し最悪の事態に対処し得る準備体制と速やかに非常体制に移行し得る防災体制の整備に努める。

2 火山情報の連絡、収集および伝達

市および防災関係機関は、火山活動状況の推移に応じた的確な災害対策を実施するための必要な情報連絡、収集および伝達体制を迅速に確立する。

(1) 火山現象に関する警報等

ア 噴火警報

札幌管区気象台が、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、居住区域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道および各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

恵山は、平成28年3月23日に噴火警戒レベルを運用開始している。

エ 噴火速報

札幌管区気象台が、登山者や周辺住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

オ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、警戒が必要な範囲の拡大を行うような状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報で札幌管区気象台が発表する。

カ 火山の状況に関する解説情報

札幌管区気象台が、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲の拡大を行う可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表する。

キ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を発表する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の中で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。

- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測れた降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、提供する。

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表面側			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ	イメージ		人	道路	
	キーワード	路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転をする</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある (およそ0.1mm～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(※1)

(※1) 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

ク 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合には、札幌管区気象台が火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

ケ 火山現象に関する情報等

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

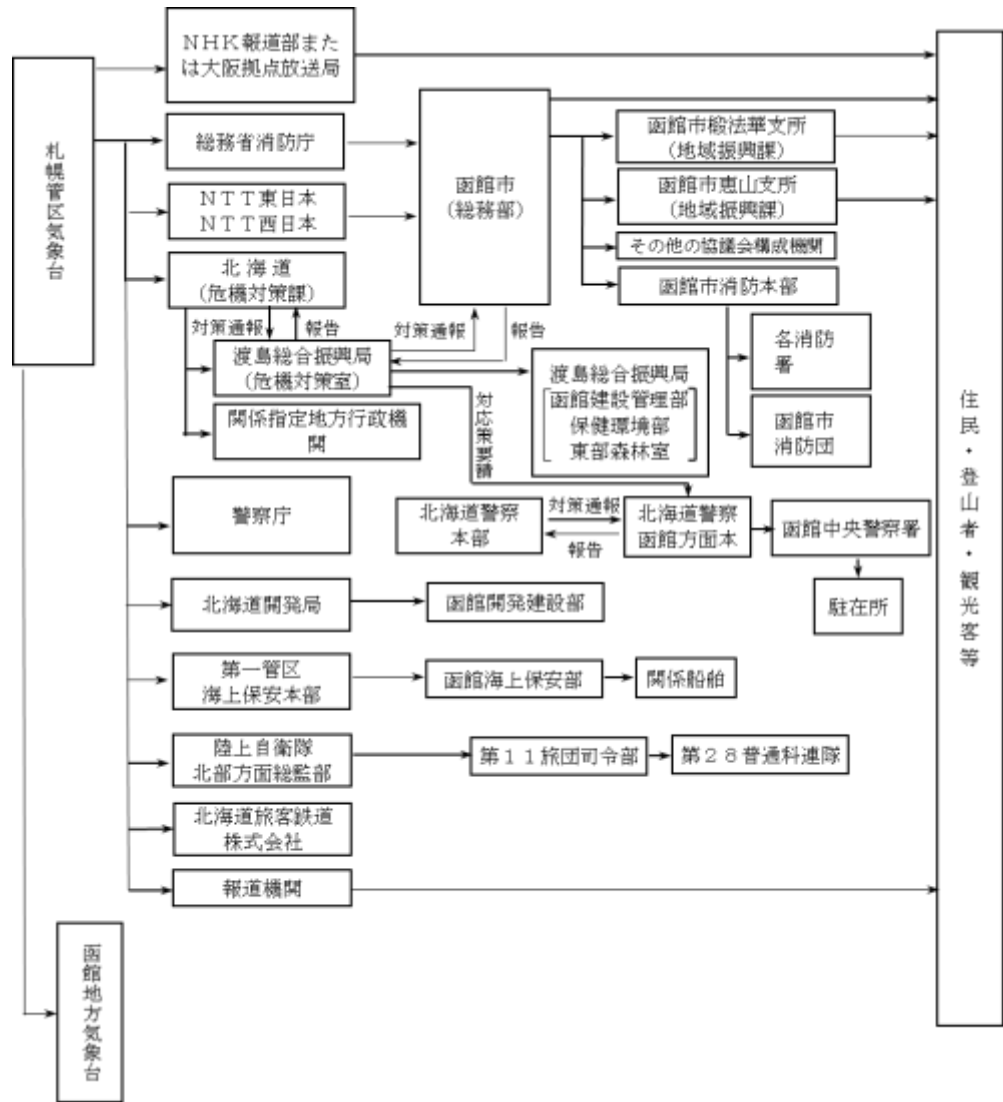
前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 火山情報の伝達

火山現象に関する警報等が発表された場合の伝達系統は次のとおり。

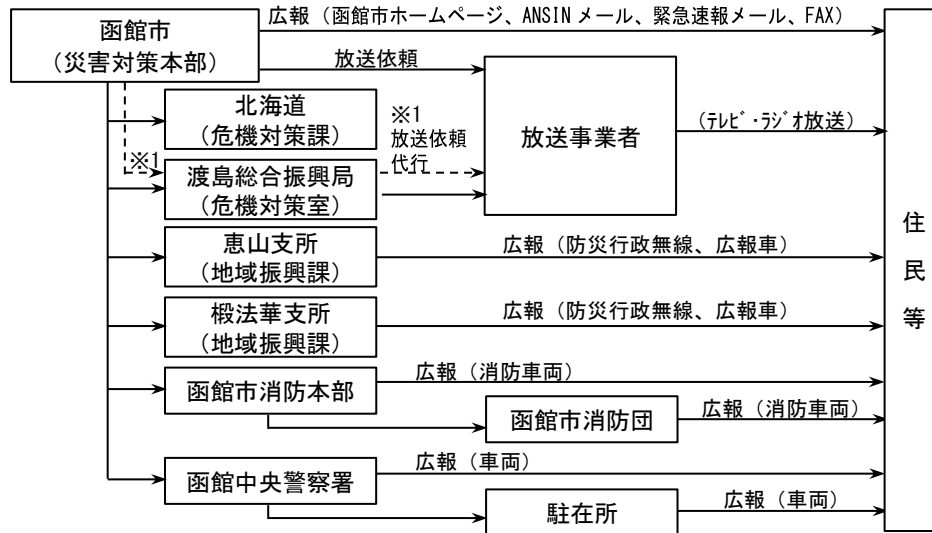


災害時の広報
応急-2-3 (P70)

(3) 火山情報等の広報

市および防災関係機関は、噴火警報等が発表され、住民等に対し火山の活動状況や避難に関する情報を伝達する場合は、あらゆる手段を活用し、迅速かつ確実に行う。さらに漁業協同組合と連携をとり、漁業無線施設を利用して操業中の船舶に対し情報を伝達するなど、地域一体となった情報伝達体制の確立に努める。

ア 広報体制



※1 函館市から放送事業者へ放送依頼することが困難な場合は、渡島総合振興局に放送内容を連絡し代行依頼する。
 渡島総合振興局は、函館市から代行依頼があった場合は、放送事業者に放送依頼を行う。

イ 広報の方法

伝達の方法については、「第3章第6節第2項7. 避難指示等の伝達」による。

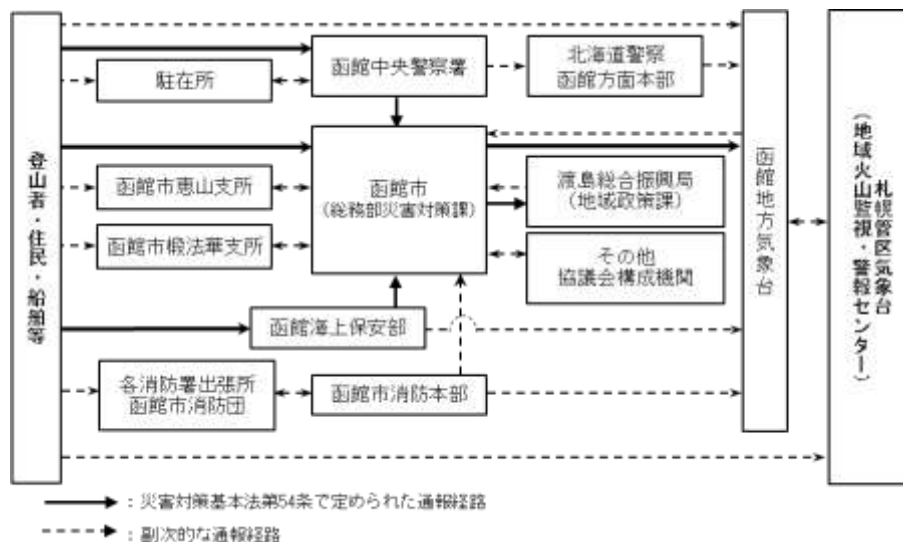
また、函館海上保安部および北海道防災航空室の協力を得て、ヘリコプターにより登山者の有無を確認し、登山者を確認した場合には、拡声器等による下山の呼び掛けを行う。

避難指示等の発令
 応急-6-2 (P82)

(4) 異常現象発見者の通報等

ア 登山者や住民等から恵山の活動に異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときの伝達系統は次のとおり。

異常現象を発見した者の措置等
 応急-2-6 (P71)



イ 発見者通報後の対応

発見者通報を受けた札幌管区気象台は、観測データと通報内容から総合的に現象を判断して、評価結果を函館地方気象台へ速やかに還元する。

函館地方気象台は、関係機関へ情報提供、解説を行う。

3 避難計画

(1) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山の活動状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等が「とるべき防災対応」を5つの段階に区分して発表されるもので、市および防災関係機関は、発表された噴火警戒レベルに応じ、あらかじめ協議会で協議検討した応急対策を速やかに実施する。

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域およびそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。（必要に応じて対象地域や避難方法等を判断）	<p>【5-3】 火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火</p> <p>【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし</p> <p>【5-1】 小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1km程度まで飛散。火山泥流の発生 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火</p>
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 過去事例：なし
警報	噴火警報（火口周辺）	火口周辺	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。（今後の火山活動の推移に注意） 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	<p>【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし</p>
			2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。（今後の火山活動の推移に注意） 火口周辺への立入規制等。	ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口（小地獄）、Y火口（大地獄）から500m程度まで飛散 過去事例：なし 地震活動や熱活動の高まり等により、X火口（小地獄）、Y火口（大地獄）でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
予報	噴火予報	火口内等 （ここに留意）	1 （活火山であることに留意）	火山活動は平穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等） 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は平穏。

(2) 避難指示等の発令基準

高齢者等避難および避難指示は、以下の基準により発令する。

ア 高齢者等避難

- ・噴火警戒レベル4が発表され、噴火活動が活発化する現象が観測されるなど、居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される場合
- ・噴火警戒レベル5（5-2）が発表され、噴火活動が活発化する現象が観測されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される、もしくは可能性が高まっている場合
- ・市長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合

イ 避難指示

- ・噴火警戒レベル5（5-1）が発表され、居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある場合
- ・噴火警戒レベル5（5-3）が発表され、噴火活動が活発化し、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある場合
- ・市長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合

(3) 警戒区域の設定

市は、札幌管区気象台から噴火警報等が発表されるなど、住民等への被害が及ぶ噴火の発生または発生が予想される場合は、第3章第6節第6項「警戒区域の設定」に基づき、協議会においてあらかじめ協議検討した影響が及ぶ範囲を警戒区域に設定するとともに、住民への周知に努める。

警戒区域の設定
応急-6-6 (P89)

(4) 避難場所および手段

ア 避難場所

市は、札幌管区気象台から噴火警戒レベル4以上が発表された場合は、ただちに避難所を開設する。

避難所は発表される噴火警戒レベルに応じ段階的に開設することとし、開設する避難所、一時集合場所、開設する時期は次のとおり。

避難所の開設・運営
応急-6-4 (P88)

地区	避難所	一時集合場所	開設する時期
恵山	恵山中学校	御崎会館	噴火警戒レベル4発表時 ※噴火警戒レベル5（5-3）が発表された場合は閉鎖
	恵山コミュニティセンター えさん小学校	恵山中学校	噴火警戒レベル5（5-2）発表時
榎法華	榎法華総合センター		噴火警戒レベル4発表時 ※噴火警戒レベル5（5-3）が発表された場合は閉鎖
	南茅部中学校 南茅部小学校	榎法華総合センター	噴火警戒レベル5（5-2）発表時

イ 避難の手段

避難所へは徒歩、自転車、自家用車、船舶等のあらゆる手段による自力避難とする。交通手段が確保できないなど自力での避難が困難である者は、一時集合場所に集合または自宅にて待機し、市または防災関係機関が手配する広報車を伴ったバス等により避難する。

なお、大きな噴石等により市などが手配するバス等でも避難が困難な場合は、市や北海道が要請する警察、自衛隊等の救助を待ち避難する。

(5) 登山者等の避難対策

市および防災関係機関は、噴火警戒レベルが2以上に引き上げられた場合には、協議会においてあらかじめ協議検討した火口周辺規制の実施や登山者等への情報伝達、規制範囲外へ避難させるための避難誘導などを実施する。

(6) 救助および医療機関

市および防災関係機関は第3章第5節「応急医療・救護」によるほか、協議会においてあらかじめ協議、検討した被災者の救助および医療活動を実施する。

(7) 施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設

ア 学校

市（教育対策部）は、高齢者等避難または避難指示が発令されたときは、避難対象区域内にある学校に対して、休校や授業の中止などを指示する。

指示を受けた学校長は、休校や生徒の保護者への引き渡しなどを実施し、児童生徒の安全確保を図る。

なお、学校長は市からの指示がなくとも避難情報が発令されたことを確認したときは、自らの判断により休校等の措置をとることができる。

イ 宿泊施設、福祉施設等

市から高齢者等避難または避難指示の発令があったときは、避難対象区域内にある宿泊施設や福祉施設等は、施設利用者の安全確保を図るため、必要な措置を講ずる。

特に福祉施設は、入所者等が通常の避難所における生活が困難であり、専門性の高い対応が必要となることが考えられることから、他の福祉施設と入所者等の受け入れに関する協定を締結するなど、入所者等の避難対策を事前に講ずるよう努める。

4 道路交通規制等

市および防災関係機関は、札幌管区气象台から発表される噴火警戒レベルに応じ、協議会においてあらかじめ協議検討した規制箇所での登山道立入規制や道路交通規制を実施するとともに、住民等への周知に努める。

5 自衛隊等派遣要請

市（総務対策部）は、札幌管区气象台から噴火警戒レベル5が発表されるなど、災害の規模や収集した災害情報から必要があると判断したときは、北海道知事を通じ、自衛隊等に対し派遣要請を行う。

6 北海道駒ヶ岳の応急対策

市および防災関係機関等は、北海道駒ヶ岳において、噴火警報等が発表されるなど、函館市域に影響を及ぼす噴火が発生するおそれがあるとき、または発生したときは、住民等に対し降灰に関する注意喚起など広報活動を実施する。

また、必要に応じ避難者の受入れ等の支援を実施する。

第2節 雪害対策計画

本節は、異常降雪等により予想される雪害および融雪による河川の増水に伴う出水や下水道施設からの溢水等の災害に対する防災関係機関の業務について定めたものである。

第1項 積雪災害対策

各道路管理者は、異常な降雪があったときは、交通が麻痺したり集落の孤立等で経済活動に支障をきたさないように除排雪を実施し、より早く通常の交通を確保するよう努める。

1 除雪実施責任者

(1) 国道の除雪は、函館開発建設部が行う。

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。
第2種	2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。

道路・橋梁の予防対策
予防-4-1 (P36)

(2) 道道の除雪は、渡島総合振興局函館建設管理部が行う。

区分	交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を完全に確保する。 ・異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ・異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとする事もやむを得ないものとする。
歩道除雪		所定の幅員を確保する。 異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

(3) 市道等の除雪は函館市土木部が行う。

種 類	除 雪 目 標
第1、2種 除雪路線	連続した降雪により10cm以上の降雪量があったとき、または、午前7時までに10cm程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する。
第3種、生活道 路除雪路線	原則として降雪量が概ね20cm以上かつ、わだちの深さが10cmを超えたとき等に新雪除雪を実施するほか、圧雪深が25cm(第3種は20cm)を超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化が予想されるときに予防除雪を実施する。

情報伝達系統
応急-2-1 (P66)

資料2
情報収集・伝達関係

2 気象状況の把握

各道路管理者は、雪害防止を図るため、函館地方気象台発表による雪に関する注意報および警報や民間気象情報等に基づき、気象状況の把握に努める。

3 除排雪体制

各道路管理者は、函館地方気象台発表による雪に関する注意報および警報や民間気象情報等に基づき、除排雪体制を整える。異常降雪により道路の状況が悪化し、またはそのおそれがあるときは、市民生活に及ぼす影響が大きいことから、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。

第2項 融雪災害対策

融雪災害は、積雪期および融雪期における降雨、気温の上昇等の気象変化が主な原因となる。

各関係機関は、気象状況に注意するとともに、危険区域等の巡視等速やかな応急対策活動を実施する。

1 気象情報等の把握

気象情報等の把握は、第3章第2節「災害情報等の収集・伝達」による。

2 河川および下水道施設等の警戒および応急対策

市（土木対策部、企業対策部、消防部）は、融雪による出水やなだれ等の災害を防止するため水防区域、危険溪流および危険区域等について、巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

市は、異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知および障害物の除去等応急対策を実施する。

災害情報等の収集・伝達
応急-2 (P66)

第3節 海上災害対策計画

本節は、海難事故、船舶火災、タンカー等の事故による油の流出および臨港地区等における危険物等による災害に対処するため定めたものである。

1 海難事故対策計画

船舶の遭難事故の発生に備え、迅速に多数の遭難者を救助救出するための予防、応急対策を策定する。

2 油流出等対策計画

船舶火災、タンカーなどの事故による油の流出による著しい海洋汚染等の発生に備え、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るための予防、応急対策を策定する。

第1項 予防対策

函館海上保安部、函館航空基地をはじめとする防災関係機関や民間団体、危険物等施設管理者および市（港湾空港部、農林水産部）が行う海上および港湾等災害の予防対策は次のとおりである。

1 海難事故に対する予防対策

函館海上保安部および各漁業協同組合等の海難事故に対する予防対策は次のとおりである。

- (1) 防災活動を効果的に実施するための災害事例の資料収集
- (2) 港湾状況の調査（特に危険物荷役場所等の施設）
- (3) 関係機関への海難防止についての指導・啓発
（講習会、パンフレット、船舶への航行安全指導）
- (4) 船舶に対する立入検査の実施と海事関係法令の遵守徹底の指導
- (5) 漁業無線等通信施設の整備
- (6) 小型漁船の相互救難体制の確立

2 船舶火災に対する予防対策

危険物等施設、港湾関係施設の管理者および函館海上保安部ならびに市（消防本部）の船舶火災に対する予防対策は次のとおりである。

- (1) 危険物等の荷役中における火気取扱および立入禁止の徹底
- (2) 化学消火剤等の配備および消火設備の充実強化
- (3) 職員、関係者に対する初期消火技術の訓練の実施

3 排出油等に対する予防対策

函館海上保安部を事務局とする「渡島沿岸排出油等防除協議会」会員による排出された油または有害液体物質（以下「排出油等」という。）の主な予防対策は次のとおりである。

- (1) 排出油等防除指針の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査および周知
- (3) 排出油等の防除に関する研修および訓練の実施

4 臨港地区等における危険物等災害に対する予防対策

危険物等の施設管理者および市（消防本部および各対策部）や北海道等の行う危険物等の流出および拡散等による災害に対する予防対策は次のとおりである。

- (1) 自主保安体制の確立
- (2) 危険物等施設への立入検査等の実施
- (3) 危険物等災害対策に必要な資機材の整備

第2項 応急対策

函館海上保安部は、施設管理者や「渡島沿岸排出油等防除協議会」会員とともに、函館港内、近隣漁港および沿岸海域における船舶海難（火災を含む。）ならびに排出油等の事故に対する応急対策活動を実施する。市（消防部、港湾空港対策部、農林水産対策部）および各警察署は、それぞれの応急対策活動が迅速に行えるよう協力体制をとる。

1 海難事故に対する応急対策

港内または沿岸海域で遭難船舶が認知されたときは、函館海上保安部、函館航空基地または各警察署に連絡する。連絡を受けた函館海上保安部、函館航空基地および各警察署は、巡視船艇・航空機により救助活動を行う。

2 船舶火災に対する応急対策

港内または沿岸海域での船舶火災については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）および海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）に基づき、函館海上保安部と函館市消防本部との間に締結された業務協定により対処する。

3 油流出等に対する応急対策

事故により流出した油等の拡散防止および回収除去のための応急処置は、その原因者（当事者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは対応ができないときは、函館海上保安部をはじめとする関係機関が事故原因者とともに次の対策を講じる。

- (1) 流出油の拡散防止のためオイルフェンス展張ならびに処理剤、吸着剤の使用による応急措置
- (2) 油回収船による流出油の回収
- (3) 事故船舶からの油の抜き取り
- (4) オイルフェンスの展張等による二次災害の防止措置

4 臨港地区等における危険物等災害に対する応急対策

危険物等の施設管理者は、危険物等による災害が発生したときは、市（消防部）等へ連絡するとともに、災害の拡大防止を図る。

また、市（消防部）等は、危険物等の性状に合った適切な応急対策活動を実施する。

5 相互応援

- (1) 災害時には、関係機関または企業間相互に応援するものとし、応援協定を締結しているときは、協定によるものとする。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、基本・地震・津波災害対策編第3章第3節「応援要請」による。
- (3) 危険物等施設および港湾関係施設の管理者ならびに水難救済センターは、防災関係機関から要請があったときは、保有する諸資機材をもって協力を行うものとする。

協定に基づく応援
応急-3-3 (P73)

応援要請
応急-3 (P72)

資料5 自衛隊関係

第4節 林野火災対策計画

本節は、林野火災に対する焼失拡大の防止と被害の軽減を図るため、各防災関係機関が実施する予防、応急対策について定めたものである。

第1項 予防対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため、市および渡島総合振興局は、気象注意報および警報を的確に把握し、予防の万全を期する。

1 気象情報の把握

(1) 火災気象通報

函館地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、北海道に対し火災気象通報の発表および解除を行う。

なお、林野火災気象通報はこれに含まれる。

(2) 火災気象通報に基づく関係機関の措置

ア 北海道

函館地方気象台からの通報内容に基づきとるべき措置について、市に通報する。

イ 市（消防本部）

通報内容に基づき、とるべき措置を各消防署に連絡するとともに、林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

ウ 市（農林水産部）

通報内容に基づき、とるべき措置について森林組合等に通報する。

2 入林者別対策と火入れ時期等の対策

市（農林水産部）は、函館市火入許可規則（昭和41年規則第29号）に基づき、次のとおり原因別対策を講ずる。

(1) 一般入林者対策

次の事項について山火警防思想の啓発を図る。

ア タバコ、たき火による失火原因を周知徹底

イ 道有林、市有林への入林に際し許可申請または名簿への記入義務

ウ 私有林への入林については、森林所有者の承諾を得る

(2) 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、次の自主防火体制を確立する。

ア 火気取扱責任者を定め、事業区域内の巡視の励行

イ 事業箇所における火気・危険物使用時の防火設備の設置と喫煙の禁止

ウ チェーンソー、刈払機等の使用時にあたっては油脂類等の火気取扱の注意

(3) 火入れ時期に対する対策

次の事項について指導を行う。

- ア 火入れ時期は原則的に秋季とする
- イ 火入れ許可等付帯条件の遵守
- ウ 警報発令または気象状況急変時の一切の火入中止
- エ 責任者の確認による火入跡地の完全消火

(4) 防火思想の普及・啓発

防火思想の意識を向上させるため、関係機関の協力を得て普及・啓発に努める。

- ア ポスターの配布および旗、看板、掲示板等の設置
- イ 広報紙、報道機関等による広報活動

第2項 消防対策

市および防災関係機関は、平常時から林野火災に即応する体制の強化を図り、消防対策の万全を期するため次の事項に留意する。

1 消火体制の確立

林野火災が発生したときは、早期消火を図るため、消防機関は現地に精通している森林組合等との連携を強化する。

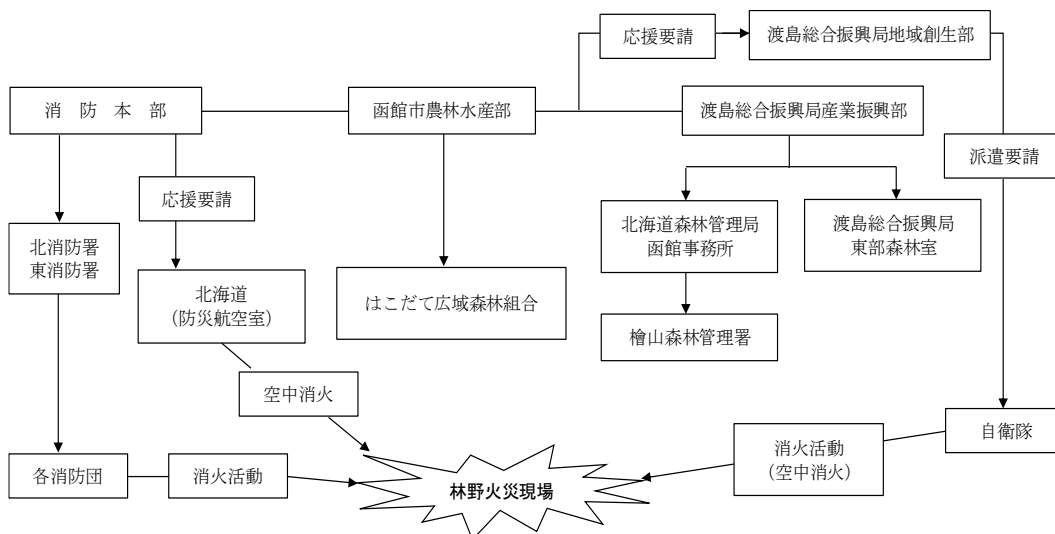
また、広域消火体制の確立を図るため、渡島地区林野火災予消防対策協議会を通じて近隣市町との連携を強化する。

2 連絡体制の整備

地元消防機関で消火鎮圧が困難となったときは、速やかに「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、応援要請および渡島総合振興局へ自衛隊の派遣を要請する。

また、林野火災が広域化し空中消火の必要があるときは、北海道（防災航空室）に「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき応援要請を行う。

「林野火災が発生したときの連絡体制について」



資料6 各種協定

資料5 自衛隊関係

第5節 航空災害対策計画

本節は、函館空港およびその周辺における航空機事故により予想される災害に対し、被害の拡大防止と軽減を図るため、防災関係機関が緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施する消火救助活動について定めたものである。

第1項 予防対策

市および関係機関はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の未然防止のため必要な予防対策を実施する。各関係機関の対策業務については、第1章第4節第1項「市および防災関係機関が行う業務の大綱」に準ずる。

1 航空輸送事業者に対する指導

北海道エアポート株式会社函館空港事業所は、航空輸送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時提供し、航空災害を未然に防止するため適切な指導を行う。

2 連携体制の強化

市および北海道エアポート株式会社函館空港事業所は、災害時の応急対策活動に関し協定に基づき、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

3 防災訓練の実施

市および北海道エアポート株式会社函館空港事業所は、関係機関との連携のもと、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。

第2項 応急対策

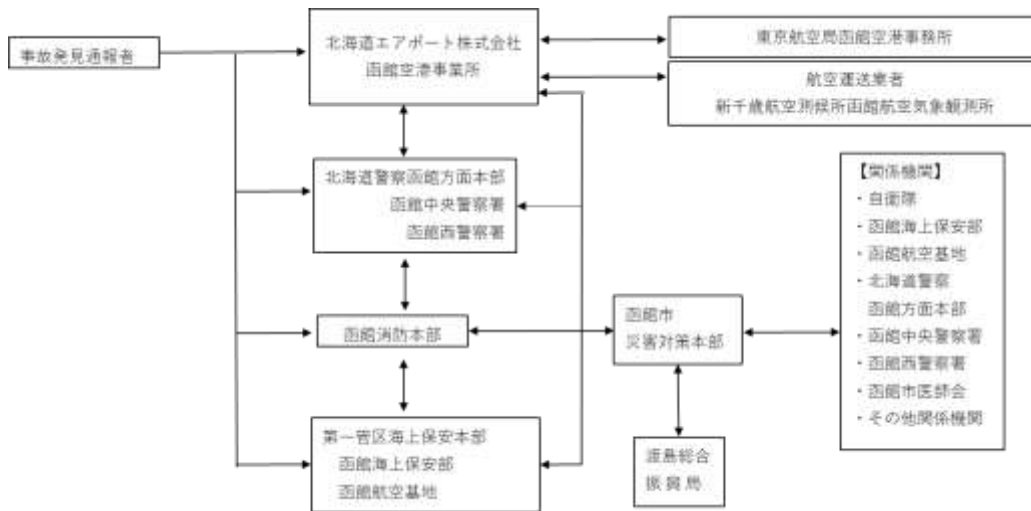
航空災害は、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動、救助、救出活動など、災害応急対策の確立を図る。

1 情報通信連絡系統

航空災害が発生したときの情報の連絡系統は、次のとおりである。

市および防災関係機関
が行う業務の大綱
総-4-1 (P8)

資料6 各種協定



2 災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所、消防本部、北海道警察函館方面本部または函館海上保安部等からの航空事故通報を受けたときは、速やかに渡島総合振興局および関係機関に通報し、必要な配備体制をとるとともに、必要に応じて、災害対策本部を設置し、北海道エアポート株式会社函館空港事業所その他関係機関と密接に連絡をとり応急対策活動を行う。

災害対策本部の設置は第3章第1節「災害応急体制」による。

災害応急体制
応急-1 (P57)

3 現地災害対策本部の設置

市（総務対策部）は円滑な応急対策を実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織等は、第3章第1節第3項「現地災害対策本部の設置・廃止」による。

現地災害対策本部の
設置・廃止
応急-1-3 (P58)

4 消火および救助活動

第3章第4節「消防活動」による。

消防活動
応急-4 (P74)

5 救急医療活動

第3章第5節「応急医療・救護」による。

応急医療・救護
応急-5 (P77)

6 自衛隊派遣要請

第3章第3節「応援要請」による。

応援要請
応急-3 (P72)

7 避難誘導

第3章第6節「避難と受入れ、警戒区域の設定」による。

避難と受入れ、警戒区
域の設定
応急-6 (P80)

8 遺体の安置・措置

第3章第11節「安否の確認、遺体の安置・措置」による。

安否の確認、遺体の安
置・措置
応急-11 (P101)

第6節 大規模停電災害対策計画

市および防災関係機関
が行う業務の大綱
総-4-1 (P8)

本節は、大規模停電による災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を抑制し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定めたものである。

第1項 予防対策

電力施設の予防対策
予防-5-2 (P40)

市および防災関係機関等は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模停電による災害の未然防止または被害軽減のため、必要な予防対策を実施するものとする。

1 電力施設および設備等に対する予防対策

(1) 北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設および設備等

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

(2) 市および防災関係機関の設備等

非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

(3) 病院等の医療機関その他防災上重要な施設の設備等

非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

2 その他予防対策

(1) 防災関係機関の連携等

ア 防災関係機関は相互に連携して、実践的な防災訓練等を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 防災関係機関は相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

ウ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

防災訓練の実施
予防-1-4 (P29)

市および防災関係機関
が行う業務の大綱と市
民等の責務
総-4 (P7)

資料6 各種協定

(2) 広報・啓発等

- ア 市（環境対策部）および防災関係機関は、未然防止に向けて、平常時から節電などの省エネルギー推進に関する取り組みについて、住民等への周知に努めるとともに、必要に応じて協力を求めるものとする。
- イ 市（経済対策部）は、未然防止に向けて、平常時から再生可能エネルギーの導入などに関する取り組みを図るとともに、事業者への普及・啓発・支援等に努めるものとする。
- ウ 市（消防部）および防災関係機関は、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について住民等への周知に努めるものとする。

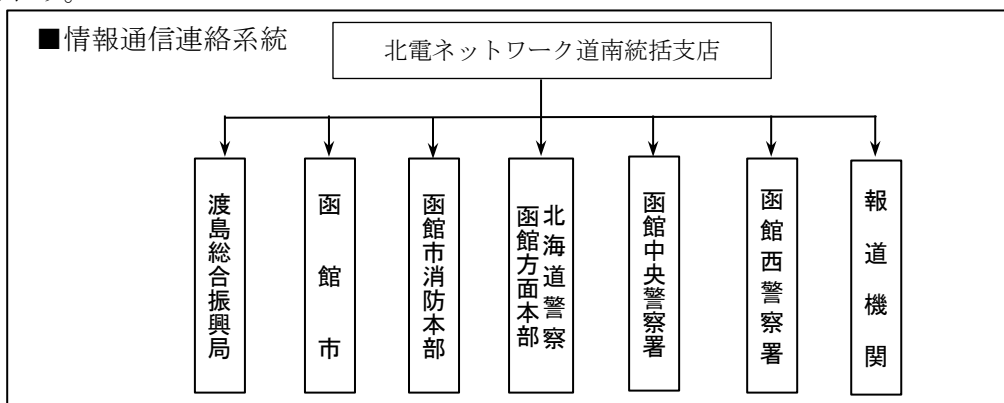
第2項 応急対策

市および防災関係機関等は、大規模停電による災害から住民等の身体・生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施するものとする。

1 大規模停電による災害発生時の情報の連絡、収集および伝達

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおり。



(2) 情報通信手段の確保、収集等

- ア 市および防災関係機関は、大規模停電による災害発生時に直ちに災害情報の連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 市および防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 市および防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

災害情報等の収集・伝達
応急-2 (P66)

2 災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、北電ネットワーク道南統括支店から、大規模停電が発生し、

災害対策本部の設置・
廃止
応急-1-1 (P57)

または発生のおそれがあるとの通報を受けたときは、速やかに関係機関に通報し、必要な配備体制をとるとともに、市民等の生命・財産等への被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるなどの状況に応じて、災害対策本部を設置し、北電ネットワーク道南統括支店その他関係機関と密接に連絡をとり、応急対策活動を行う。
災害対策本部の設置は、第3章第1節「災害応急体制」による。

3 現地災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、円滑な応急対策を実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の
設置・廃止
応急-1-3 (P58)

現地災害対策本部の組織等は、第3章第1節第3項「現地災害対策本部の設置・廃止」による。

4 応急活動体制

- (1) 市および防災関係機関は、大規模停電による災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。
- (2) 北電ネットワーク道南統括支店は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとし、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織道南統括支店支部を設置して非常災害対策活動を実施する。

また、大規模な災害が発生し、北電ネットワーク道南統括支店単独で早期停電解消が困難な場合に備え、本社、他電力会社および関係機関との連携・協力体制も整備する。

電力施設の応急対策
応急-15-2 (P114)

5 消火および救助活動

第3章第4節「消防活動」の定めによるほか、市（消防部）は、次の活動を実施するものとする。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助活動
- (2) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

消防活動
応急-4 (P74)

6 救急医療活動

第3章第5節「応急医療・救護」の定めによるほか、市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）は、社会福祉施設や病院等の状況を確認するとともに、必要な措置を実施するものとする。

応急医療・救護
応急-5 (P77)

7 交通対策

第3章第13節「緊急輸送」の定めによるほか、次の交通対策を行うものとする。

- (1) 信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送および

緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、北海道警察（函館方面本部、函館中央警察署、函館西警察署）は交通整理員を適切に配置するほか、市（総務対策部）は、不要不急の外出を控えていただくことなどについて、市民等に協力を求めるものとする。

緊急輸送
応急-13 (P106)

- (2) 道路、橋梁および港湾等の施設管理者は、ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

8 避難誘導

大規模停電による災害により、市民等の生命・財産の保護を図るため、必要がある場合は、第3章第6節「避難と受入れ、警戒区域の設定」の定めにより実施するものとする。

避難と受入れ、警戒区域の設定
応急-6 (P80)

9 応急電力対策

第3章第15節「ライフライン施設の応急対策」の定めによるほか、次の対策を行うものとする。

ライフライン施設の応急対策
応急-15 (P114)

- (1) 北電ネットワーク道南統括支店は、市（総務対策部）と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

なお、複数の市町村で停電が長期化し、医療機関、行政機関等の重要施設の機能確保が困難となる場合など、道の主導により対応を必要と判断する場合は、市は重要施設に優先順位をつけて電源車派遣の要請書を作成し、振興局経由で北海道（危機対策課）へ提出する。また、市（総務対策部）は派遣要請を行ったことについて北電ネットワーク道南統括支店に情報共有する。

- (2) 関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等の充電対策として、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

10 給水対策

市（企業対策部）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、各協定に基づき給水応援を要請するものとする。

11 防犯対策

第3章第17節「災害警備対策」による。

災害警備対策
応急-17 (P121)

12 応援要請

第3章第3節「応援要請」による。

応援要請
応急-3 (P72)

第7節 その他の災害対策計画

本節は、鉄道災害対策、道路災害対策、石油コンビナート等の防災対策、危険物等の災害対策により、予想される災害に対し、被害の拡大防止と軽減を図るため防災関係機関が緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施するよう定めたものである。

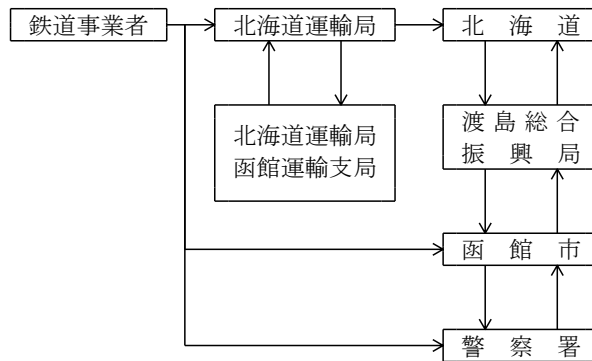
第1項 鉄道災害対策

鉄道施設の予防対策
予防-5-5 (P41)

鉄道施設の応急対策
応急-15-5 (P117)

鉄道における列車の衝突等による災害時には、鉄道事業者は早期に初動体制をとり、各種予防・応急対策を実施する。各防災関係機関は速やかに災害情報を収集し、状況に応じて応急活動体制を整える。

情報収集伝達系統は、次のとおりである。



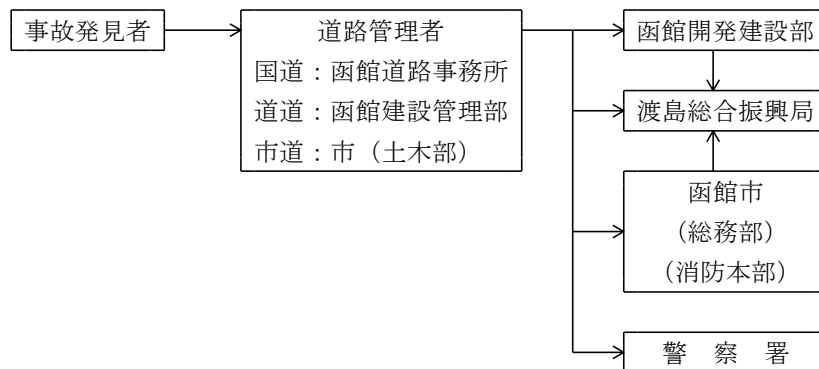
第2項 道路災害対策

道路・橋梁の予防対策
予防-4-1 (P36)

道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸新設の
応急対策
応急-16-2 (P118)

道路構造物のり災等による大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされる災害時には、道路管理者は早期に初動体制をとり、各種予防・応急対策を実施する。各防災関係機関は速やかに災害情報を収集し、状況に応じて応急活動体制を整える。

情報収集伝達系統は次のとおりである。



第3項 石油コンビナート等の防災対策

北海道が石油コンビナート等特別防災区域に指定している北斗地区は、市域に隣接し、その区域の範囲は次のとおりである。

『北斗地区』

北斗市七重浜1丁目、6丁目および7丁目の区域のうち特定事業所の所在する区域および周辺

具体的な災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画（北海道石油コンビナート等防災本部）の定めるところによる。

函館市は、当該特別防災区域における防災本部組織の指定市町村として位置づけられ、特別防災区域に係る応援体制の確立および防災のための協力を実施する。

資料1 防災組織関係

第4項 危険物等の災害対策

臨港地区等以外の危険物等施設の災害対策は、の第2章災害予防計画・第3章災害応急対策計画による。

また、市および各防災関係機関は、近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化等に伴い発生する大規模な火災や爆発および放射性物質の大量の放出等のその他の災害に対しても全力を挙げて対処することとし、必要に応じて個別災害対策として検討していく。

なお現在、青森県大間町において、原子力発電所の建設が進められているが、市と原子力発電所の建設地との間には津軽海峡があり、遮蔽物がないことや多数の漁船が操業していることなどから、異常が発生した場合、市民の不安が高まることが想定される。

このため必要に応じて情報の収集等を行い、市民の不安の解消等に努めるものとする。

災害予防計画
予防（P25）災害応急対策計画
応急（P57）

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型
地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第1章第4節第1項「市および防災関係機関が行う業務の大綱」を準用する。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

施設等の整備の具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮するものとする。

1. 建築物、構造物の耐震化

第2章第4節「土木および公共施設の予防対策」の定めにより行う。

2. 避難場所の整備

第2章第2節「災害に強いまちづくり」の定めにより行う。

3. 避難経路の整備および消防用資機材の整備

第2章第7節「避難体制の整備」および第1章第3節「消防・救急体制の強化」の定めにより行う。

4. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾または漁港の整備

第2章第4節「土木および公共施設の予防対策」の定めにより行う。

5. 通信施設の整備

第3章第2節「災害情報等の収集・伝達」の定めにより行う。

第3節 災害対策本部の設置等

第1項 災害対策本部の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震または当該地震とされうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに函館市災害対策本部および必要に応じて現地対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部の組織および運営

災害対策本部等の組織および運営は、災害対策基本法、函館市災害対策本部条例および函館市災害対策本部活動要領に定めるところによるほか、第3章第1節第5項3「災害対策本部の組織」を準用する。

第3項 災害応急対策要員の参集

市長は、通常交通機関の利用が不能となる可能性を勘案し、配備態勢および参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については、第3章第1節第5項「職員の動員・配備」を準用する。

また、市職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所への参集に努めるものとする。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

市は、地震発生時の情報収集、津波警報等における住民への伝達および避難指示は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

また、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、国、北海道、関係機関等との連絡体制を整える。その他については、第3章第2節「災害情報の収集・伝達」を準用する。

2. 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等および避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3. 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4. 救助・救急・消火・医療活動

救助・医療活動等に当たっては、第3章第4節「消防活動」および第5節「応急医療・救護」を準用する。

5. 物資調達

市は、発災後適切な時期において市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、物資供給体制の充実を図る。

6. 輸送活動

輸送活動については、第3章第13節「緊急輸送」を準用する。

7. 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動にあたっては、第3章第7節「生活救援対策」を準用する。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 市は、地震発生時の情報収集、津波警報等による住民への伝達および避難指示は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

2. 人員配置

市は、人員の配備状況を北海道に報告する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材および人員配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、函館市地域防災計画に定める災害応急対策および施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備および配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごと別に定める。

第3項 他機関に対する応援要請

1. 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料6「各種協定」を準用する。
2. 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難および迅速な救助の確保に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

1. 河川、海岸、港湾および漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
2. 河川、海岸、港湾および漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順および平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針および計画
 - (5) 防災行政無線等の整備の方針および計画

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達にかかる基本的事項は、第3章第2節第1項のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

1. 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等および観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮する。
2. 船舶に対する津波警報等の伝達および陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置をあわせて伝わることに配慮する。
3. 管轄区域内の被害状況の迅速・確実に把握すること。

第3項 地域住民等の避難行動等

1. 市は、避難対象地域内の住民が、津波来襲時に的確な避難が行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。
 - (1) 避難対象地域
北海道が設定した津波浸水想定区域を基に市が定め、ハザードマップ等により周知を図る。
 - (2) 避難場所（屋内、屋外の種別）
市が指定した指定緊急避難場所（屋内）、緊急避難地（屋外）、津波避難ビル（屋内）について、ハザードマップ等により周知を図る。
 - (3) 避難方法
徒歩避難を基本とするが、指定緊急避難場所までの距離が相当程度長い場合や徒歩で避難することが困難な場合は、自動車での避難を認めるものとする。
 - (4) 避難指示の伝達方法

防災行政無線、緊急速報メール、広報車、FAX、SNS等に加え、各報道機関の協力を得てテレビ・ラジオによる放送を行うなど、有機的に組み合わせて実施する。

3. 市は、必要に応じて第3章第6節第4項により避難場所を開設、運営するものとし、当該避難場所に必要な設備および資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
4. 地域の自主防災組織および施設または事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画および市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
5. 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は、第2章第9節「要配慮者対策」の定めにより行う。

第4項 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、第2章第1節第2項「防災知識の普及・啓発」に基づき周知を行う。

第5項 消防機関等の活動

1. 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策をとるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
2. 1に掲げる措置を実施するためには必要な動員、配備および活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

第6項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1. 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、第3章第15節第1項「上・下水道施設の応急対策」のとおりとする。

2. 電気

- (1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医

療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

- (2) 北電力ネットワーク道南統括支店が行う措置は、第3章第15節第2項「電力施設の応急対策」のとおりとする。

3. ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部が行う措置は、第3章第15節第3項「ガス施設の応急対策」のとおりとする。

4. 通信

東日本電信電話北海道南支店が行う措置は、第3章第15節第4項「通信施設の応急対策」のとおりとする。

5. 放送

NHK函館放送局等は、津波に対する避難が必要な地域の住民および観光客等に対して、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

第7項 交通対策

1. 道路

- (1) 交通規制

北海道警察および道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

- (2) 除雪

冬季においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的に確保する。

2. 海上

- (1) 函館海上保安部および港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を実施する。

- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

3. 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運

行の停止等の運行上の措置をとるものとする。

第8項 市が自ら管理または運営する施設に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用電源の整備、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護等の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部および地区災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3. 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、原則として工事を中断

するものとし、津波襲来に備えて必要な措置を実施する場合には、作業員の安全を確保するものとする。

第9項 迅速な救助

1. 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施に努めるものとする。
2. 市は、北海道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。
3. 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
4. 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw 8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、市および道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

第1項 後発地震への注意を促す情報等の伝達

1. 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

(1) 市内部および関係機関相互間の伝達

第3章第2節第1項「情報伝達系統」に基づき行う。

(2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達

第3章第2節第1項「情報伝達系統」に基づき行う。

第2項 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発

地震に対して注意する措置を講ずる。

第3項 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(後発地震に対して注意する措置)

1. 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
2. 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
3. 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
4. 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備えは、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第7節 防災訓練に関する事項

1. 市および防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。
2. 市は、北海道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練および本部運営訓練
 - (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所への避難者の人数等について、迅速かつ的確に北海道および防災関係機関に伝達する訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1. 市職員等に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員等を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、市は職員等に必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程

- 度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

函館市地域防災計画
(令和6年2月)

編集・発行 函館市防災会議
事務局 函館市総務部災害対策課
函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3648 FAX 0138-27-6489
E-mail:bousai@city.hakodate.hokkaido.jp